

# 店舗総合保険約款

普通保険約款 特約

2021年7月改定

 現代海上火災保険株式会社

## ご契約の皆様へ

このたびは当社の店舗総合保険をご契約いただき、ありがとうございます。保険証券ができ上がりましたのでお届けいたします。念のためご契約内容をお確かめいただき、期間終了まで大切に保存なさってください。  
万一、記載事項が事実と相違している場合またはご不明の点がございましたら扱代理店または最寄りの当社支店へご照会ください。

日本支社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー19階

☎(03)5962-9500

大阪事務所 〒542-0081 大阪市中央区南船場3-11-18 郵政福祉心斎橋ビル7階

☎(06)6245-5447

## 目

店舗総合保険普通保険約款	1頁
--------------	----

### 特 約

(1) 臨時費用補償特約(10%用)	7頁
(2) 臨時費用補償特約(30%用)	7頁
(3) 植物特約	7頁
(4) 動物特約	7頁
(5) 作業変更通知特約	7頁
(6) 危険品特約(普通品のみを納置する場合)	7頁
(7) 危険品特約(A級危険品を納置する場合)	8頁
(8) 危険品特約(B級危険品を納置する場合)	8頁
(9) 消火設備特約	8頁
(10) ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約	8頁
(11) 告知等変更特約(店総用)	8頁
(12) 付保割合条件付実損払特約(店総用)	9頁
(13) 借家人賠償責任補償特約	9頁
(14) 借家人賠償責任補償特約・追加特約	11頁
(15) 借家人賠償責任補償特約(総合補償店総用)	11頁
(16) 修理費用補償特約	13頁
(17) 修理費用補償特約・追加特約	14頁
(18) 店舗賠償責任補償特約	14頁
(19) 家賃補償特約	16頁
(20) 債額協定保険特約(建物新価・家財新価用)	17頁
(21) 債額協定保険特約(建物新価・家財時価用)	18頁
(22) 債額協定保険特約付帯契約の継続に関する特約 (年払契約用)	19頁
(23) 新価保険特約	20頁

## 次

(24) 新価保険自動追加特約	21頁
(25) 特殊包括に関する特約(店総用)	21頁
(26) 特殊包括に関する特約(店総用)・自動追加特約	22頁
(27) 複数敷地内特殊包括に関する特約(店総用)	22頁
(28) 複数敷地内特殊包括に関する特約(店総用)・自動追加特約	23頁
(29) 免責金額特約(店総契約・時価用)	23頁
(30) 免責金額特約(店総契約・新価用)	24頁
(31) その他危険補償特約(店舗総合用)	25頁
(32) 支払限度額特約(店総契約・時価用)	25頁
(33) 支払限度額特約(店総契約・新価用)	26頁
(34) 長期保険保険料一括払特約(店総用)	27頁
(35) 長期保険保険料年払特約(住・店総用)	27頁
(36) 保険料一般分割払特約	28頁
(37) 保険料大口分割払特約	28頁
(38) 保険契約の継続に関する特約	29頁
(39) 代位求償権不行使特約	30頁
(40) 抵当権者特約	30頁
(41) 共同保険に関する特約	30頁
(42) 水災補償変更特約(店総用)	30頁

地震保険普通保険約款	32頁
------------	-----

### 特 約

(1) 長期保険保険料払込特約(地震保険用)	38頁
(2) 自動継続特約(地震保険用)	38頁
(3) 抵当権者特約(地震保険用)	38頁

# 店舗総合保険普通保険約款

## 第1章 補償条項

### 第1条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害（消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。以下同様とします。）に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

① 火災

② 洪水

③ 破裂または爆発（「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。以下この条において同様とします。）

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害（風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分が次のいずれかに該当する事故によって被損し、その被損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。以下(2)において同様とします。なお、「建物」とは、土地に定着し、屋根および柱または壁を有するもののをいいます。外壁、屋根、開口部等をいいます。）（③の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第35条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者は被保険者は、第31条（事故の通知）および第32条（損害防止義務および損害防止費用）の規定に基づく義務を負うものとします。以下(2)において同様とします。）を受け、その損害の額が20万円以上となつた場合には、その損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の額の認定は、敷地内（特別の約定がない限り、引いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者はまたは被保険者は、第31条（事故の通知）および第32条（損害防止義務および損害防止費用）の規定に基づく義務を負うものとします。以下(2)において同様とします。）を受け、その損害の額が20万円以上となつた場合には、その損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

① 風災（台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。）

② 雷災

③ 雪災（豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。）

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

① 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくは

その積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。以下(6)において同様とします。）または（2）もしくは（6）の事故による損害を除きます。

② 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（水が溢れることがあります。）による水濡れ。ただし、（2）もしくは（6）の事故による損害または給排水設備（スプリンクラー設備、装置を含みます。以下(2)において同様とします。）自体に生じた損害を除きます。

ア、給排水設備に生じた事故

イ、被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故

③ 駐擾およびこれに類似の集団行動（群衆または多数者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穀が害される状態または被害を生ずる状態であって、第2条（保険金を支払わない場合）（2）①の暴動に至らないものをいいます。）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(4) 当会社は、盗難（強盗、窃盗またはこれら未遂をいいます。以下同様とします。）によって保険の対象である建物、家財または設備・什器等（設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同様とします。）について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

(5) 当会社は、家財が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における生活用の通貨もしくは預貯金証書（預貯金訃書または貯金証書をいい、預貯金および預貯引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。以下同様とします。）の盗難によって損害が生じたときは、または設備・什器等が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における業務用の通貨もしくは預貯金訃書の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。ただし、預貯金訃書の盗難による損害については、次に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。

① 保険契約者は被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先方に被害の届出をしたこと。

② 盗難にあつた預貯金印封から現金が引き出されたこと。

(6) 当会社は、台風、暴雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この約款に従い、水害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、損害の状況の認定によるものとします。

① 保険の対象である建物または家財にそれぞれの保険額（損害が生じた地および時に保険の対象の額をいいます。以下同様とします。なお、「保険の対象の額」とは、再調達保額から使用による消耗、経年年数等に応じた減保額を差し引いた額をいい、その減保額は、通常の維持管理（注1）が行われている場合は再調達保額の50%、それ以外の場合は90%に相当する額を限度とします。（注2）（注3）以下同様とします。また、「再調達保額」とは、保険の対象と同一の構造、用途、規模、型の能力のものを作成または再取得するに要する額をいいます。以下同様とします。）の30%以上の損害が生じた場合

### (注1) 通常の維持管理

保険の対象	状況
建物	外壁、屋根、梁、建具等、給排水設備、電気設備等の修理、修繕、清掃等が必要に応じて行われることをいいます。
家財	家具・家電類の入手、修理、修繕、清掃等が必要に応じて行われることをいいます。
機械・設備、什器・備品等	定期または臨時のメンテナンスや修理、修繕、清掃等が必要に応じて行われることをいいます。なお、法定耐用年数を超過し、かつ使用されていないものは減価割合を100%とします。

### (注2) 保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、保険証券に明記されたものは減価額を定めないものとします。

### (注3) 保険の対象が商品である場合、再調達保額とは再仕入れ額をいい、使用による损耗、経年年数等に応じた減価額は考慮しないものとします。

② 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水（居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、敷設または板張等のものをいい、土地面より下にある場合はその床面をいいます。以下(3)および(4)において同様とします。）または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財に損害が生じた場合

③ (1)および(2)に該当しない場合において、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財に損害が生じたとき。

④ 保険の対象である設備・什器等または商品・製品等（商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。以下この条において同様とします。）を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等に損害が生じた場合

(7) 当会社は、(1)から(3)までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取扱いに必要な費用（取り扱費用、費用つけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取扱い費用」といいます。）に対して、この約款に従い、残存物取扱い費用を保険金を支払います。

(8) 当会社は、次に掲げる①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、この約款に従い、失火見舞費用保険金を支払います。

① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者（保険契約者は異なる保険契約の場合は保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。以下(2)において同様とします。）の所有物で被保険者の占有が有する部分（区分所有建物の共用部分を含みます。）から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。

② 第三者の所有物（動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所にあるものに限ります。）の滅失、損傷または汚損。ただし、煙、煙損傷または臭氣付着の損害を除きます。

(9) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象の損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合（この場合においては、第2条（保険金を支払わない場合）（2）②の規定は適用しません。）には、それによって臨時に生ずる費用に対する損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、扉または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

① 保険の対象が建物である場合には、その建物が半壊以上となったとき（建物の主要構造部の大災による損害の額が、その建物に保険額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。以下(2)および(3)において同様とします。）。

② 保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半壊以上となったとき、またはその家財が全焼となったとき（家財の大災による損害の額が、その家財の保険額の80%以上となつた場合をいいます。この場合における家財には第3条（保険の対象の範囲）（3）②に掲げる物は含みません。）。

③ 保険の対象が設備・什器等または商品・製品等である場合には、これらを収容する建物が半壊以上となつたとき。

(10) 当会社は、(1)の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり次のいずれかに該当する費用（居住の用に供する部分にかかる費用を除きます。）が発生した場合は、その費用のうち当会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用（以下「修理付帯費用」といいます。）に対して、この約款に従い、修理付帯費用保険金を支払います。

① 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用（被保険者またはその親族もしくは使用人にかかる人件費および被保険者が法人である場合に、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかる人件費を除きます。以下(2)において同様とします。）。

② 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間（保険の対象に損害が発生直前の状態に復旧するため通常要する時間とを超えないものとします。以下(5)において「復旧期間」といいます。）を超える期間に応じる費用を除きます。

③ 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。

④ 損害が生じた保険の対象の修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のため取得した物の保険の対象の復旧完了時ににおける額を除きます。

⑤ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用（敷金その他の賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に応じる費用を除きます。以下(5)および(6)にお

- いて同様とします。)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用を超えるものもを除きます。
- ⑥ 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
- ⑦ 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
- ## 第2条 (保険金を支払わない場合)
- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金(損害保険金、水害保険金、残存物取扱費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金または修理付帯費用保険金をいいます。)を支払いません。
- ① 保険契約者は、被保険者(保険契約または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
  - ② (①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。)
  - ③ 保険の対象に対する加熱加湿作業または乾燥作業。ただし、これらの作業によって第1条(保険金を支払う場合)の事故が生じた場合を除きます。
  - ④ 保険契約者はまた被保険者が所有(所有権留保条件付買賣契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条件付買賣契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。)または運転(保険契約または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。)する車両またはその積載物の衝突または接触
  - ⑤ 被保険者または被保険者に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
  - ⑥ 第1条(1)から(3)までの事故または(6)もしくは(9)の事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難
  - ⑦ 保険の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(これら的事由によって発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
  - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ③ 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下③において同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、第1条(保険金を支払う場合)の事故による場合を除き、保険金を支払いません。
- ① 電気の事故による炭化または溶融の損害
  - ② 機械の運動部分または回転部分の動作中に生じた分解飛散の損害
  - ③ 角鉄、変形その他これらに類似の損害
- (4) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害(第1条(保険金を支払う場合)の事故が生じた場合は、次のいずれかに該当する損害に限ります。)に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者は被保険者またはこれらに代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもつてしても発見し得なかった欠陥を除きます。
  - ② 保険の対象の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥かれ、肌落ち、発臭もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
  - ③ ねずみ食い、虫食い等
- (5) 当会社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ガタガタ、わみ、ひこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。
- ## 第3条 (保険の対象の範囲)
- (1) この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物またはこれに収容される動産(物置、車庫その他の付属建物を保険証券に明記して保険の対象に含めた場合には、これに収容される動産を含みます。)とします。
- (2) 次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。)
  - ② 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
  - (3) 次に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
    - ① 門、堀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
    - ② 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
    - ③ 稿本、設計書、図案、雑型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
    - (4) 建物が保険の対象である場合には、次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
      - ① 骨、建具その他これらに類する物
      - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消防、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
      - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
      - (5) 家財が保険の対象である場合には、被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で保険証券記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

(6) 建物と家財の所有者が異なる場合において、家財が保険の対象であるときは、(4)に掲げる物で被保険者の所有する生活用のもののは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

(7) 建物と設備・什器等の所有者が異なる場合において、設備・什器等が保険の対象であるときは、(4)に掲げる物で被保険者の所有する業務用のもののは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

(8) 家財が保険の対象である場合において、生活用の通貨または預貯金証書に、また、設備・什器等が保険の対象である場合においては、業務用の通貨または預貯金証書に、第1条(保険金を支払う場合)(5)の盗難による損害が生じたときは、(2)の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この約款にいう保険額および保険金額ならびに保険証券記載の家財または設備・什器等の保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

## 第4条 (損害保険金の支払額)

(1) 当会社が第1条(保険金を支払う場合)(1)から(4)までの損害保険金として支払うべき損害の額は、保険額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときは、保険額を限度とし、次の算式(算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能でありかつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えるとしたときは、その部分品の修理費による修理費とします。)によって算出した額とします。

修理によって保険の対象の価額 - 修理に伴って生じた残存物 = 損害の額  
(注1) (注3)  
(注1) 通常の維持管理(注2)が行われている場合は再調達価額の50%、それ以外の場合は90%に相当する額を限度とします。  
(注2) 第1条(保険金を支払う場合)(6) (1) (注1) に定める通常の維持管理をいいます。  
(注3) 保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、保険証券に明記されたものまたは商品、製品等である場合、修理による増加額は考慮しないものとします。

(2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険額を限度とします。

(3) 保険額が保険保険額の80%に相当する額以上の場合は、当会社は、保険金額を限度とし、(1)および(2)の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。

(4) 保険額が保険保険額の80%に相当する額より低い場合は、当会社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\frac{\text{保険金額}}{\text{規定による損害の額}} \times \frac{\text{保険保険額の80\%に相当する額}}{\text{保険保険額の80\%に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$$

(5) 第3条(保険の対象の範囲) (3) (2)に掲げる物を保険証券に明記して保険の対象に含めた場合において、その物に盗難による損害が生じたときの当会社の支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。

## 第5条 (損害保険金の支払額—通貨または預貯金証書の盗難の場合)

(1) 第1条(保険金を支払う場合)(5)の生活用の通貨または業務用の通貨の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに生活用の通貨の盗難については20万円を、また、業務用の通貨の盗難については30万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

(2) 第1条(保険金を支払う場合)(5)の生活用の預貯金証書または業務用の預貯金証書の盗難の場合には、当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに生活用の預貯金証書の盗難については200万円または家財の保険額のいずれか低い額を、また、業務用の預貯金証書の盗難については300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

## 第6条 (水害保険金の支払額)

(1) 当会社が第1条(保険金を支払う場合)(6) (1)の水害保険金として支払うべき損害の額は、第4条(損害保険金の支払額) (1)の規定による額とします。

(2) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(6) (1)の水害保険金として、次の算式(保険金額が保険額を超える場合は、算式の保険金額は、保険額とします。)によって算出した額を支払います。

$$\frac{\text{保険金額} \times (1) \text{の規定による損害の額}}{\text{保険保険額}} \times \frac{\text{縮小割合}}{(70\%)} = \text{水害保険金の額}$$

(3) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(6) (2)の水害保険金として、次の算式(保険金額が保険額を超える場合は、算式の保険金額は、保険額とします。)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

$$\frac{\text{保険金額} \times \text{支払割合}}{(10\%)} = \text{水害保険金の額}$$

(4) 当会社は、第1条(保険金を支払う場合)(6) (3)または(4)の水害保険金として、次の算式(保険金額が保険額を超える場合は、算式の保険金額は、保険額とします。)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

$$\frac{\text{保険金額} \times \text{支払割合}}{(5\%)} = \text{水害保険金の額}$$

(5) (3)および(4)の規定に基づいて、当会社が支払うべき第1条(保険金を支払う場合)(6) (2)から(4)までの水害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

## 第7条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）（1）から（3）までの損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条（7）の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。  
(2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

## 第8条（失火見舞費用保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）（8）の失火見舞費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、同条（8）①の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額（保険金額が保険金額を超える場合は、保険金額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）の20%に相当する額を限度とします。

$$\text{第1条 (8) ②の損害が生じた世帯または法人} \times 1\text{被災世帯あたりの支払額} = \text{失火見舞費用保険金の額}$$

(以下「被災世帯」といいます。)の数  
(20万円)

- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき失火見舞費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、失火見舞費用保険金を支払います。

## 第9条（地震火災費用保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）（9）の地震火災費用保険金として、次の算式（保険金額が保険金額を超える場合は、算式の保険金額は、保険金額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合 (5\%)} = \text{地震火災費用保険金の額}$$

- (2) (1)ただし書においては、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。

## 第10条（修理付帯費用保険金の支払額）

- (1) 当会社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額（保険金額が保険金額を超える場合は、保険金額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。）に30%を乗じて得た額または1,000万円のいずれか低い額を限度とし、修理付帯費用の額を第1条（保険金を支払う場合）（10）の修理付帯費用保険金として、支払います。

- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によって支払うべき修理付帯費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理付帯費用保険金を支払います。

## 第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等（この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結された第1条（保険金を支払う場合）の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約は互に被保険者の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払限度額」といいます。）の合計額が、保険金の種類ごとに別表1に掲げる支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金とし支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

- (2) (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第1条（保険金を支払う場合）（1）から（4）までの損害保険金および同条（6）①の水害保険金については、その他の保険契約等がないものとして（1）の規定に基づいて算出した額を支払います。

- (3) (1)の場合において、第1条（保険金を支払う場合）（7）の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条（1）から（3）までの損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。
- (4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおのの別に適用します。

## 第12条（包括して契約した場合の保険金の支払額）

- 2以上上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険金額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第4条（損害保険金の支払額）（3）および（4）、第6条（水害保険金の支払額）（2）から（4）までならびに第9条（地震火災費用保険金の支払額）（1）の規定をおのの別に適用します。

## 第2章 基本条項

### 第13条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終ります。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第14条（告知義務）

- (1) 保険契約者は、保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者は被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

- ① (2)に規定する事実がなくなった場合

- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

- ③ 保険契約者は被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出た場合に、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認める限り、これを承認するものとします。

- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

- (4) (2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第25条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

### 第15条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなつた場合には、当会社への通知は不要ありません。

- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。

- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生したこと。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者は被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（1）の規定による通知をしなかつたときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

- (4) (2)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第25条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなつた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (7) (6)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第25条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

### 第16条（保険契約者の住所変更）

- 保険契約者は保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

### 第17条（保険の対象の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者は被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転せざるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出、承認を請求しなければなりません。

- (3) 当会社が、(2)の規定による承認をする場合には、第20条（保険契約の失效）（1）の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

### 第18条（保険の対象の調査）

- 当会社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。

### 第19条（保険契約の無効）

- 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

### 第20条（保険契約の失效）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事が発生した時に保険契約は効力を失います。

- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第38条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

- ② 保険の対象が譲渡された場合

(2) おのの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

## 第21条 保険契約の取消し

保険契約または被保険者の許可または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

## 第22条 (保険金額の調整)

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が故意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

## 第23条 (保険契約による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

## 第24条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
  - ① 保険契約者はまたは被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 保険契約者はまたは被保険者が、次のいずれかに該当すること。
    - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
    - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められること。
    - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
    - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき關係を有していると認められること。
  - （注）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。
  - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者はまたは被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第25条（保険契約解除の効力）の規定にかかるらず、(1)から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事由による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 保険契約者はまたは被保険者が(1)③から④までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③から④までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

## 第25条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第26条 (保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第14条（告知義務・通知義務等）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危險増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（保険契約者はまたは被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなった場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料取扱前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

## 第27条 (保険料の返還－無効または失効の場合)

- (1) 第19条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還します。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

## 第28条 (保険料の返還－取消しの場合)

- (1) 第21条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

## 第29条 (保険料の返還－保険金額の調整の場合)

- (1) 第22条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第22条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

## 第30条 (保険料の返還－解除の場合)

- (1) 第14条（告知義務）(2)、第15条（通知義務）(2)もしくは(6)、第24条（重大事由による解除）(1)または第26条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第23条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

## 第31条 (事故の通知)

- (1) 保険契約者はまたは被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当会社に遅延なく通知しなければなりません。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時的に移転するることができます。
- (3) 保険契約者はまたは被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第32条 (損害防止義務および損害防除費用)

- (1) 保険契約者はまたは被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者はまたは被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害の発生または拡大の防止のために必要な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金が支払われないとき（免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。）を除き、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。ただし、同条(9)の損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。
  - ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
  - ② 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用または再取得費用
  - ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。）
- (3) 保険契約者はまたは被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。
$$\text{第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の額} = \frac{\text{損害の発生または拡大}}{\text{を防止することができる}} - \text{を負担する額}$$

- (4) 第4条（損害保険金の支払額）(4)、第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1)および第12条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを適用します。この場合において、第11条(1)の規定中「別表1に掲げる支払限度額」とあるのは、「第32条（損害防止義務および損害防除費用）(2)によって当会社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。
- (5) (2)の場合において、当会社は、(2)に規定する負担金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、これを負担します。

## 第33条 (生存物および盗難品の帰属)

- (1) 当会社が第1条（保険金を支払う場合）(1)から(4)までの損害保険金または(6)の水害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。
- (2) 収取された保険の対象について、当会社が第1条（保険金を支払う場合）(4)の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第4条（損害保険金の支払額）(2)の費用を除き、収取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が第1条（保険金を支払う場合）(4)の損害保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の保険額に相当する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) (3)の規定にかかるらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額（第4条（損害保険金の支払額）(2)の費用にに対する損害保険金に相当する額を差し引いた額とします。）を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

## 第34条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行なうことができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
  - ① 保険金の請求書
  - ② 保険証券
  - ③ 損害見積書
  - ④ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
  - ⑤ その他の当会社が第35条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行なうために次のことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者はまたは被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第35条 (保険金の支払時期)

(1) 当会社は、被保険者が第34条(保険金の請求) (2)の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由發生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(保険価額を含みます。)および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするために、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1)から④までの事項を確認するための、検察、警察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。)180日

② (1)から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会90日

③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における (1)から④までの事項の確認のための調査 60日

④ (1)から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかつた場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間について、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

#### 第36条 (時効)

保険請求権は、第34条(保険金の請求) (1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第37条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するに必要な費用は、当会社の負担とします。

#### 第38条 (保険金支払後の保険契約)

(1) 第1条(保険金を支払う場合) (1)から(4)までの損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) (1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

(3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

(4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

#### 第39条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めるなどを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合は、その所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

#### 第40条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第41条 (準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第1条(保険金を支払う場合) (1)から(3)までの損害保険金	損害の額
2	第1条(保険金を支払う場合) (4)の損害保険金	① 第1条(保険の対象の範囲) (3)②に掲げる物 1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円(他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
		② 上記以外の物 損害の額
3	第1条(保険金を支払う場合) (5)の損害保険金	① 生活用の通貨 1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円(他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
		② 業務用の通貨 1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円(他の保険契約等に、限度額が30万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
		③ 生活用の預貯金証書 1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円(他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
		④ 業務用の預貯金証書 1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額
4	第1条(保険金を支払う場合) (6)の水害保険金	損害の額に70%(他の保険契約等に、縮小割合が70%を超えるものがある場合は、これらの縮小割合のうち最も高い割合)を乗じて得た額
		② ②の水害保険金 1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円(他の保険契約等に、この損害に対する限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または保険価額に10%(他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が10%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合)を乗じて得た額のいずれか低い額
		③ ③または④の水害保険金 1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円(他の保険契約等に、この損害に対する限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)または保険価額に5%(他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合)を乗じて得た額のいずれか低い額
		④ 上記②および③の水害保険金の合計額 1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円(他の保険契約等に、1敷地内ごとの限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額)
		(5) 上記①から④までの規定にかかわらず、他の保険契約等に損害の額を支払限度額とするものがある場合 損害の額
5	第1条(保険金を支払う場合) (7)の残存物取扱費用保険金	残存物取扱費用の額
6	第1条(保険金を支払う場合) (8)の失火見舞費用保険金	1回の事故につき、20万円(他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額)に被災世帯の数を乗じて得た額

7	第1条（保険金を支払う場合）（9）の地震火災費用保険金	<p>(1) それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）を超える場合</p> <p>(2) 上記（1）に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約のおのおのの保険の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%（他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合）を乗じて得た額を超えるとき。</p>	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円（他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）
8	第1条（保険金を支払う場合）（10）の修理付帯費用保険金		1回の事故につき、1敷地内ごとに1,000万円（他の保険契約等に、限度額が1,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額）または修理付帯費用の額のいずれか低い額

別表2 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

# 特 約

## (1) 臨時費用補償特約 (10%用)

### 第1条 (定義)

この特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。

用語	定義
一般約款	火災保険普通保険約款（一般物件用）をいいます。
工場約款	火災保険普通保険約款（工場物件用）をいいます。
倉庫約款	火災保険普通保険約款（倉庫物件用）をいいます。
住火約款	住宅火災保険普通保険約款をいいます。
住総約款	住宅総合保険普通保険約款をいいます。
店総約款	店舗総合保険普通保険約款をいいます。
普通約款	この特約が付帯された各普通保険約款または特約をいいます。

### 第2条 (臨時費用保険金を支払う場合および支払額)

(1) 当会社は、この特約が付帯された次の約款の次の条項に基づいて損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。

- ① 一般約款第1条（保険金を支払う場合） (1) および (2)
- ② 工場約款第1条（保険金を支払う場合） (1) から (4)
- ③ 倉庫約款第1条（保険金を支払う場合） (1)
- ④ 住火約款第2条（保険金を支払う場合） (1) および (2) (注1)
- ⑤ 住総約款第2条（保険金を支払う場合） (1) から (3) (注2)
- ⑥ 店総約款第1条（保険金を支払う場合） (1) から (3)

(注1) 住火約款第2条（保険金を支払う場合） (1) および (2)

このうち、住火約款第2条 (2) について、風災等支払方法変更特約（ディダクティブル型）（住火用）（以下本注において「風災特約」といいます。）が付帯されている場合には、風災特約によって読み替えられた住火約款第2条 (2) とします。

(注2) 住総約款第2条（保険金を支払う場合） (1) から (3)

このうち、住総約款第2条 (2) について、風災等支払方法変更特約（ディダクティブル型）（住火用）（以下本注において「風災特約」といいます。）が付帯されている場合には、風災特約によって読み替えられた住総約款第2条（保険金を支払う場合） (2) とします。

(2) 当会社は、臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。

$$(1) \text{の損害保険金} \times \text{支払割合} (10\%) = \text{臨時費用保険金の額}$$

(3) 1回の事故における臨時費用保険金は100万円を限度とします。

(4) (2)の場合において当会社は、(2)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

### 第3条 (他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

(1) この特約が付帯された次の約款の次の条項の適用がある場合においては、第2条（臨時費用保険金を支払う場合） (1) の損害保険金は、次の条項の規定を適用して算出した額とします。

- ① 一般約款第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額） (1) および (2)
- ② 工場約款第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額） (1) および (2)
- ③ 倉庫約款第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額） (1) および (2)
- ④ 住火約款第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額） (1) および (2)
- ⑤ 住総約款第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額） (1) および (2)
- ⑥ 店総約款第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額） (1) および (2)

(2) (1)に掲げる各約款の各条 (1) の支払限度額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円とします。ただし、他の保険契約等に、限度額がこれをを超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(3) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1) および (2)の規定をおのおの別に適用します。

### 第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## (2) 臨時費用補償特約 (30%用)

### 第1条 (定義)

この特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。

用語	定義
一般約款	火災保険普通保険約款（一般物件用）をいいます。
工場約款	火災保険普通保険約款（工場物件用）をいいます。
倉庫約款	火災保険普通保険約款（倉庫物件用）をいいます。
住火約款	住宅火災保険普通保険約款をいいます。
住総約款	住宅総合保険普通保険約款をいいます。
店総約款	店舗総合保険普通保険約款をいいます。
普通約款	この特約が付帯された各普通保険約款をいいます。

### 第2条 (臨時費用保険金を支払う場合および支払額)

(1) 当会社は、この特約が付帯された次の約款の次の条項に基づいて損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、この特約に従い、臨時費用保険金を支払います。

- ① 一般約款第1条（保険金を支払う場合） (1) および (2)
- ② 工場約款第1条（保険金を支払う場合） (1) から (4)
- ③ 倉庫約款第1条（保険金を支払う場合） (1)
- ④ 住火約款第2条（保険金を支払う場合） (1) および (2) (注1)
- ⑤ 住総約款第2条（保険金を支払う場合） (1) から (3) (注2)
- ⑥ 店総約款第1条（保険金を支払う場合） (1) から (3)

(注1) 住火約款第2条（保険金を支払う場合） (1) および (2)

このうち、住火約款第2条 (2) について、風災等支払方法変更特約（ディダクティブル型）（住火用）（以下本注において「風災特約」といいます。）が付帯されている場合には、風災特約によって読み替えられた住火約款第2条 (2) とします。

(注2) 住総約款第2条（保険金を支払う場合） (1) から (3)

このうち、住総約款第2条 (2) について、風災等支払方法変更特約（ディダクティブル型）（住火用）（以下本注において「風災特約」といいます。）が付帯されている場合には、風災特約によって読み替えられた住総約款第2条（保険金を支払う場合） (2) とします。

(2) 当会社は、臨時費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。

$$(1) \text{の損害保険金} \times \text{支払割合} (30\%) = \text{臨時費用保険金の額}$$

(3) 1回の事故における臨時費用保険金は次の額を限度とします。

- ① (1) から③および⑥の場合  
500万円
- ② (1) (4), (5)の場合  
100万円

(4) (2)の場合において、当会社は、(2)の規定によって支払うべき臨時費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

### 第3条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) この特約が付帯された次の約款の次の条項の適用がある場合においては、第2条（損害保険金を支払う場合） (1) の規定を適用して算出した額とします。

- ① 一般約款第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額） (1) および (2)
- ② 工場約款第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額） (1) および (2)
- ③ 倉庫約款第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額） (1) および (2)
- ④ 住火約款第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額） (1) および (2)
- ⑤ 住総約款第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額） (1) および (2)
- ⑥ 店総約款第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額） (1) および (2)

(2) (1)に掲げる各約款の各条 (1) の支払限度額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに次の額を限度とします。

- ① (1) から③および⑥の場合  
500万円
- ② (1) (4), (5)の場合  
100万円

(3) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1) および (2)の規定をおのおの別に適用します。

### 第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## (3) 植物特約

当会社は、この特約が付帯された保険契約の保険の対象である鑑賞用植物が、その保険契約により当会社が補償する危険の発生によって損害を受けたため、損害発生後7日以内に枯死（その植物の生命が全く絶たれた状態をいいます。）した場合にのみ保険金を支払います。

## (4) 動物特約

当会社は、この特約が付帯された保険契約の保険の対象である鑑賞用動物が、その保険契約により当会社が補償する危険の発生によって、その動物を収容する保険証券記載の建物または工作物内で損害を受けたため、損害発生後7日以内に死亡した場合にのみ保険金を支払います。

## (5) 作業変更通知特約

この契約の期間中、保険証券記載の建物または屋外設備・装置内で行なわれる作業またはその作業に使用する危険品の全部もしくは一部に変更があったとき（休止中の作業を開始したときを含みます。）は、保険契約者または被保険者は、普通保険約款第17条（通知義務）第1項に定める手続に従い、当会社にその旨を通知して下さい。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）第4項の規定、第17条（通知義務）第2項、第3項および第8項までの規定および第28条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）第2項の規定は、この特約の場合にその適用があるものとします。

## (6) 危険品特約（普通品のみを納置する場合）

この契約の期間中、下記危険品級別表のA級、B級および特別危険品を納置したときは、保険契約者または被保険者は、普通保険約款第17条（通知義務）第1項に定める手続に従い、当会社にその事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）第4項の規定、第17条（通知義務）第2項、第3項および第8項までの規定および第28条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）第2項の規定は、この特約の場合にその適用があるものとします。

より第8項までの規定および第28条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）第2項の規定は、この特約の場合にその適用があるものとします。

## （7）危険品特約（A級危険品を納置する場合）

この契約の期間中、下記危険品級別表のB級および特別危険品を納置したときは、保険契約者は被保険者は、普通保険約款第17条（通知義務）第1項に定める手続に従い、当会社にその旨を通知して下さい。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）第4項の規定、第17条（通知義務）第2項、第3項および第8項までの規定および第28条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）第2項の規定は、この特約の場合にその適用があるものとします。

## （8）危険品特約（B級危険品を納置する場合）

この契約の期間中、下記危険品級別表の特別危険品を納置したときは、保険契約者は被保険者は、普通保険約款第17条（通知義務）第1項に定める手続に従い、当会社にその旨を通知して下さい。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）第4項の規定、第17条（通知義務）第2項、第3項および第8項までの規定および第28条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）第2項の規定は、この特約の場合にその適用があるものとします。

## （9）消火設備特約

消火設備割引率を適用する物件を保険の対象とする契約には、その物件について次の特約を付す。

この契約の期間中、保険契約者は被保険者は、消火設備割引率を適用している物件について、次の事実が発生したときは、普通保険約款第17条（通知義務）第1項に定める手続に従い、当会社にその旨を通知して下さい。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 消火設備が有効でなくなったとき。

② 消火設備に変更があつたとき。

普通保険約款第2条（保険金を支払わない場合）第4項の規定、第17条（通知義務）第2項、第3項および第8項までの規定および第28条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）第2項の規定は、この特約の場合にその適用があるものとします。

## （10）ボイラ等破裂・爆発損害補償対象外特約

機械、設備・装置を保険の対象とする契約には、その物件について次の特約を付す。

当会社は、汽器（化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するものを除きます。）、ボイラ、蒸気タービン、ガスタービン、蒸気機関、内燃機関、油圧機、水圧機等（これらの付属装置を含み、汽器およびボイラのうち、法令による定期検査または性能検査を必要としないものを除きます。）の破裂または爆発によりその機器に生じた損害に對しては、保険金を支払いません。

（注）「ボイラ」（炉および煙道の構成部分を含みます。）、「汽器」とは、密閉した容器または管内で水を熱し、温水または水蒸気を他へ供給またはこれを受け入れる装置およびこれの付属装置であって、蒸気缶、温水缶、エコノマイザ、貯湯槽、水蒸気の蒸気ため、水蒸気による蒸発器、蒸缶、蓄熱器および蒸気管、給湯管を含みます。

（注）「化学工場その他における1作業設備・装置の一部を構成するもの」とは、熱交換器、クーラ、コンデンサ、ブローバー、蒸留器、塔類、加热炉および反応器等が1作業設備・装置の中に含まれていて、機器上分離できないものをいいます。

## （11）告知等変更特約（店舗経営）

第1条（この特約が適用される範囲）

この特約は、保険法（平成20年法律第56号）第36条第4号の規定に該当する保険契約に適用されます。

第2条（告知義務）

当会社は、この特約に従い、店舗総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第14条（告知義務）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第14条（告知義務）

（1）保険契約者は被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書の記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

（2）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者は被保険者が、保険契約申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① （2）に規定する事実がなくなった場合  
② 当会社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勤めた場合を含みます。）  
③ 保険契約者は被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、保険契約申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合、なお、当会社が、訂正の申請を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合は、保険契約締結時から5年を経過した場合  
（4）（2）に規定する事実が、当会社が保険契約申込書において定めた危険（損害の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項に關係のないものであった場合には、（2）の規定を適用しませ

ん。ただし、他の保険契約等に関する事項については、（2）の規定を適用します。

（5）（2）の規定による解除が第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第25条（保険契約解除の効力）の規定にかかるわざ、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（6）（5）の規定は、（2）に規定する事実に基づかず発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第3条（通知義務）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第15条（通知義務）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第15条（通知義務）

（1）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出で、変更を届け出なければなりません。

ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。

① 保険の対象または保険の対象を収容する建物の構造を変更すること、またはこれを改築、増築すること。

② 保険の対象または保険の対象を移転すること。

③ 保険の対象を他の場所に移転すること。

④ ①から③までのほか、保険契約申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生すること。

（2）（1）の事実がある場合（（4）に記載の規定に該当する場合を除きます。）には、当会社は、その事実について変更届書を受領したと否を問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、当会社が（1）の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または（1）の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

（4）（1）に規定する手続を怠った場合には、当会社は、（1）の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその生じた時から当会社が変更届書を受領するまでの間に生じた第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、（1）②または④に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったときは除きます。

（5）（4）の規定は、（1）の事実に基づかず発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第4条（保険の対象の調査）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第18条（保険の対象の調査）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第18条（保険の対象の調査）

（1）当会社は、いつでも保険の対象またはこれを収容する建物もしくは敷地内を調査することができます。

（2）保険契約者、被保険者または保険の対象を占有する者が、正当な理由なく（1）の調査を拒んだ場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（2）の規定は、（2）に規定する拒否の事実があった時から1ヶ月を経過した場合には適用しません。

第5条（保険金額の調整）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第22条（保険金額の調整）（1）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第22条（保険金額の調整）

（1）保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。

第6条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第26条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第26条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

（1）告知等変更特約（店舗経営）の規定により読み替えて適用される第14条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合（同条（2）の規定による解除がなされた場合を除きます。）において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（2）告知等変更特約（店舗経営）第3条（通知義務）の規定により読み替えて適用される第15条（通知義務）（1）の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（3）当会社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合に限ります。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（4）（1）または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、第15条（通知義務）（1）の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

（6）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、変更の届け出を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する追加保険料を返還または請求します。

（7）（6）の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が

その支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の届け出がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。」

#### 第7条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第29条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。この場合において、「第22条（保険金額の調整）（2）」とあるのは「告知等変更特約（店総用）第5条（保険金額の調整）」の規定により読み替えて適用される第22条（保険金額の調整）」と読み替えるものとします。

#### 「第29条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

第22条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に対する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表2に掲げる短期割率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。」

#### 第8条（保険料の返還－解除の場合）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第30条（保険料の返還－解除の場合）（1）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

#### 「第30条（保険料の返還－解除の場合）

（1）告知等変更特約（店総用）第2条（告知義務）の規定により読み替えて適用される第14条（告知義務）（2）、同特約第3条（通知義務）の規定により読み替えて適用される第15条（通知義務）（2）、同特約第4条（保険の対象の調査）の規定により読み替えて適用される第18条（保険の対象の調査）（2）、第24条（重大事由による解除）（1）または同特約第6条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の規定により読み替えて適用される第26条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。」

#### 第9条（損害防止義務および損害防止費用）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第32条（損害防止義務および損害防止費用）（2）および（4）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「（1）の場合において、保険契約または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害の発生または拡大の防止のために必要な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款または特約の規定により保険金額が支払われない（免責金額を差し引くことによって保険金額が支払われない場合を除きます。）を除き、当会社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します（同条（9）の損害の発生および拡大の防止のために支出した費用は負担しません。）。ただし、保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）から同条（1）の損害保険金額の差し引いた残額を限度とします。

- ① 消火活動のために費消した消防器材等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含みます。）の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために投入された人員または器材にかかる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼にかかる費用を除きます。）

「（4）第4条（損害保険金の支払額）（3）、第11条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）（1）および第12条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定は、（2）に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第11条（3）の規定中「別表1に掲げる支払限度額」とあるのは「それぞれの保険契約もしくは共済契約の保険金額の合計額（それぞれの保険契約または共済契約の保険金額の合計額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）からそれぞれの保険契約もしくは共済契約によって支払われるべき損害保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額または第32条（損害防止義務および損害防止費用）（2）本文によって当会社が負担する費用のいずれか低い額」と読み替えるものとします。」

#### 第10条（保険金の請求）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第34条（保険金の請求）（2）（5）の規定中、「第35条（保険金の支払時期）（1）」とあるのは、「告知等変更特約（店総用）第11条（保険金の支払時期）」の規定により読み替えて適用される第35条（保険金の支払時期）（1）」と読み替えて適用します。

#### 第11条（保険金の支払時期）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款第35条（保険金の支払時期）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

#### 「第35条（保険金の支払時期）

（1）当会社は、被保険者が第34条（保険金の請求）（2）の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としての保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（保険価額を含みます。）および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① （1）①から④までの事項を確認するための、鑑定、検査、治療その他の公の機関による検査、調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。） 180日

- ② （1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑥までの事項の確認のための調査 60日

④ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

⑤ 損害を受けた保険の対象もしくは損害発生事由が特殊である場合または同一敷地内に所在する多数の保険の対象が同一事例により損害を受けた場合において、（1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

（3）（2）①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、（2）①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、（2）①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

（4）（1）から③までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約または被保険者が正當な理由由を防ぐことを妨げ、またはこれにより確認が遅延した期間については、（1）から（3）までの期間に算入しないものとします。

#### 第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## （12）付保割合条件付実損拠特約（店総用）

#### 第1条（保険金の支払額）

当会社は、この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款第4条（損害保険金の支払額）（4）の規定にかかわらず、保険金額を限度とし、この特約に従い、次の額を損害保険金として、支払います。

① 保険金額が保険価額に保険証券記載の付保割合（以下②において「付保割合」といいます。）を乗じて得た額以上の場合は、店舗総合保険普通保険約款第4条（1）および（2）の規定による損害の額

② 保険金額が保険価額に付保割合を乗じて得た額より低い場合は、次の式算によって算出した額

$$\text{店舗総合保険普通保険約款第4条（1）} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times \text{付保割合}} = \text{損害保険金の額}$$

#### 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、店舗総合保険普通保険約款の規定を準用します。

## （13）借家人賠償責任補償特約

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
借用戸室	保険証券記載の被保険者の借用する保険証券記載の建物または戸室（注）をいいます。ただし、建物または戸室に収容されている家財、什器その他の備品等の動産は除外されます。 （注）建物または戸室 建物または戸室には、敷地内の車庫、物置を含みます。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。
貸主	転貸人を含みます。
免責金額	保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

#### 第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、借用戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により、損壊または発生した場合において、被保険者が借用戸室についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 破裂または爆発

#### 第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、借用戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注）またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 被保険者の心神喪失または狂囂

③ 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が、自己の労力をもって行った仕事により火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。

- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注）
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑥ 核燃料物質（注）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による起因する事故

（2）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ② 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任

（注1）保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行す

るその他の機関をいいます。

(注2) **暴動**

群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) **核燃料物質**

使用済燃料を含みます。

(注4) **核燃料物質によって汚染された物**

原子核分裂生成物を含みます。

**第4条 (支払保険金の範囲)**

当会社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その額をこれから差し引くものとします。
- ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用 (注3)
- ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ④ 第7条 (損害賠償の請求を受けた場合の特則) の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- ⑤ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第6条 (事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い) (1)、(3) の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

(注) 訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用

弁護士報酬を含みます。

**第5条 (保険金の支払額)**

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

- ① 第4条 (支払保険金の範囲) ①に規定する損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、支払限度額 (注5) を限度とします。
- ② 第4条 (支払保険金の範囲) ②から⑤までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条②および③の費用は、同条①の損害賠償金の額が、支払限度額 (注5) を超える場合は、その支払限度額 (注5) の同条①の損害賠償金の額に対する割合によってこれを支払います。

(注) 支払限度額

保険証券記載の支払限度額をいいます。

**第6条 (事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)**

(1) 保険契約または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事項を行わなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 次の事項を遅延なく、当会社に通知すること。  
ア、事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに借用戸室の貸主の住所および氏名または名称  
イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称  
ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ③ 他人に損害賠償の請求 (注1) をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。
- ④ 損害賠償の請求 (注1) を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
- ⑤ 損害賠償の請求 (注1) についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅延なく当会社に通知すること。

⑥ 他の保険契約等の有無および内容 (注2) について遅延なく当会社に通知すること。  
⑦ ①から⑥までのはか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅延なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(2) 保険契約または被保険者が、正当な理由がなく (1) ①から⑦までの義務に違反した場合は、当会社は、次の額をそれぞれ差し引いて、保険金を支払います。

- ① (1) の義務に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② (1)、(2)、(5)、(6)または(7)の義務に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ (1)、(3)の義務に違反した場合は、他人に損害賠償の請求 (注1) をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ (1)、(4)の義務に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(3) 保険契約または被保険者が、正当な理由がなく (1) ②の事項について事実と異なることを告げた場合はまたは (1) ⑦の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

**第7条 (損害賠償の請求を受けた場合の特則)**

(1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることがあります。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が、正当な理由がなく (1) の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

**第8条 (保険金の請求)**

(1) 当会社に対する保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行ふことができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ③ 被害が生じた借用戸室の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書 (注1) および被害が生じた借用戸室の写真 (注2)
- ④ その他の当会社が第9条 (保険金の支払時期) (1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金の支払を受けべき被保険者の代理人ないときは、次に掲げる者のいずれかがその情報を示す書類をもってその旨を当会社に申し出して、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 (注3)
- ② ①に規定する者がない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 (注3) または②以外の3親等内の親族

(4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者はまたは被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類もしくは証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者はまたは被保険者が、正当な理由がなく (5) の規定に違反した場合または (2)、(3) または (5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(7) 保険金の請求権は、(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注1) 修理等に要する費用の見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 写真

画像データを含みます。

(注3) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

**第9条 (保険金の支払時間)**

(1) 当会社は、請求完了日 (注1) からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者による該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消の事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかるわらず、当会社は、請求完了日 (注1) からその日を含めて次に掲げる日数 (注2) を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 (注3) 180日

② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法 (昭和22年法律第118号) が適用された災害の被災地域における (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内外において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1) やび (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者はまたは被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合 (注4) には、それによって確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が第8条 (保険金の請求) (2) および (3) の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会。

弁護士法 (昭和24年法律第205号) に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力をわななかつた場合を含みます。

**第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)**

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額 (注) を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額 (注) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた

残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(注) 損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

#### 第11条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
- ② (以外の場合)  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (注) 損害賠償請求権その他の債権
- 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

#### 第12条 (先取特権)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)に規定する事故による借用戸室の損壊にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償を行った後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合。
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合。
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承認したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的としましては(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権

#### 第4条 (支払保険金の範囲)

- ②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。
- この特約については、この特約が付帯された次の約款(以下「普通保険約款」といいます。)の次の条項の(2)以下を下記のとおり読み替えます。
- ① 火災保険普通保険約款(一般物件用)第18条(重大事由による解除)
- ② 火災保険普通保険約款(工場物件用)第18条(重大事由による解除)
- ③ 住宅火災保険普通保険約款第18条(重大事由による解除)
- ④ 住宅火災保険普通保険約款第23条(重大事由による解除)
- ⑤ 店舗総合保険普通保険約款第24条(重大事由による解除)

「(2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約に対する書面による通知をもってこの保険契約(注)を解除することができます。

(注) 被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

(3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、この約款の保険契約解除の効力に関する規定にかかわらず、(1)①から④まで、または(2)の解除の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、次の損害については適用しません。

① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害  
② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償責任の額」

#### 第14条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## (14) 借家人賠償責任補償特約・追加特約

火災保険普通保険約款(一般物件用)もしくは店舗総合保険普通保険約款に借家人賠償責任補償特約が付帯され、かつ保険の対象に家財が含まれていない場合、または店舗住家保険普通保険約款に借家人賠償責任補償特約が付帯される場合には、借家人賠償責任補償特約第2条(保険金を支払う場合)に規定する「事故」に次に掲げる事故を加えるものとします。

「③ 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(水が溢れることをいいます。)による水漏れ。ただし、水災(台風、暴風雨、豪雪等による洪水、融雪洪水、高潮・土砂崩れ、落石等の水災をいいます。)または風災(台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮を除きます。)の事故による損害または給排水設備(アブリックラーベル、装置を含みます。以下③において同様とします。)自体に生じた損害を除きます。

ア. 給排水設備に生じた事故

イ. 被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故」

## (15) 借家人賠償責任補償特約(総合補償店総用)

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
借用戸室	被保険者の借用する保険証券記載の建物または戸室(注)をいいます。ただし、建物または戸室に収容されている家財、什器その他の備品等の動産は除きます。 (注) 建物または戸室 建物または戸室には、敷地内の車庫、物置を含みます。
損壊	借用戸室の滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。
貸主	転貸人を含みます
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

### 第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する不測かつ突然的な事故による借用戸室の損壊について、被保険者がその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

### 第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。  
① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれの者の法定代理人の故意

② 被保険者の心身喪失または指図

③ 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が、自己の労力をもって行った仕事による場合については、この規定を適用しません。

④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)

⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑥ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑦ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 当会社は、借用戸室に生じた次のいずれかに該当する被損により被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた破損。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた破損を除きます。

② 借用戸室の自然の消耗もしくは劣化(注5)または性質による色変、黒ず、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、膜落ちもしくは自然発熱その他の類似の事由またはねずみ食い、虫食い等によって生じた破損

③ 借用戸室の欠陥によって生じた破損。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しなかつた欠陥を除きます。

④ 借用戸室の使用もしくは管理を委託されたまたは被保険者と同居の親族の故意によって生じた破損。ただし、被保険者が保険金を取得された目的でなかった場合を除きます。

⑤ 不測かつ突然的な外来的事故に直接起因しない借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた破損

⑥ 詐取または横領によって借用戸室に生じた破損

⑦ 土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた破損

⑧ 借用戸室のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の外観上の損傷または借用戸室の汚損(注6)であって、借用戸室の機能に支障をきたさない破損

⑨ 借用戸室の使用により不可避的に生じた損傷、すり傷、かき傷等の破損

⑩ 電球、プラウン管等の管球類に生じた破損。ただし、借用戸室の他の部分と一緒に破損を被つた場合を除きます。

⑪ 風、雨、雪、雹、砂塵その他のこれらに類するものの吹込み(注7)またはこれらのものの漏出による生じた破損

(3) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

② 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の破損に起因する損害賠償責任

(注1) 保険契約者、被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 自然の消耗もしくは劣化

日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。

(注6) 汚損

落書きを含みます。

(注7) 吹込み

窓、戸等建物または屋外設備の開口部から入り込むことをいいます。

(注8) 漏入

屋根・壁等建物または屋外設備の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます。

#### 第4条 (支払保険金)

(1) 1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。

$$\text{保険金} = \frac{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その額}}{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法 + 被告訴費用または判決日までの遅延損害金}} \times \frac{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その額}}{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法 + 被告訴費用または判決日までの遅延損害金}}$$

(2) 当社は、(1)に定める保険金に加えて、次の費用(注1)の合計額を保険金として支払います。ただし、この費用(注1)については、その全額を支払います。

費用	説明
① 損害防止費用	第5条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。ただし、この特約の規定により保険金が支払われない場合を除きます。
② 権利保全行使費用	第5条(事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をしたために要した費用をいいます。
③ 示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当社との同意を得て支出した費用、および第6条(損害賠償の請求を受けた場合の特則)(2)の規定により被保険者が当社に協力するために要した費用をいいます。
④ 試訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用(注2)、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他の権利の保全もしくは行使に必要な手続をしたために要した費用をいいます。

#### (注1) 費用

収入の喪失を含みません。

#### (注2) 試訟費用

(1)に規定する判決により支払を命ぜられた訴訟費用を含みません。

#### 第5条 (事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い)

(1) 保険契約者または被保険者は、第2条(保険金を支払う場合)に規定する事故により借用戸室の被損が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」とおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生または拡大の防止に努めること。	保険契約者は被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社には発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ア、事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに借用戸室の貸主の住所および氏名または名称 イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者は被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
③ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者は被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求(注1)をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
④ 損害賠償の請求(注1)を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。	保険契約者は被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑤ 損害賠償の請求(注1)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者は被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者は被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
⑦ (1)から⑥まではほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	保険契約者は被保険者が、正当な理由がなく(1)②の事項について事実と異なることを告げた場合はまたは(1)⑦の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)②の事項について事実と異なることを告げた場合はまたは(1)⑦の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### (注1) 損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

#### (注2) 他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

#### 第6条 (損害賠償の請求を受けた場合の特則)

(1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の協力を応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第7条 (保険金の請求)

(1) 被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対する保険金の支払を請求しなければなりません。

(2) 当社に対する保険金の請求権は、被保険者に損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行なうことができるものとします。

(3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
③ 被害が生じた借戸室の額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が生じた借戸室の写真(注2)
④ その他当社が第8条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出して、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注3)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする2親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、④以外の配偶者(注3)または②以外の3親等内の親族

④ (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(6) 当社は、事故の内容または損害の額に応じて、保険契約者または被保険者に対して、(3)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(7) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

(8) 保険金の請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注1) 修理等に要する費用の見積書  
既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2) 写真  
画像データを含みます。

(注3) 配偶者  
法律上の配偶者に限ります。

第8条 (保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

① 保険金の支払由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害事故と損害との関係

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするために、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1） ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）には、それによって確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。
- (4) (1) から (3) までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本全国通貨をもって行うものとします。

（注1）請求完了日

被保険者が第7条（保険金の請求）(3) および (4) の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）次表「期間」に掲げる日数

複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4）これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

#### 第九条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、この特約に規定する損害の額（注2）以下のときは、当会社は、この保険契約の支払責任額（注1）を保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、この特約に規定する損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	この特約に規定する損害の額（注2）から、他の保険契約から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払べき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

#### 第十条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するものは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害額の額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1) の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き継ぎ有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（注）損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

#### 第十一条（先取特権）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）に規定する事故による借用戸室の破損にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行ったことにより、当会社から直接損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことににより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承認した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。

- ただし、（2）①または（4）の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）保険金請求権

第4条（支払保険金）(2) の費用に対する保険金請求権を除きます。

#### 第十二条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、店舗総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第24条（重大事由による解除）に下記（1）を追加し、（2）および（3）をそれぞれ（3）および（4）に読み替えて適用します。

- （1）当会社は、被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約に対する書面による通知をもってこの保険契約（注）を解除することができます。

（注）被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

（3）（1）または（2）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第25条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（1）①から④まで、または（2）の解除の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（2）の規定は、次の損害については適用しません。

①（1）③アからオまでのいずれかに該当しない被保険者に生じた損害

②（1）③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償責任の額

#### 第十三条（補足規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## （16）修理費用補償特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
借用建物	被保険者の借用する保険証券記載の建物または戸室（注）をいいます。ただし、建物または戸室に収容されている家財、什器その他の備品等の動産は除きます。 （注）建物または戸室 建物または戸室には、敷地内の車庫、物置を含みます。
貸主	転貸人を含みます。
修理費用	借用建物を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、王土流または山崩れをいい、落石を除きます。
普通保険約款	次の約款および特約をいいます。 ①火災保険普通保険約款（一般物件用） ②火災保険普通保険約款（工場物件用） ③住宅火災保険普通保険約款 ④住宅総合保険普通保険約款 ⑤店舗総合保険普通保険約款

### 第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、次のいずれかに該当する事例により、借用建物に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用に対して、この特約に従い、修理費用保険金（以下「保険金」といいます。）を支払います。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対し、被保険者が借用建物の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。

①火災

②落雷

③破裂または爆発

④借用建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくは積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煙霧その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災（注1）、土砂崩れもしくは⑦の事故による損害を除きます。

⑤次のいずれかに該当する事例に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、水災（注1）または⑦の事故による損害または給排水設備（注2）自体に生じた損害を除きます。

ア.給排水設備（注2）に生じた事故

イ.被保険者以外の者が占有する借用建物で生じた事故

⑥騒擾およびこれに類似の集団行動（注3）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

⑦風災（注4）、雹災または雪災（注5）。ただし、借用建物の内部については、借用建物またはその一部（注6）が風災（注4）、雹災または雪災（注5）によって直接破損したために生じた損害（注7）に限ります。

⑧盗難

（注1）水災  
台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災をいいます。

（注2）給排水設備  
スプリンクラー設備、装置を含みます。

（注3）騒擾およびこれに類似の集団行動

多数の群衆により數世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穡が害されるかまたは被害が生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。

（注4）風災  
台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮を除きます。

（注5）雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。これらの事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが火災保険普通保険約款（一般物件用）第29条（保険金の支払時期）、火災保険普通保険約款（工場物件用）第29条（保険金の支払時期）、住宅火災保険普通保険約款第29条（保険金の支払時期）、住宅総合保険

普通保険約款第34条（保険金の支払時期）、または店舗総合保険普通保険約款第35条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。

(注6) 借用建物またはその一部

窓、扉、その他開口部を含みます。

(注7) 損害

風、雨、雪、雹、砂塵その他のこれらに類するものの吹込みによる損害を含みます。

### 第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者、借用建物の貸主（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② (注1)に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者（注2）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険契約者、被保険者または借用建物の貸主が所有（注3）または運転（注4）する車両またはその積載物の衝突または接触

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注5）に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注6）

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注7）もしくは核燃料物質によって汚染された物（注8）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故

(注1) 保険契約者、被保険者、借用建物の貸主

④ 保険契約者、被保険者または借用建物の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) その者

⑤ 被保険者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 所有

所有権保留条項付買賣契約により購入した場合および1年以上を期間とする賃貸契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権保留条項付買賣契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の買賣契約をいいます。

(注4) 運転

⑥ 保険契約者、被保険者または借用建物の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

(注5) 損害

これらの事由によって発生した、この特約が付帯されている普通保険約款等で保険金の支払い対象となっている事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注6) 異動

群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注7) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注8) 核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（第2条（保険金を支払う場合）の事故が生じた場合は、次のいずれかに該当する損害に限ります。）に対しては、保険金を支払いません。

① 借用建物の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借用建物を管理する者が、相当の注意をもつてしても発見しえなかつた欠陥を除きます。

② 借用建物の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発霉もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

③ ねずみ食い、虫食い等

(4) 当会社は、借用建物の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借用建物ごとに、その借用建物が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第4条（保険金支払の対象となる修理費用の範囲）

借用建物を実際に修理した費用のうち、次に掲げるもの以外の修理費用とします。

① 騒音、柱、床、梁、天井、階段等の建築物の主要構造部

② 玄関、ロビーや廊下、昇降機、便所、浴室、門、扉、垣、給水塔等の借用建物居住者の共同の利用に供せられるもの

### 第5条（保険金の支払額）

当会社が第2条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき保険金の額は、修理費用の額が、1回の事故につき3,000円を超える場合に限り、その超過額を保険証券記載の支払限度額を限度として支払います。

### 第6条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金の請求権は、被保険者が修理費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の約款の各条項に定める書類または証拠として、被保険者が支出した修理費用の額を確認できる客観的書類を当会社に提出しなければなりません。

① 火災保険普通保険約款（一般作物用）第28条（保険金の請求）（2）④

② 火災保険普通保険約款（工場作物用）第28条（保険金の請求）（2）④

③ 住宅火災保険普通保険約款第28条（保険金の請求）（2）④

④ 住宅総合保険普通保険約款第33条（保険金の請求）（2）⑤

⑤ 店舗総合保険普通保険約款第34条（保険金の請求）（2）⑤

### 第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が修理費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

修理費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

### 第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## (17) 修理費用補償特約・追加特約

### 第1条（この特約の適用範囲）

この特約は、次の①から③までのすべてに該当する保険契約に適用されます。

① この保険契約の普通保険約款が、火災保険普通保険約款（一般作物用）または店舗総合保険普通保険約款である場合

② この保険契約に修理費用補償特約が付帯される場合

③ この保険契約の保険の対象に家財が含まれていない場合

### 第2条（保険金を支払わない場合）

当会社は、修理費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）⑤の事故により借用住宅（被保険者の借用する保険証券記載の建物または住戸室をいいます。この場合において、建物または住戸室には、敷地内の車庫、物置を含みます。ただし、建物または住戸室に収容されている家財、什器その他の備品等の動産は除きます。以下この条において同様とします。）に生じた損害に対して、被保険者が借用住宅の貸主に対して法律上の賠償責任を負担するために生ずる修理費用に対しては、修理費用保険金を支払いません。

## (18) 店舗賠償責任補償特約

### 【用語の定義】

この特約において使用される用語の定義は、店舗総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）による場合のほか、次のとおりとします。

用語	定義
身体の障害	生命または身体を害することをいいます。
財物の損壊	財産的価値を有する有体物の滅失、破損または毀損をいいます。ただし、滅失には盜難、紛失または詐取を含みません。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
施設	記名被保険者が所有、使用または管理する施設をいい、この保険契約の保険の対象である建物もしくは保険の対象を収容する建物またはその建物に収容される動産で、保険証券記載の業務の用に供される部分およびものをいいます。
住宅	保険の対象または保険の対象を収容する建物が所在する敷地内の不動産および動産で、居住の用に供される部分およびものをいいます。

### 第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、日本国内において生じた次のいずれかに該当する事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、第2条（被保険者およびその範囲）に定める被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、この特約に従い、保険金を支払います。

① 記名被保険者による施設の所有または起因する偶然な事故

② 施設の用法に伴う保険証券記載の業務（以下「業務」といいます。）の遂行に起因する偶然な事故

③ 記名被保険者（記名被保険者が法人である場合は、その代表者をいいます。）が、保険の対象または保険の対象を収容する建物に居住している場合は、次のいずれかに該当する事故ア：住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故イ：被保険者の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故

### 第2条（被保険者およびその範囲）

(1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。ただし、責任無能力者は含みません。また、第1条（保険金を支払う場合）①および②の適用に関しては、②から④までの者を除みます。

① 記名被保険者（記名被保険者が法人である場合は、第1条（保険金を支払う場合）③の適用に関する限りはその代表者をいいます。以下②から④までにおいて同様とします。また、同条①および②の適用に関しては記名被保険者の業務を行う記名被保険者の役員または使用者を含みます。ただし、その業務上の権限の範囲内に限ります。）

② 記名被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にあるものを含みます。以下この条において同様とします。）

③ 記名被保険者の配偶者の同居の親族

④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます。）の子（子の記名被保険者またはその配偶者とこれらとの者との同居・別居の別居および続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものとします。）

(3) (1)の記名被保険者と指名された者について死後その他の事由が生じた場合においても、当会社は、保険契約者または被保険者がその配偶者または被保険者の変更を当会社に申し出で、当会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかった者として取り扱います。

(4) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

### 第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者は被保険者（保険契約または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の法定代表人の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者との間に損害賠償に關する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が、所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、安寧維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）または騒擾、労働争議に起因する損害賠償責任
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害賠償責任
- ⑦ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下のとおり同様とします。）もしくは核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任
- ⑧ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染に起因する損害賠償責任
- ⑨ ⑥から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた損害賠償責任
- ⑩ 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）もしくは個体の排出、流出もしくは漏出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突然的な事象によるものを除きます。
- ⑪ 次のいずれかの事由に起因する損害賠償責任（いずれかの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合も含みます。）

ア、石綿等（石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿織維または石綿粉塵をいいます。以下イ、およびウ、において同様とします。）の人体への摂取もしくは吸引

イ、石綿等への曝露による疾病

ウ、石綿等の飛散または拡散

### 第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、第1条（保険金を支払う場合）①および②に事故によって、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 給排水管、冷暖房装置、温度調整装置、消防栓、業務用もしくは家用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ② 施設の新築、修理、改造または取りこわし等の工事に起因する損害賠償責任
- ③ 次のいずれかの所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

  - ア、航空機
  - イ、ヘリコプター、ハングライダー、パラセーリング、熱気球
  - ウ、昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。）
  - エ、自動車（原動機付自転車を含みます。以下、において同様とします。）ただし、販売等を目的として表示を行っている自動車を除きます。
  - オ、施設外における船舶、車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）

- ④ 被保険者の占有を離れた商品若しくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ⑤ 業務の完了（業務の目的の引渡しを要する場合は、引渡しをいいます。）または放棄の後に、その業務の結果に起因して生じた損害賠償責任
- ⑥ 被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任

### 第5条（保険金を支払わない場合—その3）

当会社は、第1条（保険金を支払う場合）③の事故によって被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の業務の用に供される動物または不動産（建物の一部が専ら被保険者の業務の用に供される場合は、その部分を含みます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が自家使用人として使用する者に対する損害賠償責任を除きます。
- ④ 被保険者の心身喪失に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑥ 航空機、船舶、車両（原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。）または銃器（空氣銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

### 第6条（支払保険金）

（1）1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、支払限度額（保険証券記載の支払限度額をいいます。以下この条において同様とします。）を限度とします。

損害賠償金の額（被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいいます。この損害賠償金については、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、被保険者が損害賠償請求権者に対して支払ったことにより代位取得するものがある場合はその価額を差し引くものとします。以下この条において同様とします。）

- 免責金額

（2）当会社は、1回の事故につき、（1）に定める保険金に加えて、次の費用（収入の喪失を含みません。）の合計額を保険金として支払います。この費用については、支払限度額にかかるわざその全額を支払います。ただし、⑤および⑥の費用については、（1）の損害賠償金の額が、支払限度額を超える場合は、その支払限度額の（1）の損害賠償金の額によってこれを支払います。

① 第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 第7条（1）③に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

③ 第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の同意を得て支出した費用

④ 第8条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）（1）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用

⑤ 被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用

⑥ 損害賠償に関する訴訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用（（1）に規定する判決により支払を命ぜられた訴訟費用を含みません。）、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用

### 第7条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

（1）保険契約者は、被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合には、次の事項を行わなければなりません。

① 投げ出しが生じるもしくは拡大の防止に努めること。

② 次の事項を遅滞なく当会社に通知すること。

ア、事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称

イ、事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となるものがある場合は、その者の住所および氏名または名前

ウ、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

③ 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の請求を含みます。以下の条において同様とします。）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続きをすること。

④ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないので、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行なう場合を除きます。

⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。

⑥ 他の保険契約等の有無およびその内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その実態を含みます。）について遅滞なく当会社に通知すること。

⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、または当会社が行なう損害の調査に協力すること。

（2）保険契約者は、被保険者が、正当な理由なく（1）①から⑦までの義務に違反した場合には、当会社は、次の額をそれぞれ差し引いて、保険金を支払います。

① （1）①の義務に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる額

② （1）②、（1）⑤、（1）⑥または（1）⑦の義務に違反した場合には、それによって当会社が被った損害の額

③ （1）③の義務に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

④ （1）④の義務に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

⑤ 保険契約者はまたは被保険者が、正当な理由なく（1）②の事項について事実と異なることを告げた場合には、（1）⑦の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第8条（損害賠償の請求を受けた場合の特則）

（1）当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（2）被保険者が、正当な理由なく（1）の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第9条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

他の損害保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金の額とします。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

### 第10条（保険金の請求）

（1）当会社に対する保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当

会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
  - ② 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
  - ③ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
  - ④ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
  - ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類
  - ⑥ 他人の財物の損傷による保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）
  - ⑦ その他当会社が第11条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために近くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合においては、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 保険金の請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第11条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が第10条（保険金の請求）（2）の規定による手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払由生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效または取消の事由に該当する事実の有無
  - ⑤ (1)から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容、当会社が支払うべき保険金の額を確定するための確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするために、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数を複数に該当する場合は、そのうち最も長い日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1) (1)から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査、調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。） 180日
- ② (1) (1)から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1) (3)の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における (1) (1)から④までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1) (1)から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- ⑥ 第1条（保険金を支払う場合）(1)または(2)の規定により保険金を支払う場合において、事故もしくは損害の発生事由が特殊である場合または同一の事故もしくは原因により多数の損害賠償請求がなされたときに、(1) (1)から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (3) (2) (1)から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2) (1)から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1) (1)から③までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者は被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかつた場合を含みます。）には、それによって確認が遅延した期間については、(1) (1)から③までの期間に算入しないものとします。

#### 第12条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1) (2)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する (1) または (2) の債権の保全および行使ならびにそのため当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社は協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

#### 第13条（先取特権）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故による他人の身体の障害または他の財物の損壊にかかる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（第6条（支払保険金）（2）に掲げる費用に対する保険金請求権を除きます。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、第6条（支払保険金）（1）の損害賠償金について保険金の支払を行ふものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
  - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合。
  - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合。
  - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に損害賠償金にかかるわる保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権者は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または（2）(3)の場合に除いて差し押さえることはできません。ただし、(2) (1)または(4)の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

#### 第14条（普通保険契約との関係）

当会社は、普通保険契約に定める重大事由による解除に関する規定を次のとおり読み替えてこの特約に適用します。

- 「(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。  
① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。  
② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。  
③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。  
ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。  
イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。  
ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。  
エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。  
オ. その反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。  
④ (1)から③までに掲げるもののほか、保険契約者は被保険者が、(1)から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。  
（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。  
(2) 当会社は、被保険者が（1）(3)ア、からオ、までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。  
（注）被保険者は複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。  
(3) (1)または(2)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、保険契約の解約・解除の効力の発効の規定にかかわらず、(1) (1)から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から既になされた時までに発生した事由による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。  
(4) 保険契約者は被保険者が（1）(3)ア、からオ、までのいずれかに該当することにより  
① または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。  
① (1) (3)ア、からオ、までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害  
② (1) (3)ア、からオ、までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害」

#### 第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険契約およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

### (19) 家賃補償特約

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
住火約款	この特約が付帯された住宅火災保険普通保険約款をいいます。
普火約款	この特約が付帯された火災保険普通保険約款（一般物件用）をいいます。
住総約款	この特約が付帯された住宅総合保険普通保険約款をいいます。
店総約款	この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款をいいます。
普通保険約款	住火約款、普火約款、住総約款、店総約款をいいます。

家賃	建物の賃貸料（注）で、次に掲げる使用料金、一時金および賄料を含まないものをいいます。また、賃借人のない戸室については、それが一時的と認められる限りにおいて、その賃貸料（注）は家賃に算入されます。 ① 水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ② 権利金、礼金、敷金その他の一時金 ③ 賄料 <b>（注）賃料</b> 区分して賃貸される建物の場合には、それぞれの戸室の賃料をその建物について合計した額をいいます。
----	---

復旧期間	保険の対象が損害を受けた時からそれを遅延なく復旧した時またはそれに代わる他の建物を再取得した時までに要する期間をいいます。ただし、構造の改良または規模の拡張を伴った場合には、推定復旧期間（注）を超えないものとし、また、損害を受けた保険の対象の復旧または再取得をしない場合で、第4条（賃貸の不継続）ただし書に該当するときは、推定復旧期間（注）をもって復旧期間とみなします。
------	---

約定復旧期間	復旧期間を基準として、当会社と保険契約者が約定した期間をいいます。
--------	-----------------------------------

他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
---------	---

## 第2条（保険金を支払う場合）

- (1) この特約が住火約款または普火約款に付帯された場合は、当会社は、この特約に従い、この特約の保険の対象が、住火約款 第2条（保険金を支払う場合）（1）または普火約款 第1条（保険金を支払う場合）（1）に掲げる事故によって損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、保険金を支払います。
- (2) この特約が住総約款または店総約款に付帯された場合は、当会社は、この特約に従い、この特約の保険の対象が、住総約款 第2条（保険金を支払う場合）（1）もしくは（3）または店総約款 第1条（保険金を支払う場合）（1）もしくは（3）に掲げる事故によって損害を受けた結果生じた家賃の損失に対して、保険金を支払います。

## 第3条（保険金支払の条件）

当会社は、保険の対象について生じた損害に対して、この特約が付帯された普通保険約款等の規定により保険金が支払われるべき場合に限り、第2条（保険金を支払う場合）の損失に対して、保険金を支払います。

## 第4条（賃貸の不継続）

被保険者が、損害を受けた保険の対象の復旧、もしくはそれに代わる他の建物の再取得をしない場合または復旧し、もしくは再取得した建物の賃貸を継続しない場合は、この特約は、損害発生の時に遅れて効力を失います。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情があると認められるときを除きます。

## 第5条（保険金額）

この特約の保険金額は損害が生じた時における保険の対象の家賃月額に約定復旧期間月数を乗じた額とします。

## 第6条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が第2条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき損失の額は、保険金額によって定めます。
- (2) 保険金額が保険金額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、保険金額を限度として、家賃について復旧期間（注）内に生じた損失の額を保険金として、支払います。
- (3) 保険金額が保険金額より低い場合は、当会社は、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。

$$\boxed{\text{家賃について復旧期間 (注)}} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険金額}} = \boxed{\text{保険金の額}}$$

## （注）復旧期間

約定復旧期間を限度とします。

## 第7条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、復旧期間（注）が終了した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、住火約款第28条（保険金の請求）（2）④または住総約款第33条（保険金の請求）（2）⑤もしくは店総約款第34条（保険金の請求）（2）⑥の書類または証拠として、次に掲げるものを当会社に提出しなければなりません。
- ① 復旧期間および復旧期間内に生じた家賃の損失の額を確認できる客観的書類
  - ② 損害が生じた時ににおける保険の対象の家賃月額を確認できる客観的書類
  - ③ 復旧期間が1か月を超えた場合において、被保険者の要求があるときは、当会社は、（1）の規定にかかるわらず、毎月末に保険金の内払をすることがあります。

## （注）復旧期間

約定復旧期間を限度とします。

## 第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が支払限度額（注）を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていてない場合
  - ② この保険契約の支払責任額
  - ③ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
  - ④ 支払限度額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- （注）支払限度額

普通保険約款の「用語の説明」にかかるわらず、別表に掲げる支払限度額をいいます。

## 第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## （別表）他の保険契約等がある場合の支払限度額

支払限度額	
家賃について復旧期間（注）内に生じた損失の額	
（注）復旧期間	

## （20）価額協定保険特約（建物新価・家財新価用）

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
住火約款	この特約が付帯された住宅火災保険普通保険約款をいいます。
住総約款	この特約が付帯された住宅総合保険普通保険約款をいいます。
店総約款	この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款をいいます。
評価額	保険契約締結時に当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を評価した額をいいます。
評価事項	評価または再評価のために必要なものとして当会社が照会した保険の対象の取得時期、取得価額等の事項をいいます。
普火約款	この特約が付帯された火災保険普通保険約款（一般物件用）をいいます。
保険の対象の価額	保険の対象が明記物件以外のものである場合には、再調達価額をいいます。
明記物件	住火約款第4条（保険の対象の範囲）（2）、住総約款第4条（保険の対象の範囲）（3）、普火約款第3条（保険の対象の範囲）（2）②から⑤まで、または店総約款第3条（保険の対象の範囲）（3）②および③に掲げる物をいいます。

### 第2条（保険の対象の評価）

(1) 住火約款、住総約款、普火約款または店総約款に基づく保険契約においては、保険契約締結時に評価額と保険証券に記載するものとします。

(2) 保険金額は、保険証券記載の評価額に保険証券記載の約定付保割合を乗じて得た額により定めるものとします。

### 第3条（損害保険金の実損拡張）

当会社は、住火約款第5条（保険金の支払額）（2）および（3）、住総約款第5条（損害保険金の支払額）（3）および（4）、普火約款第4条（保険金の支払額）（2）および（3）の規定または店総約款第4条（損害保険金の支払額）（3）および（4）の規定にかかるわらず、保険金額を限度とし、損害額を損害保険金として、支払います。

### 第4条（水害保険金の支払額）

この特約が住総約款または店総約款に付帯された場合は、住総約款第7条（水害保険金の支払額）（2）または店総約款第6条（水害保険金の支払額）（2）の規定にかかるわらず、次の算式によって算出した額を水害保険金として、支払います。

$$\text{損害の額または保険金額} \times \text{縮小割合 (70\%)} = \text{水害保険金の額}$$

いざれか低い額

### 第5条（保険金を支払うべき損害の額）

(1) 保険の対象が明記物件以外のものである場合には、第3条（損害保険金の実損拡張）および第4条（水害保険金の支払額）の損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式（注）によって算出した額とします。

$$\text{修理費} - \text{修理に伴って生じた残存物} = \text{損害の額}$$

がある場合は、その価額

(注) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(2) 保険の対象が明記物件以外のものである場合において、この保険契約に持ら出し家財保険約款にかかるわらず、その損害が生じた地および時における持ち出し家財保険金の支払額（1）の規定にかかるわらず、その損害が生じた地および時における持ち出し家財保険金の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた地および時における持ち出し家財を修理することができるときには、その損害が生じた地および時における持ち出し家財の再調達価額を限度とし、次の算式（注）によって算出した額とします。

$$\text{修理費} - \text{修理に伴って生じた残存物} = \text{損害の額}$$

がある場合は、その価額

(注) 算式の修理費とは、損害が生じた地おおよび時において、損害が生じた持ち出し家財を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、持ち出し家財の復旧に際して、当会社が、部分品の修補が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が修補による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は修補による修理費とします。

#### 第6条 (再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

保険の対象が明記物以外のものである場合において、その保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金(注1)を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときには、当会社は、住火約款第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)、普火約款第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)、住総約款第11条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)または持出し家財補償特約第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)または水害保険金(注2)として、支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

##### ① 損害保険金

$$\left[ \begin{array}{l} \text{第5条 (保険金を支払うべき} \\ \text{損害の額) の規定によって支} \\ \text{払われるべき損害の額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{他の保険契約等によって支} \\ \text{払われるべき損害保険金} \\ \text{(注1) の額} \end{array} \right] = \text{損害保険金の額}$$

##### ② 持出し家財保険金

$$\left[ \begin{array}{l} \text{1回の事故につき、100万円} \\ \text{(注3) または第5条の規定} \\ \text{によって支払われるべき損害} \\ \text{の額のいずれか低い額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{他の保険契約等によって支} \\ \text{払われるべき持出し家財} \\ \text{保険金 (注1) の額} \end{array} \right] = \text{持出し家財保険金の額}$$

##### ③ 水害保険金 (注2)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{第5条の規定によって支払} \\ \text{われるべき損害の額に70\% (注} \\ \text{4) を乗じて得た額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{他の保険契約等によって支} \\ \text{払われるべき水害保険金} \\ \text{(注1) (注2) の額} \end{array} \right] = \text{水害保険金 (注2) の額}$$

(注1) 共済金を含みます。

(注2) 住総約款第2条(保険金を支払う場合)(6)②もしくは③または店総約款第1条(保険金を支払う場合)(6)②から④までの水害保険金については、住総約款または店総約款の規定を適用します。

(注3) 他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(注4) 他の保険契約等に、縮小割合が70%を超えるものがある場合は、これらの縮小割合のうち最も高い割合とします。

#### 第7条 (保険の対象の価額の増加または減少)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生し、それによって保険の対象の価額が増加または減少した場合には、保険契約者はまたは被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出なければなりません。

① 保険の対象である建物の増築、改築または一部取りこわし。

② この特約が付帯された保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部滅失。

(2) (1)の場合、当会社と保険契約者はまたは被保険者との間で、保険の対象の価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。

(3) (1)の規定による手続を怠った場合において、その事実が発生した時から(2)の規定による手続が完了するまでの間に生じた損害については、第3条(損害保険金の実損額)および第4条(水害保険金の支払額)の規定は適用せず、住火約款、住総約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払います。ただし、保険の対象の価額が減少した場合を除きます。

(4) (2)の規定による手続がなされた場合には、当会社は、減額または増額すべき保険金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(5) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領取前に生じた事故による損害については、当会社は、第3条(損害保険金の実損額)および第4条(水害保険金の支払額)の規定は適用せず、住火約款、住総約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払います。この場合、保険金額は、(2)の規定にかかわらず、変更しなかつたものとします。

#### 第8条 (保険の対象の評価または再評価のための告知)

(1) 当会社は、第2条(保険の対象の評価)または第7条(保険の対象の価額の増加または減少)

(2) 規定する評価または再評価の際、保険契約者はまたは被保険者が、評価事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(2) (1)の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) (1)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 当会社が評価または再評価の際、(1)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを見抜いた場合(注)。

② 保険契約者はまたは被保険者が、住火約款もしくは店総約款第2条(保険金を支払う場合)または普火約款もしくは店総約款第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生前に、評価事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出た場合。

③ 当会社が、(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合。

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行なう者が、事実を告げることを勤めた場合または事実を告げないとしてもしくは事実と異なることを告げるなどを勤めた場合を含みます。

(4) (3)の規定による申出を受けた場合には、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(5) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領取前に生じた事故による損害については、当会社は、第3条(損害保険金の実損額)お

よび第4条(水害保険金の支払額)の規定は適用せず、住火約款、住総約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払います。

(6) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(2)の規定にかかわらず、その損害については、当会社は、第1条(用語の定義)「保険の対象の価額」の定義および第3条(損害保険金の実損額)から第5条(保険金を支払うべき損害の額)までの規定は適用せず、住火約款、住総約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払います。この場合において、既に第1条「保険の対象の価額」の定義および第3条から第5条までの規定を適用して保険金を支払っていたときは、当会社は、住火約款、住総約款、普火約款または店総約款の規定を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

#### 第9条 (準用規定)

この特約に定めない事項については、住火約款、住総約款、普火約款、店総約款または持出し家財補償特約の規定を準用します。この場合において、保険の対象が明記物以外のものであるときは、持出し家財補償特約の規定中「持出し家財の価額」とあるのを「持出し家財の再調達価額」と読み替えるものとします。

## 追 加 特 約

### (他の長期保険契約がある場合の取り扱い)

(1) 保険の対象について、他の長期保険契約(注)がある場合には、価額協定保険特約第2条(保険の対象の評価)、(2)の規定にかかわらず、保険金額を保険証券記載の評価額から他の長期保険契約(注)の保険金額を差し引いた額により定めることがあります。

(注) 価額協定保険特約を付帯しない他の保険契約で、保険期間が1年を超えるものをいいます。

(2) (1)の規定により保険金額を定めた場合には、保険契約締結の後、価額協定保険特約第7条(保険の対象の価額の増加または減少) (2)の規定により保険金額を変更するときに、(1)と同様の方法によるものとします。

(3) (1)または(2)の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生のとき保険金額が保険証券記載の評価額(注)から他の長期保険契約(注)の保険金額を差し引いた額に満たないときは、その損害については、価額協定保険特約第3条(損害保険金の実損額)および第4条(水害保険金の支払額)の規定は適用せず、住宅火災保険普通保険約款、住宅総合保険普通保険約款、火災保険普通保険約款(一般物件用)、店舗総合保険普通保険約款または持出し家財補償特約の規定を適用して保険金を支払います。

(注) 価額協定保険特約第7条(保険の対象の価額の増加または減少)の規定によって再評価した場合には、その再評価額とします。

(注) 価額協定保険特約を付帯しない他の保険契約で、保険期間が1年を超えるものをいいます。

(4) (1)または(2)の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生のとき他の長期保険契約(注)により保険金が支払われないときは、その損害については、価額協定保険特約第3条(損害保険金の実損額)および第4条(水害保険金の支払額)の規定は適用せず、住宅火災保険普通保険約款、住宅総合保険普通保険約款、火災保険普通保険約款(一般物件用)、店舗総合保険普通保険約款または持出し家財補償特約の規定を適用して保険金を支払います。

(注) 価額協定保険特約を付帯しない他の保険契約で、保険期間が1年を超えるものをいいます。

(注) 価額協定保険特約を付帯しない他の保険契約で、保険期間が1年を超えるものをいいます。

## (21) 価額協定保険特約 (建物新価・家財時価用)

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
住火約款	この特約が付帯された住宅火災保険普通保険約款をいいます。
住総約款	この特約が付帯された住宅総合保険普通保険約款をいいます。
店総約款	この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款をいいます。
評価額	保険契約締結時に当会社と保険契約者はまたは被保険者との間で、保険の対象の価額を評価した額をいいます。
評価事項	評価または再評価のために必要なものとして当会社が照会した保険の対象の取得時期、取得価額等の事項をいいます。
普火約款	この特約が付帯された火災保険普通保険約款(一般物件用)をいいます。
保険の対象の価額	保険の対象が建物である場合には、再調達価額をいいます。

### 第2条 (保険の対象の評価)

(1) 住火約款、住総約款、普火約款または店総約款に基づく保険契約においては、保険契約締結時に評価額を保険証券に記載するものとします。

(2) 保険金額は、保険証券記載の評価額に保険証券記載の約定付保割合を乗じて得た額により定めるものとします。

### 第3条 (損害保険金の実損額)

当会社は、住火約款第5条(保険金の支払額) (2)および(3)、住総約款第5条(損害保険金の支払額) (3)および(4)、普火約款第4条(保険金の支払額) (2)および(3)の規定または店総約款第4条(損害保険金の支払額) (3)および(4)の規定にかかわらず、保険金額を限度とし、損害の額を損害保険金として、支払います。

### 第4条 (水害保険金の支払額)

この特約が住火約款または店総約款に付帯された場合は、住総約款第7条(水害保険金の支払額) (2)または店総約款第6条(水害保険金の支払額) (2)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を水害保険金として、支払います。

損害の額または保険金 × 縮小割合 (70%) = 水害保険金の額

## 第5条（保険金を支払うべき損害の額）

建物が保険の対象である場合には、第3条（損害保険金の実損扱）および第4条（水害保険金の支払額）の損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達額を限度とし、次の算式（注）によって算出した額とします。

$$\text{修理費} - \text{修理に伴って生じた残存物} = \text{損害の額}$$

（注）算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

## 第6条（再調達額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

建物が保険の対象である場合、その保険の対象について再調達額を基準として算出した損害の額に基づき保険金（注1）を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときは、当会社は、住火約款第6条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（1）、普火約款第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（1）または住総約款第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（1）の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害保険金または水害保険金（注2）として、支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

### ① 損害保険金

$$\left[ \begin{array}{l} \text{第5条（保険金を支払うべき} \\ \text{損害の額）の規定によって支} \\ \text{払われるべき損害の額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{他の保険契約等によって支} \\ \text{払われるべき損害保険金} \\ \text{（注1）の額} \end{array} \right] = \text{損害保険金の額}$$

### ② 水害保険金（注2）

$$\left[ \begin{array}{l} \text{第5条の規定によって支払} \\ \text{されるべき損害の額に70\%（注} \\ \text{3）を乗じて得た額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{他の保険契約等によって支} \\ \text{払われるべき水害保険金} \\ \text{（注1）（注2）の額} \end{array} \right] = \text{水害保険金（注2）の額}$$

（注1）共済金を含みます。

（注2）住総約款第2条（保険金を支払う場合）（6）②もしくは③または店総約款第1条（保険金を支払う場合）（6）②から④までの水害保険金については、住総約款または店総約款の規定を適用します。

（注3）他の保険契約等に、縮小割合が70%を超えるものがある場合は、これらの縮小割合のうち最も高い割合とします。

## 第7条（保険の対象の価額の増加または減少）

（1）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生し、それによって保険の対象の価額が増加または減少した場合には、保険契約者はまたは被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出なければなりません。

① 保険の対象である建物の増築、改築または一部取りこわし

② この特約が付帯された保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部滅失

（2）（1）の場合、当会社と保険契約者はまたは被保険者との間で、保険の対象の価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。

（3）（1）の規定による手続を怠った場合において、その事実が発生した時から（2）の規定による手続が完了するまでの間に生じた損害については、第3条（損害保険金の実損扱）および第4条（水害保険金の支払額）の規定は適用せず、住火約款、普火約款、住総約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払います。ただし、保険の対象の価額が減少した場合を除きます。

（4）（2）の規定による手続がなされた場合には、当会社は、減額または増額すべき保険金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（5）（4）の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領取前に生じた事実による損害については、当会社は、第3条（損害保険金の実損扱）および第4条（水害保険金の支払額）の規定は適用せず、住火約款、住総約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払います。この場合、保険金額は、（2）の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。

## 第8条（保険の対象の評価または再評価のための告知）

（1）当会社は、第2条（保険の対象の評価）または第7条（保険の対象の価額の増加または減少）

（2）規定する評価または再評価の際、保険契約者はまたは被保険者が、評価事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

（2）（1）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 当会社が評価または再評価の際、（1）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）

② 保険契約者はまたは被保険者が、住火約款もしくは店総約款第2条（保険金を支払う場合）または普火約款もしくは店総約款第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、評価事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出た場合

③ 当会社が、（1）の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合（注）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないものもしくは事実と異なることを告げることを勤めた場合を含みます。

（4）（3）の規定による申出を受けた場合には、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

（5）（4）の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領取前に生じた事故による損害については、当会社は、第3条（損害保険金の実損扱）お

よび第4条（水害保険金の支払額）の規定は適用せず、住火約款、住総約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払います。

（6）（1）の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、（2）の規定にかかわらず、その損害については、当会社は、第1条（用語の定義）、「保険の対象の価額」の定義および第3条（損害保険金の実損扱）から第5条（保険金を支払うべき損害の額）までの規定は適用せず、住火約款、住総約款、普火約款または店総約款の規定を適用して保険金を支払います。この場合において、既に第1条「保険の対象の価額」の定義および第3条から第5条までの規定を適用して保険金を支払っていたときは、当会社は、住火約款、住総約款、普火約款または店総約款の規定を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

## 第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、住火約款、住総約款、普火約款または店総約款の規定を準用します。

## 追 加 特 約

### （他の長期保険契約がある場合の取扱い）

（1）保険の対象について、他の長期保険契約（注）がある場合には、価額協定保険特約第2条（保険の対象の評価）（2）の規定にかかわらず、保険金額を保険証券記載の評価額から他の長期保険契約（注）の保険金額を差し引いた額により定めることができます。

（2）（1）の規定により保険金額を定めた場合には、保険契約締結の後、価額協定保険特約第7条（保険の対象の価額の増加または減少）（2）の規定により保険金額を変更するときにも、（1）と同様の方法によるものとします。

（3）（1）または（2）の規定により保険金額を定めた場合において、損害発生のとき保険金額が保険証券記載の評価額（注1）から他の長期保険契約（注2）の保険金額を差し引いた額に満たないときは、その損害については、価額協定保険特約第3条（損害保険金の実損扱）および第4条（水害保険金の支払額）の規定は適用せず、住宅火災保険普通保険約款、住宅総合保険普通保険約款、火災保険普通保険約款（一般物件用）または店舗総合保険普通保険約款の規定を適用して保険金を支払います。

（1）価額協定保険特約第7条（保険の対象の価額の増加または減少）の規定によって再評価した場合には、その再評価額とします。

（2）価額協定保険特約を付帯しない他の保険契約で、保険期間が1年を超えるものをいいます。

（4）（1）または（2）により保険金額を定めた場合において、損害発生のとき他の長期保険契約（注）により保険金が支払われないときは、その損害については、価額協定保険特約第3条（損害保険金の実損扱）および第4条（水害保険金の支払額）の規定は適用せず、住宅火災保険普通保険約款、住宅総合保険普通保険約款、火災保険普通保険約款（一般物件用）または店舗総合保険普通保険約款の規定を適用して保険金を支払います。

（3）価額協定保険特約を付帯しない他の保険契約で、保険期間が1年を超えるものをいいます。

## （22）価額協定保険特約付帯契約の継続に関する特約（年払契約用）

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
価額協定保険特約	価額協定保険特約（建物新価・家財新価用）・価額協定保険特約（建物新価・家財時価用）をいいます。
継続契約	この特約により、保険契約が継続される場合における継続後の契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証をいいます。
口座振替	保険契約者の指定する口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
保険料払込期日	継続契約の始期日をいいます。

### 第2条（この特約の付帯条件）

（1）この特約は、当会社と保険契約者の間に、保険契約の継続と継続される保険契約の保険金額の調整について、あらかじめ合意がある場合に付帯されます。

（2）この特約の保険の対象は、価額協定保険特約が付帯されたものに限ります。

第3条（保険契約の継続）  
（1）この保険契約の満期日の属する月の前月の10日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方から別の意思表示がない場合には、この特約に定めるところにより、この保険契約が継続されるものとします。以降毎回同様とします。ただし、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）またはこれにに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯される地震保険契約の償償内容または保険金額を変更するが必要が生じた場合は、この特約は失効します。

（2）（1）の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。

### 第4条（継続契約の保険期間）

（1）継続契約の保険期間は、この保険契約と同一の年数とします。

（2）（1）の規定にかかわらず、当会社と保険契約者の間に合意がある場合の継続契約の保険期間は、合意に基づく年数とします。

第5条（継続契約の内容）  
（1）この保険契約は、（2）、第6条（継続契約の地震保険の保険金額）および別表に定める内容を除き、この保険契約の満期日の内容と同一の内容で継続（注）されるものとします。

（2）この保険契約に初回保険料口座振替特約が付帯されていない場合であっても、保険契約者が継続契約の保険料を口座振替の方法により払い込む場合は、継続契約に付帯するものとします。

（3）（1）および（2）の規定にかかわらず、継続時に、当会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、この保険契約は継続されません。ただし、保険契約者からの別段の意思表示がない限り、当会社は、この特約の規定に準じて、他の保険契約により継続することができます。

（注）同一の内容で継続  
継続契約には、この保険契約に付帯される特約が適用されるものとします。

## 第六条（継続契約の地震保険の保険金額）

(1) この保険契約に地震保険が付帯されている場合には、継続契約の地震保険の保険金額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\text{継続契約の地震保険の保険金額} = \frac{\text{継続前契約の地震保険の保険金額}}{\text{継続前契約の保険金額}} \times \text{継続契約の保険金額}$$

(2) (1) の規定により算出した額の継続契約の保険金額に対する割合が、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）第二条（定義）第二項第四号記載の最小割合を下回る場合は、継続契約の地震保険の保険金額は、継続契約の保険金額にその最小割合を乗じて得た額とします。

(3) (1) および(2) の規定により算出した額の継続契約の地震保険の保険金額が、限度額（注）を超える場合には、限度額（注）を継続契約の地震保険の保険金額とします。

(4) この保険契約に付帯されている保険協定保険特約に追加特約が付帯され、かつ、他の保険契約等に地震保険が付帯されている場合には、(3) の規定は適用しません。ただし、継続契約の地震保険の保険金額が、限度額（注）から他の保険契約等付帯の地震保険の保険金額を差し引いた額を超えるときは、その額を継続契約の地震保険の保険金額とします。

(注) リムジン

地震保険普通保険約款第5条（保険金の支払方法）に規定する限度額をいいます。

## 第七条（継続契約の払込方法）

保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者は、継続契約の保険料を保険料払込期日までに払い込むものとします。

## 第八条（継続契約の保険料領収前の事故）

(1) 保険料払込期日までに継続契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続契約の保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末までに継続契約の保険料を払い込んだ場合には、継続契約の保険料領収前の事故による損害に対するは、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(3) (2) の規定にかかわらず、保険契約者が継続契約の保険料について、その保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、始期日から継続契約の保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

## 第九条（継続契約の保険料領収前の保険金支払）

第8条（継続契約の保険料領収前の事故）(2) の規定により、被保険者が、継続契約の保険料の払込み前に生じた事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は継続契約の保険料を当会社に払い込まなければなりません。

## 第十条（当会社による保険契約の解除）

(1) 当会社は、保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険料払込期日の属する月の翌月末までに、継続契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

(2) (1) の解除は、継続契約の始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第11条（継続契約の告知義務）

(1) 保険契約者はまたは被保険者になる者は、この保険契約の継続の際、告知事項（注）に変更があった場合には、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) (1) の告知については普通保険約款の告知義務に関する規定および価額協定保険特約に定める保険の対象の評価または再評価のための告知に関する規定を適用します。

(注) 告知事項

普通保険約款の告知義務に関する規定に定める告知事項および価額協定保険特約に定める評価事項をいいます。当会社が継続前に送付する書面等によって確認する事項をいいます。

## 第12条（特約の失効）

この保険契約に団体保険・集団保険特約が適用されている場合であって、同特約の特約の失効または解除に関する規定により同特約が効力を失ったときまたは同特約が解除されたときには、この特約も効力を失います。

## 第13条（用項規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、継続契約については普通保険約款および他の特約の「保険証券」は「継続証等」と読み替えるものとします。

## ＜別表＞ 継続契約の内容（同一条件の例外）

	項目	更新の内容
保険金額関連	建築費または物価の変動等に従って、評価額の調整および保険金額の再設定が必要となった場合	<p>① 継続契約の評価額（注1）は、この保険契約の評価額（注1）を、当会社と保険契約者または被保険者との間で、建築費または物価の変動等に従って調整して算出した額とし、継続証等に記載するものとします。</p> <p>② 継続契約の保険金額は、継続証等記載の評価額（注1）に継続証等記載の約定付保険料を乗じて得た額により定めるものとします。</p> <p>③ ②の規定にかかわらず、この保険契約に付帯されている価額協定保険特約に追加特約が付帯されている場合には、継続契約の保険金額は、継続証等記載の評価額から追加特約（他の保険契約等がある場合の取扱い）(1) に規定する他の保険契約等の保険金額を差し引いた額によって定めるものとします。</p>
保険料率関連・約款・制度	当会社が、制度・料率等（注2）を改定した場合	継続契約に適用される制度・料率等（注2）は、継続契約の始期日における制度・料率等（注2）とします。

## （注1）評価額

この保険契約に付帯される価額協定保険特約第2条（保険の対象の評価（1）に規定する評価額をいいます。

## （注2）制度・料率等

普通保険約款もしくはこれに付帯される特約または保険契約引受けに関する制度・保険料率等をいいます。

## （23）新価保険特約

### 第一条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
減価割合	再調達価額から時価額を差し引いた額の再調達価額に対する割合をいいます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
復旧	保険の対象と同一用途のものを、同一敷地内において修理または再築もしくは再取得することをいいます。
時価額	再調達価額から使用による消耗および経過年数に応じた減価額を差し引いた残額をいいます。
時価支払額	この特約がないものとして算出した損害保険金の額をいいます。
時価損害額	この特約がないものとして算出した損害額をいいます。
住火歴款	この特約が付帯された住宅火災保険普通保険約款をいいます。
住総歴款	この特約が付帯された住宅総合保険普通保険約款をいいます。
店総歴款	この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款をいいます。
普火歴款	この特約が付帯された火災保険普通保険約款（一般物件用）、火災保険普通保険約款（工場物件用）または火災保険普通保険約款（倉庫物件用）をいいます。

### 第二条（この特約が適用される範囲）

この特約は、建物、設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品であって、その減価割合が50%以下であるものに適用されます。

### 第三条（損害賠償金を支払うべき損害の額）

この特約により当会社が損害保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時におけるこの特約の保険の対象の再調達価額によって定めます。

### 第四条（減価物件に対する保険金額の制限）

(1) この特約締結時の時または締結の時以降において、この特約の保険の対象に一定割合を超える減価が生じている場合においては、その保険金額は、再調達価額に所定の係数を乗じて得た額の範囲内において定めるものとします。

(2) (1) の一定割合および所定の係数は、別表のとおりとします。

### 第五条（復旧義務）

被保険者は、この特約の保険の対象に損害が生じた日から2年の期間内に、その保険の対象を復旧しなければなりません。ただし、法令による規制その他のやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ当会社の承認を得て、復旧の期間、復旧される物の用途または復旧の場所につき、これを変更することができます。

### 第六条（復旧の通知）

(1) 保険契約者はまたは被保険者は、第5条（復旧義務）に定める復旧をした場合は、遅滞なく書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) 被保険者は、復旧する意思がない場合または第5条（復旧義務）に定める復旧をする意思がない場合は、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(3) 被保険者の要求がある場合は、当会社は、(1) の規定にかかわらず、時価支払額を限度に保険金の内払をすることがあります。

### 第七条（損害保険金の限度）

当会社が支払うべき損害保険金の額は、損害を受けたこの特約の保険の対象を復旧するために実際に要した額を超えないものとします。

### 第八条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、第6条（復旧の通知）(1) の通知があった場合は、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 普通保険約款が住火歴款である場合

第29条（保険金の支払時期）(1) および(2) において、「請求完了日（注1）」とあるのを「請求完了日（注1）または新価保険特約 第6条（復旧の通知）(1) の通知日のいずれか遅い日」と読み替えます。

② 普通保険約款が住総歴款である場合

第34条（保険金の支払時期）(1) および(2) において、「請求完了日（注1）」とあるのを「請求完了日（注1）または新価保険特約 第6条（復旧の通知）(1) の通知日のいずれか遅い日」と読み替えます。

③ 普通保険約款が店総歴款である場合

第35条（保険金の支払時期）(1) において、「第34条（保険金の請求）(2) の手続を完了した日（以下の条において「請求完了日」といいます。）」とあるのを「第34条（保険金の請求）(2) の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）または新価保険特約 第6条（復旧の通知）(1) の通知日のいずれか遅い日」と読み替えます。

イ、第35条（保険金の支払時期）(2) において、「請求完了日」とあるのを「請求完了日または新価保険特約 第6条（復旧の通知）(1) の通知日のいずれか遅い日」と読み替えます。

④ 普通保険約款が普火歴款である場合

ア、第29条（保険金の支払時期）(1) において、「第28条（保険金の請求）(2) の手続を完了した日（以下の条において「請求完了日」といいます。）」とあるのを「第28条（保険金の請求）(2) の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）」と読み替えます。

求) (2) の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)または新価  
保険特約第6条(復旧の通知)(1)の通知日のいずれか遅い日」と読み替えます。

イ 第29条(保険金の支払時期) (2)において、「請求完了日」とあるのを「請求完了日または  
新価保険特約第6条(復旧の通知)(1)の通知日のいずれか遅い日」と読み替えます。

(2) 当会社は、第6条(復旧の通知)(2)の通知があつた場合は、普通保険約款の規定次のとおり  
読み替えて適用します。

① 普通保険約款が住火約款である場合

第29条(保険金の支払時期)(1)および(2)において、「請求完了日(注1)」とあるのを  
「請求完了日(注1)または新価保険特約第6条(復旧の通知)(2)の通知日のいずれか遅い  
日」と読み替えます。

② 普通保険約款が住総約款である場合

第34条(保険金の支払時期)(1)および(2)において、「請求完了日(注1)」とあるのを  
「請求完了日(注1)または新価保険特約第6条(復旧の通知)(2)の通知日のいずれか遅い  
日」と読み替えます。

③ 普通保険約款が店総約款である場合

ア 第35条(保険金の支払時期)(1)において、「第34条(保険金の請求)(2)の手続を完了  
した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)」とあるのを「第34条(保険金の請  
求)(2)の手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)または新価  
保険特約第6条(復旧の通知)(2)の通知日のいずれか遅い日」と読み替えます。

イ 第35条(保険金の支払時期)(2)において、「請求完了日」とあるのを「請求完了日または  
新価保険特約第6条(復旧の通知)(2)の通知日のいずれか遅い日」と読み替えます。

④ 普通保険約款が火災約款である場合

ア 第29条(保険金の支払時期)(1)において、「第28条(保険金の請求)(2)の手続を完了  
した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)」とあるのを「第28条(保険金の請  
求)(2)の手續を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)または新価  
保険特約第6条(復旧の通知)(2)の通知日のいずれか遅い日」と読み替えます。

イ 第29条(保険金の支払時期)(2)において、「請求完了日」とあるのを「請求完了日または  
新価保険特約第6条(復旧の通知)(2)の通知日のいずれか遅い日」と読み替えます。

## 第9条(この特約を付帯しない他の保険契約等がある場合の損害保険金の支払額)

この特約の保険の対象について、この特約と同種の特約を付帯しない他の保険契約等がある場合にお  
いては、当会社は、次の①から③までの間に従い、損害保険金を支払います。

① 他の保険契約によって支払われるべき損害保険金の額が、時価損害額に不足する額を限度とし  
て、損害保険金を内払します。

② 第6条(復旧の通知)(1)の復旧の通知を受けた後においては、他の保険契約等がないものと  
して算出した損害保険金の支払額から①の内払の額を差し引いた残額を支払います。

③ ②の残額は、第3条(損害保険金を支払うべき損害の額)の損害の額、第4条(減価物件に対する  
保険金額の制限)の損害保険金の制限額または第7条(損害保険金の限度)の損害保険金の限度額  
のうち最も低い額と時価損害額との差額を限度とします。

## 第10条(復旧を行わなかつた場合等における損害保険金の支払額)

(1) 当会社は、次の①から③までの場合においては、時価支払額によって損害保険金を支払います。  
① 復旧するために実際に要した額が時価支払額より低い場合

② 再調達価額により算出した損害保険金の額が時価支払額よりも低い場合

③ 第7条(復旧義務)に定める復旧を行わなかつた場合または復旧の意思のないことを書面をもつて  
当会社に申し出た場合

(2) (1)の場合において、この特約の保険の対象について、この特約と同種の特約を付帯しない他の  
保険契約等がある場合においては、当会社は、第9条(この特約を付帯しない他の保険契約等がある  
場合の損害保険金の支払額)①の規定を準用して、損害保険金を支払います。

## 第11条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約  
款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定中  
「保険の対象の価額」または「保険価額」とあるのを「保険の対象の再調達価額」と読み替えるものと  
します。

## (別表)

減価割合	係数
① 30%を超えて40%以下の場合	90%
② 40%を超えて50%以下の場合	80%

(注) 上表の減価割合および係数は、すべて再調達価額を基準(100%)とした場合の百分率(%)と  
なります。

## (24) 新価保険自動追加特約

この特約は、新価保険特約に自動的に付帯されます。

この特約が付帯される普通保険約款に新価保険特約が付帯され、かつ保険の対象が現実に世帯が生活を  
営んでいる個人所有の専用住宅建物でない場合には、次のとおりとします。

① 新価保険特約第4条(減価物件に対する保険金額の制限)の規定は、これを適用しません。

② 新価保険特約第5条(復旧義務)のただし書きを「ただし、合理的な理由がある場合には、あらかじ  
め当会社の承認を得て、復旧の期間、復旧される物の用途または復旧の場所につき、これを変更す  
ることができます。」と読み替えるものとします。

③ 現に使用されている建物、設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品については、その  
減価割合を50%以下とみなします。

## (25) 特殊包括に関する特約(店総用)

### 第1条(保険の対象およびその範囲)

(1) この保険契約における保険の対象は、日本国内の保険証券記載の敷地内(以下「敷地内」といいま  
す。)

す。)に所在し、かつ、保険契約者が所有する建物およびこれに収容される動産のすべてとします。

(2) (1)の規定にかかるわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材
- ② 店舗総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第3条(保険の対象の範囲)  
(2)に掲げる物

### (記入例)

③ 坑道内所在物件

(3) (1)の規定にかかるわらず、次に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に  
含まれません。

### (記入例)

① 基礎工事、門、堀または垣

② 貯蔵または納置の目的をもって収容された設備、装置、機械、器具、工具、什器または備  
品

③ 他人に貸すまたは管理を委託している物

④ 普通約款第3条(保険の対象の範囲)(3)②または③に掲げる物

(4) 敷地内に所在する他人所有の建物および建物内に収容される動産は、(2)および(3)に掲げる  
物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものに限り、保険契約者と被保険者が  
異なる保険契約である旨を保険契約申込書に明記して、保険の対象とすることができます。

(5) 設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品が保険の対象である場合においては、業務用の  
通貨および預貯金帳(以下「保険金を支払う場合」)(5)の盗難による損害が生じた  
ときは、(2)の規定にかかるわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、  
この特約にいう保険価額および保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

### 第2条(保険の対象の価額の通知)

保険契約者は、保険契約締結時において、各保険の対象を取得した年次および取得した価額ならびに  
各保険の対象の所在地におけるその時の価額を当会社に通知するものとします。

### 第3条(保険の対象の価額の協定)

(1) 第2条(保険の対象の価額の通知)の規定による通知に基づき、当会社と保険契約者との間で、保  
険の対象の価額を協定するものとし、保険契約者は、協定した保険の対象の価額(以下「協定保険価  
額」といいます。)を保険契約申込書添付の明細書に記載するものとします。

(2) 保険契約締結の後、敷地内において保険の対象に次いだに該当する事実が発生した場合には、  
保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、(1)の協定保険価額を修正するもの  
とします。

① 保険契約者が第1条(保険の対象およびその範囲)の規定により保険の対象とすべき物件を取得  
した場合

② 保険の対象である物件が増築または増設された場合

③ 保険の対象である動産の収容場所を建物以外に変更した場合

④ 保険の対象が敷地内から取り除かれた場合

⑤ この保険契約において当会社の補償しない事故によって保険の対象が滅失した場合  
(3) 敷地内において、保険の対象を他の場所に移転した場合((2)③に掲げる場合を除きます。)は、  
その移転に伴い協定保険価額は自動的に修正されるものとします。

(4) 保険期間の中途において、物的の変動または改修((2)②に掲げる場合を除きます。)等により  
保険の対象の価額に変動が生じた場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知し、協定保険価額を  
修正するものとします。

(5) 保険の対象について当会社が損害保険金または水害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、その  
保険の対象の協定保険価額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する  
協定保険価額とします。ただし、その保険の対象について修復が行われた場合は、(2)①または②に  
の場合は、(2)①に定めるものとします。

(6) 付保合条件付実付損害特約が付帯されている場合において、その保険の対象について支払われる  
べき損害保険金の額が第6条(損害保険金の支払額) (2)に定める限度額に達したときは、その保険  
の対象の残存部分は自動的に保険の対象から除外されるものとします。ただし、保険契約者は、その  
残存部分が(2)①の範囲に準じてあらためて保険の対象に加えることができます。

### 第4条(保険金額)

(1) 保険金額は、敷地内に所在するすべての保険の対象を包括して定めるものとし、これらの保険の  
対象の協定保険価額の合計額に保険証券記載の付保割合(以下「付保割合」といいます。)を乗じて得  
た額とします。

(2) (1)の規定にかかるわらず、敷地内に所在するすべての保険の対象について次に掲げる包括単位ご  
とにそれぞれ包括して保険金額を定める場合には、包括単位ごとの協定保険価額の合計額に付保割合  
を乗じて得た額をそれぞれの包括単位の保険金額とします。

### (記入例)

① 建物

② 建物内収容動産

(3) 第3条(保険の対象の価額の協定) (2)、(4)、(5)ただし書および(6)ただし書の規定  
により新たな保険の対象の価額を協定し、または協定保険価額を修正する場合は、その都度協定保  
険価額の追加分、増減分または滅失分に付保割合を乗じて得た額を保険金額の増減分として保険金額に  
加えますまたは差し引くものとします。

### 第5条(保険料の返還または請求)

第4条(保険金額) (3)の場合においては、当会社は、同条(3)に定める保険金額の増減分に対する  
保険料に期間に応じて割引によって計算した保険料を返還または請求します。ただし、第3条(保険の  
対象の価額の協定) (5)ただし書の規定による保険金額の増額分(損害発生前の協定保険価額に相当  
する額までの増額分をいいます)に対する保険料を請求しないものとします。

### 第6条(損害保険金の支払額)

(1) 保険の対象について当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、当会社は、普通約款第  
4条(損害保険金の支払額) (1)および(2)の規定による損害の額に付保割合を乗じて得た額を支  
払うべき損害保険金の額とします。ただし、その保険の対象の協定保険価額に付保割合を乗  
じて得た額を支払うべき損害保険金の額とします。

じて得た額を限度とします。

- (2) 付保割合条件付保険料特約が付帯されている場合は、(1)の規定にかかるわらず、当会社は、普通約款第4条(損害保険金の支払額)、(1)および(2)の規定による損害の額を損害保険金として支払います。ただし、その保険の対象の協定保険額に付保割合を乗じて得た額を限度とします。
- (3) 損害発生時において、保険金額が敷地内に所在するすべての保険の対象の価額の合計額に付保割合を乗じて得た額に不足する場合(第4条(保険金額))、(2)の規定により包括単位ごとに保険金額を定めた場合には、包括単位の保険金額がその包括単位のすべての保険の対象の価額の合計額に付保割合を乗じて得た額に不足するときをいいます。第7条(水害保険金の支払額)、(2)においても同様とします。)は、当会社は、その不足する割合によって(1)または(2)の規定によって支払うべき損害保険金の額を削減します。

#### 第7条(水害保険金の支払額)

- (1) 保険の対象について当会社が普通約款第1条(保険金を支払う場合)、(6)①の水害保険金として支払うべき損害が生じた場合は、当会社は、次の算式によって算出した額をもって支払うべき水害保険金の額とします。ただし、その保険の対象の協定保険額に付保割合および縮小割合(70%)を乗じて得た額を限度とします。

$$\text{普通約款第6条(水害保険金の支払額)} \times \text{付保割合} \times \text{縮小割合} = \text{水害保険金の額}$$

(70%)

- (2) 損害発生時において、保険金額が敷地内に所在するすべての保険の対象の価額の合計額に付保割合を乗じて得た額に不足する場合は、当会社は、その不足する割合によって(1)の規定によって支払うべき水害保険金の額を削減します。

#### 第8条(他の契約の禁止)

- 保険契約者は、この保険契約の保険期間中、敷地内に所在する保険の対象について、この特約が付帯された火災保険契約以外の保険契約を締結することができません。

#### 第9条(自動補償)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者が敷地内において第1条(保険の対象およびその範囲)の規定により保険の対象とすべき物件(同条(3)に規定する物を除きます。以下この条において「追加物件」といいます。)を取得した場合(第3条(保険の対象の価額の協定))、(2)②の増築または増設部分および(5)ただし書の修復部分を含みます。)において、その追加物件の価額に付保割合を乗じて得た額が保険契約締結における保険金額(第4条(保険金額))、(2)の規定により包括単位ごとに保険金額を定めた場合は、包括単位の保険金額の□%以内で、かつ、□円以内のときは、当会社は、保険契約者が第3条(2)、第4条(3)および第5条(保険料の返還または請求)に定める手続を完了する前であっても、その追加物件の取得の日からその日を含めて□までの期間に限りその追加物件について生じた損害に対しても、損害保険金または水害保険金を支払います。
- (2) (1)の規定により損害保険金または水害保険金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の価額を協定保険額とみなして、これに付保割合を乗じて得た額を損害発生時の保険金額に加算した額をもって、保険金額とみなして第6条(損害保険金の支払額)、第7条(水害保険金の支払額)または普通約款第6条(水害保険金の支払額)、(3)から(5)までの規定を適用します。ただし、これに当会社が支払うべき損害保険金または水害保険金の額はいかなる場合も1回の事故につき□円を超えないものとします。
- (3) 保険契約者は、(1)または(2)の規定により損害保険金または水害保険金が支払われた場合は、これと同時に、その追加物件について第5条(保険料の返還または請求)に定める保険料を支払うものとします。

#### 第10条(保険料の返還または請求)

- 普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかるわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

#### 第11条(準用規定)

- この特約に定めのない事項については、普通約款第4条(損害保険金の支払額)、(3)および(4)ならびに第6条(水害保険金の支払額)、(2)の規定を除き、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、普通約款の規定中「保険金額」とあるのは「協定保険額に付保割合を乗じた額」と読み替えるものとします。

## (26) 特殊包括に関する特約(店総用)・自動追加特約

#### 第1条(自動補償)

- (1) 当会社は、この特約に従い、この特約が付帯された特殊包括契約に関する特約(店総契約用)(以下「特殊包括特約」といいます。)第9条(自動補償)の規定にかかるわらず、保険期間中に、保険契約者が敷地内において特殊包括特約第1条(保険の対象およびその範囲)の規定により保険の対象とすべき物件(同条(3)に規定するものと除きます。)を取得した場合(特殊包括特約第3条(保険の対象の価額の協定))、(2)②の増築または増設部分および(5)ただし書の修復部分を含みます。)において、その追加物件の価額に付保割合を乗じて得た額が保険契約締結における保険金額(特殊包括特約第4条(保険金額))、(2)の規定により包括単位ごとに保険金額を定めた場合は、包括単位の保険金額の□% (□円を超える場合は□円)において「自動保険額限度額」といいます。)以下であるときは、追加物件を取得した旨を当会社に通知した場合に限りその追加物件に生じた損害に対しても、損害保険金または水害保険金を支払います。
- (2) 保険契約者が(1)に定める期間内に書面をもって追加物件を取得した旨を当会社に通知した場合には、当会社は、(1)の規定にかかるわらず、その後の期間についてもその追加物件に生じた損害に対して、損害保険金または水害保険金を支払います。
- (3) (1)または(2)の規定により損害保険金または水害保険金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の価額を協定保険額とみなして、これに付保割合を乗じて得た額を損害発生時の保険金額に加算した額をもって、保険金額とみなして特殊包括特約第6条(損害保険金の支払額)、特殊包括特約第7条(水害保険金の支払額)または普通約款第6条(水害保険金の支払額)、(3)から(5)までの規定を適用します。
- (4) 追加物件の取得が2回以上ある場合において、追加物件の価額に付保割合を乗じて得た額の累計額と新たな追加物件の価額に付保割合を乗じて得た額との合計額が自動保険額限度額を超えるときは、その新たな追加物件に対しては、(1)の規定は適用しません。

- (5) (1)の場合において、保険契約者は、その追加物件について、取得した日以後の未経過期間に対して日割によって計算した保険料を保険期間満了時に当会社へ支払うものとします。
- (6) (5)の規定にかかるわらず、保険契約者が保険期間満了前にその追加物件にかかるわる保険料を支払った場合は、(4)の累計額より保険料の支払われた追加物件の価額に付保割合を乗じた額を差し引いた残額を、(4)の累計額とします。

#### 第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、特殊包括特約の規定を準用します。

## (27) 複数敷地内特殊包括に関する特約(店総用)

#### 第1条(保険の対象およびその範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、次に掲げる条件に該当し、かつ、保険契約者が所有する建物およびこれに収容される動産のすべてとします。

#### (記入例)

保険契約者が日本国内において所有、使用または管理する事務所、店舗、住宅、寮または厚生施設の敷地内に所在し、かつ、一般物件料率を適用する物件であること。

- (2) (1)の規定にかかるわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 商品、原綿、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材  
② 店舗総合保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第3条(保険の対象の範囲)

(2)に掲げる物

#### (記入例)

③ 積道内所在物件

- (3) (1)の規定にかかるわらず、次に掲げる物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

#### (記入例)

① 基礎工事、門、堀または垣

② 貯蔵または納置の目的をもって収容された設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品  
③ 他人に貸すまたは管理を委託している物  
④ 普通約款第3条(保険の対象の範囲) (3)②または③に掲げる物

- (4) (1)の条件に該当する他人所有の建物および建物内に収容される動産は、(2)および(3)に掲げる物に該当しないもので、かつ、保険契約者が占有管理しているものに限り、保険契約者と被保険者が異なる保険契約である旨を保険契約申込書に明記して、保険の対象とすることができます。

- (5) 設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品が保険の対象である場合においては、業務用の通常および預貯金証書に、普通約款第1条(保険金を支払う場合)、(5)の盗難による損害が生じたときは、(2)の規定にかかるわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この特約にいう保険額および保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

#### 第2条(明細書の記載)

- 保険契約者は、保険契約締結時において、第1条(保険の対象およびその範囲)の規定による保険の対象が所在する敷地内について、保険契約申込書付明細書(以下「明細書」といいます。)に敷地内の名称、所在地および保険の対象を記載するものとします。

#### 第3条(保険の対象の価額の通知)

- 保険契約者は、保険契約締結時において、各保険の対象の所在地におけるその時の価額を当会社に通知するものとします。

#### 第4条(保険の対象の価額の協定)

- (1) 第3条(保険の対象の価額の通知)の規定による通知に基づき、当会社と保険契約者との間で、保険の対象の価額を協定するものとし、保険契約者は、協定した保険の対象の価額(以下「協定保険額」といいます。)を明細書に記載するものとします。

- (2) 保険契約締結の後、一つの敷地内(明細書に記載されている敷地内に限ります。) (2)および(3)において同様とします。)において保険の対象に次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、(1)の協定保険額を修正するものとします。

- ① 保険契約者が第1条(保険の対象およびその範囲)の規定により保険の対象とすべき物件を取得した場合

- ② 保険の対象である物件が増築または増設された場合

- ③ 保険の対象である動産の収容場所を建物以外に変更した場合

- ④ 保険の対象が敷地内から取り除かれた場合

- ⑤ この保険契約において当会社の保険額しない事故によって保険の対象が滅失した場合

- (3) 同一敷地内において、保険の対象を他の場所に移転した場合((2) (3)に掲げる場合を除きます。)は、その移転に伴い協定保険額は自動的に修正されるものとします。

- (4) 保険期間の中途において、保険の変動または改修((2) (3)に掲げる場合を除きます。)等により保険の対象の価額に変動が生じた場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知し、協定保険額を修正するものとします。

- (5) 保険の対象について当会社が損害保険金または水害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、その対象の協定保険額から損害の額を差し引いた残額を損害が生じた時以後の保険期間に対する協定保険額とします。ただし、その保険の対象について修復が行われた場合は、(2)①または②の場合に準じて協定保険額を修正するものとします。

- (6) 付保割合条件付保険料特約が付帯されている場合において、その保険の対象について支払われるべき損害保険金の額が第8条(損害保険金の支払額) (2)に定める限度額に達したときは、その保険の対象の残存部分は自動的に保険の対象から除外されるものとします。ただし、保険契約者は、その残存部分を(2)①の場合に準じてあらためて保険の対象に加えることができます。

#### 第5条(追加敷地内の取扱い)

- 保険契約締結の後、保険契約者が明細書に記載のない敷地内(以下「追加敷地内」といいます。)に

おいて、第1条（保険の対象およびその範囲）の規定により保険の対象とすべき物件を取得した場合には、保険契約者は、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、第4条（保険の対象の価額の協定）（1）の協定保険価額を修正するものとします。この場合において、明細書に追加敷地内の名称、所在地および保険の対象を記載するものとします。

## 第6条（保険金額）

- （1）保険金額は、すべての保険の対象を括りて定めるものとし、これらの保険の対象の協定保険価額の合計額に保険証券記載の付保割合（以下「付保割合」といいます。）を乗じて得た額とします。  
（2）（1）の規定にかかわらず、すべての保険の対象について次に掲げる括括単位ごとにそれぞれ包括して保険金額を定める場合には、括括単位ごとの協定保険価額の合計額に付保割合を乗じて得た額をそれぞれの括括単位の保険金額とします。

（記入例）
① 建物
② 建物内収容動産

（3）第4条（保険の対象の価額の協定）（2）、（4）、（5）ただし書および（6）ただし書ならびに第5条（追加敷地内の取扱い）の規定により新たな保険の対象の価額を協定し、または協定保険価額を修正する場合は、その都度協定保険価額の追加分、増減分または減少分に付保割合を乗じて得た額を保険金額の増減分として保険金額に加えまたは差し引くものとします。

## 第7条（保険料の返還または請求）

第6条（保険金額）（3）の場合においては、当会社は、同条（3）に定める保険金額の増減分に対し未経過期間について日割によって計算した保険料を返還または請求します。ただし、第4条（保険の対象の価額の協定）（5）ただし書の規定による保険金額の増減分（損害発生前の協定保険価額に相当する額までの増減分をいいます。）に対しては、保険料を請求しないものとします。

## 第8条（損害保険金の支払額）

- （1）保険の対象について当会社が損害保険金を支払うべき損害が生じた場合は、当会社は、普通約款第4条（損害保険金の支払額）（1）および（2）の規定による損害の額に付保割合を乗じて得た額をもつて支払うべき損害保険金の額とします。ただし、その保険の対象の協定保険価額に付保割合を乗じて得た額を限度とします。  
（2）付保割合条件付実損拝特約が付帯されている場合は、（1）の規定にかかわらず、当会社は、普通約款第4条（損害保険金の支払額）（1）および（2）の規定による損害の額に付保割合を乗じて得た額を限度とします。ただし、その保険の対象の協定保険価額に付保割合を乗じて得た額を限度とします。  
（3）損害発生時において、損害が生じた保険の対象が所在する敷地内のすべての保険の対象の協定保険価額の合計額がこれらのおの保険の対象の価額の合計額に不足する場合（第6条（保険金額）（2）の規定に括括単位ごとに保険金額を定めた場合には、損害が生じた保険の対象が所在する敷地内のその保険の対象が括括単位ごとに保険の対象の協定保険価額の合計額がこれらのおの保険の対象の価額の合計額に不足するときをいいます。第9条（水害保険金の支払額）（2）においても同様とします。）は、当会社は、その不足する割合によって（1）または（2）の規定によって支払うべき損害保険金の額を削減します。  
（4）1回の事故につき、複数の敷地内の保険の対象について損害が生じた場合は、敷地内ごとに（3）の規定を適用します。

## 第9条（水害保険金の支払額）

- （1）保険の対象について当会社が普通約款第1条（保険金を支払う場合）（6）①の水害保険金として支払うべき損害が生じた場合は、当会社は、次の算式によって算出した額をもつて支払うべき水害保険金の額とします。ただし、その保険の対象の協定保険価額に付保割合および縮小割合（70%）を乗じて得た額を限度とします。

$$\text{普通約款第6条（水害保険金の支払額）} \times \text{付保割合} \times \text{縮小割合} = \text{水害保険金の額}$$

（1）の規定による損害の額

- （2）損害発生時において、損害が生じた保険の対象が所在する敷地内のすべての保険の対象の協定保険価額の合計額がこれらのおの保険の対象の価額の合計額に不足する場合は、当会社は、その不足する割合によって（1）の規定によって支払うべき水害保険金の額を削減します。  
（3）1回の事故につき、複数の敷地内の保険の対象について損害が生じた場合は、敷地内ごとに（2）の規定を適用します。

## 第10条（他の契約の禁止）

保険契約者は、この保険契約の保険期間中、第1条（保険の対象およびその範囲）の保険の対象について、この特約が付帯された火災保険契約以外の保険契約を締結することができません。

## 第11条（自動補償）

- （1）保険契約締結の後、保険契約者が敷地内（追加敷地内を含みます。）において第1条（保険の対象およびその範囲）の規定により保険の対象とすべき物件（同条（3）に規定する物を除きます。以下この条において「追加物件」といいます。）を取得した場合（第4条（保険の対象の価額の協定）（2）②の増築または建設部分および（5）ただし書の修復部分を含みます。）において、その追加物件の価額に付保割合を乗じて得た額をもつて保険契約締結時における保険金額（第6条（保険金額）（2）の規定により括括単位ごとに保険金額を定めた場合は、括括単位ごとの保険金額の□%以内で、かつ、□円以内のときは、当会社は、保険契約者が第4条（2）の第5条（追加敷地内の取扱い）、第6条（3）および第7条（保険料の返還または請求）に定める手続を完了する前であっても、その追加物件の取得の日からその日を含めて□までの期間に限りその追加物件について生じた損害に対しても、損害保険金または水害保険金を支払います。  
（2）（1）の規定により損害保険金または水害保険金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の価額を協定保険価額とみなして第8条（損害保険金の支払額）、第9条（水害保険金の支払額）または普通約款第6条（水害保険金の支払額）（3）から（5）までの規定を適用します。ただし、これに当会社が支払うべき損害保険金または水害保険金の額はいかなる場合も1回の事故につき□円を超えないものとします。  
（3）保険契約者は、（1）または（2）の規定により損害保険金または水害保険金が支払われた場合は、これと同時に、その追加物件について第7条（保険料の返還または請求）に定める保険料を支払うものとします。

## 第12条（保険料の返還または請求）

普通約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還また

は請求します。

## 第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、普通約款第4条（損害保険金の支払額）（3）および（4）ならびに第6条（水害保険金の支払額）（2）の規定を除き、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、普通約款の規定中「保険金額」とあるのは「協定保険価額に付保割合を乗じた額」と読み替えるものとします。

## （28）複数敷地内特殊包括に関する特約（店総用）・自動追加特約

### 第1条（自動補償）

（1）当会社は、この特約に従い、この特約が付帯された特殊包括契約に関する特約（店総契約・複数敷地内用）（以下「特殊包括特約」といいます。）第11条（自動補償）の規定にかかわらず、保険期間中に、保険契約者が敷地内（特殊包括特約第5条（追加敷地内の取扱い）に規定する追加敷地内を含みます。）において特殊包括特約第1条（保険の対象およびその範囲）の規定により保険の対象とすべき物件（同条（3）に規定するものを除きます。以下この条において「追加物件」といいます。）を取得した場合（特殊包括特約第4条（保険の対象の価額の協定）（2）の増築または建設部分おおよび（5）ただし書の修復部分を含みます。）において、その追加物件の価額に付保割合を乗じて得た額が保険契約締結時における保険金額（特殊包括特約第6条（保険金額）（2）の規定により包括単位ごとに保険金額を定めた場合は、括括単位ごとの保険金額の□%（□円）を超える場合は□円。）（4）において「自動補償限度額」といいます。）以下であるときは、追加物件を取得した旨の通知がなされないときであっても、追加物件を取得した日からその日のを含めて□までの期間に限りその追加物件に生じた損害に対しても、損害保険金または水害保険金を支払います。

（2）保険契約者が（1）に定める期間内に書面をもって追加物件を取得した旨を当会社に通知した場合には、当会社は、（1）の規定にかかわらず、その後の期間についてもその追加物件に生じた損害に對して、損害保険金または水害保険金を支払います。

（3）（1）または（2）の規定により損害保険金または水害保険金を支払うべき場合は、その損害が生じた追加物件の価額を協定保険価額とみなして特殊包括特約第8条（損害保険金の支払額）、特殊包括特約第9条（水害保険金の支払額）または普通約款第6条（水害保険金の支払額）（3）から（5）までの規定を適用します。

（4）追加物件の取得が2回以上ある場合において、追加物件の価額に付保割合を乗じて得た額の累計額と新たな追加物件の価額に付保割合を乗じて得た額との合計額が自動補償限度額を超えるときは、その新たな追加物件に對しては、（1）の規定は適用しません。

（5）（1）の場合において、保険契約者は、その追加物件について、取得した日以後の未経過期間に對して日割によって計算した保険料を保険期間満了時に当会社へ支払うものとします。

（6）（5）の規定にかかわらず、保険契約者が保険期間満了前にその追加物件にかかる保険料を支払った場合は、（4）の累計額より保険料の支払われた追加物件の価額に付保割合を乗じた額を差し引いた残額を、（4）の累計額とします。

### 第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、特殊包括特約の規定を準用します。

## （29）免責金額特約（店総契約・時価用）

### 第1条（この特約が適用される範囲）

この特約は、保険証券記載の免責金額設定単位（第4条（保険金の支払額）において「免責金額設定単位」といいます。）にかかる保険の対象である次に掲げるものについて適用されます。

① 建物および設備・什器等（設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同じとします。）  
② 商品・製品等（商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。第4条において同様とします。）

### 第2条（保険の対象の評価）

建物または設備・什器等が保険の対象である場合には、保険契約締結時に当会社と保険契約者は被保険者との間で、保険の対象の価額を評価し、評価した額（以下「評価額」といいます。）を保険証券に記載するものとします。

### 第3条（保険金額）

保険の対象である建物または設備・什器等の保険金額は、第2条（保険の対象の評価）の規定による評価額に保険証券記載の付保割合（第4条（保険金の支払額）において「付保割合」といいます。）を乗じて得た額により定めます。

### 第4条（保険金の支払額）

（1）当会社は、1回の事故につき、免責金額設定単位ごとに（2）または（3）の規定によって算出した額の合計額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を損害保険金または水害保険金として、支払います。

（2）保険証券記載の免責金額を差し引くべき額（以下「免責金額適用対象額」といいます。）は、次の規定によって算出した額または預貯金証書の盗難の場合は、普通約款（いいます。）第5条（損害保険金の支払額一時貸または預貯金証書の盗難の場合は、普通約款）の規定によって算出した損害保険金もしくは普通約款第6条（水害保険金の支払額）の規定によって算出した水害保険金の額とします。

① 保険の対象である建物または設備・什器等に当会社が普通約款第1条（保険金を支払う場合）（1）から（4）までの損害保険金を支払うべき損害が生じた場合には、普通約款第4条（損害保険金の支払額）（1）および（2）の規定による損害の額に付保割合を乗じて得た額を免責金額適用対象額とします。

② ①の場合において、損害が生じた保険の対象の保険金額がその保険の対象の価額に付保割合を乗じて得た額に不足するときは、その不足する割合により①の規定による免責金額適用対象額を削減します。

③ 保険の対象である商品・製品等に当会社が普通約款第1条（1）から（3）までの損害保険金を支払うべき損害が生じた場合には、普通約款第4条（3）または（4）の規定によって算出した額を免責金額適用対象額とします。

④ 特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損拝特約または水害保険金の算出方法を変更する特

約がこの保険契約に付帯されている場合には、(2)の規定にかかわらず、これらの特約の規定によって算出した損害保険金または水害保険金の額を免責金額適用対象額とします。この場合において、支払限度額特約(店総契約・時価用)が付帯されているときは、支払限度額の適用がないものとして算出した額を免責金額適用対象額とします。

(4) この保険契約に臨時費用補償特約(10%用)または(30%用)(以下これらを「臨賃特約」といいます。)が付帯されている場合で、かつ、2以上の敷地内に対して一つの免責金額を設定した場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の保険の対象に損害が生じたときは、それぞれの敷地内に所在する保険の対象の損害の額の割合によって(1)の規定による損害保険金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害保険金とみなし、臨賃特約の規定によって当会社が支払うべき臨時費用保険金をおのおの別に算出します。

(5) この保険契約に臨賃特約が付帯されている場合であって、2以上の敷地内に対して一つの免責金額を設定し、かつ、水災支払方法変更特約その他の水害保険金の算出方法を変更する特約がこの保険契約に付帯されている場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内に保険の対象に損害が生じたときは、それぞれの敷地内に所在する保険の対象の損害の額の割合によって(1)の規定による損害保険金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害保険金とみなし、これらの特約および臨賃特約の規定によって当会社が支払うべき臨時費用保険金をおのおの別に算出します。

## 第5条 (保険の対象の価額の増加または減少)

(1) 保険契約締結の後、保険の対象である建物または設備・什器等について、次のいずれかに該当する事実が発生し、それによってその保険の対象の価額が増加または減少した場合には、保険契約者は被保険者は遅滞なく、その旨を当会社に申し出なければなりません。

① 物件の取得

② 増築、改築、一部取りこわしまたは撤去

③ 一部減失および一部滅失後の修復(この特約が付帯された保険契約において補償する普通約款第1条(保険金を支払う場合)の事由による保険の対象の一部減失および一部滅失後の修復を含みます。)

(2) (1)の場合、当会社と保険契約者は被保険者との間で、保険の対象の価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。

(3) (2)の規定による手続がなされた場合には、当会社は、減額または増額すべき保険金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。ただし、当会社が普通約款第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金または水害保険金を支払うべき損害が生じた場合において、保険の対象の一部滅失によって保険金額が減額されるときまたは保険の対象の一部滅失後の修復によって保険金額が増額(損害発生前の評価額に相当する額までの増額分を除きます。)されるときは除きます。

(4) (3)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領取前に生じた事故による損害については、当会社は、保険金額の変更がなかったものとみなし、普通約款およびこの特約の規定によって保険金を支払います。

## 第6条 (保険の対象の評価または再評価のための告知)

(1) 保険契約者は被保険者は、第2条(保険の対象の評価)または第5条(保険の対象の価額の増加または減少)、(2)に規定する評価または再評価の際、当会社が評価または再評価のために必要と認め照合した事項について、事実を正確に告げなければなりません。

(2) 保険契約者は被保険者が、(1)の事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出た場合には、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(3) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領取前に生じた事故による損害については、当会社は、保険金額の変更がなかったものとみなし、普通約款およびこの特約の規定によって保険金を支払います。

## 第7条 (金利支払後の保険契約の終了)

(1) 当会社が普通約款第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金または水害保険金を支払うべき損害が生じた場合において、第4条(保険金の支払額)、(2)または(3)の規定による免責金額適用対象額が1回の事故につき保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)の80%に相当する額を超えたときは、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

## 第8条 (他の特約の保険金との関係)

普通約款に他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって保険金が支払われる損害(普通約款の規定によって保険金が支払われる損害を除きます。)に対しては、第4条(保険金の支払額)の規定は適用しません。

## 第9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

# (30) 免責金額特約(店総契約・新価用)

## 第1条 (この特約が適用される範囲)

この特約は、保険証券記載の免責金額設定単位(第5条(保険金の支払額)において「免責金額設定単位」といいます。)にかかる保険の対象である次に掲げるものについて適用されます。

① 建物および設備・什器等(設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同様とします。)

② 商品・製品等(商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。第5条において同様とします。)

## 第2条 (保険の対象の評価)

建物または設備・什器等が保険の対象である場合には、保険契約締結時に当会社と保険契約者は被保険者との間で、保険の対象の再調達価額を評価し、評価した額(以下「評価額」といいます。)を保険証券に記載するものとします。

## 第3条 (保険金額)

保険の対象である建物または設備・什器等の保険金額は、第2条(保険の対象の評価)の規定によ

る評価額に保険証券記載の付保割合(第5条(保険金の支払額))において「付保割合」といいます。)を乗じて得た額により定めます。

## 第4条 (損害保険金または水害保険金を支払うべき損害の額)

建物または設備・什器等が保険の対象である場合には、この特約により当会社が損害保険金または水害保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地およびにおけるその保険の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式(第式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。)によって算出した額とします。

修理費 = 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額

## 第5条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、1回の事故につき、免責金額設定単位ごとに(2)または(3)の規定によって算出した額の合計額から保険証券記載の免責金額を差し引いた残額を損害保険金または水害保険金として、支払います。

(2) 保険証券記載の免責金額を差し引くべき額(以下「免責金額適用対象額」といいます。)は、次の規定によって算出した額または店舗総額保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第5条(損害保険金の支払額一通貨または預金証書の盗難の場合)の規定によって算出した損害保険金もしくは普通約款第6条(水害保険金の支払額)の規定によって算出した水害保険金の額とします。

① 保険の対象である建物または設備・什器等に当会社が普通約款第1条(保険金を支払う場合)、(1)から(4)までの損害保険金を支払うべき損害が生じた場合には、第4条(損害保険金または水害保険金を支払うべき損害の額)の規定による損害の額に付保割合を乗じて得た額を免責金額適用対象額とします。

② ①の場合において、損害が生じた保険の対象の保険金額がその保険の対象の再調達価額に付保割合を乗じて得た額に不足するときは、その不足する割合により①の規定による免責金額適用対象額を削減します。

③ 保険の対象である商品・製品等に当会社が普通約款第1条(1)から(3)までの損害保険金を支払うべき損害が生じた場合には、普通約款第4条(損害保険金の支払額)、(3)または(4)の規定によって算出した額を免責金額適用対象額とします。

④ 特殊保険契約に関する特約または付保割合条件付実損拡張特約がこの保険契約に付帯されている場合には、(2)の規定にかかわらず、これらの特約の規定によって算出した損害保険金または水害保険金の額を免責金額適用対象額とします。この場合において、支払限度額特約(店総契約・新価用)が支払限度額適用対象額の適用がないものとして算出した額を免責金額適用対象額とします。

(4) この保険契約に臨時費用補償特約(10%用)または(30%用)(以下これらを「臨賃特約」といいます。)が付帯されている場合で、かつ、2以上の敷地内に対して一つの免責金額を設定した場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の保険の対象に損害が生じたときは、それぞれの敷地内に所在する保険の対象の損害の額の割合によって(1)の規定による損害保険金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害保険金とみなし、臨賃特約の規定によって当会社が支払うべき臨時費用保険金をおのおの別に算出します。

(5) この保険契約に臨時費用補償特約(10%用)または(30%用)(以下これらを「臨賃特約」といいます。)が付帯されている場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の保険の対象に損害が生じたときは、それぞれの敷地内に所在する保険の対象の損害の額の割合によって(1)の規定による損害保険金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害保険金とみなし、临賃特約の規定によって当会社が支払うべき臨時費用保険金をおのおの別に算出します。

① 保険契約締結の後、保険の対象である建物または設備・什器等について、次のいずれかに該当する事実が発生し、それによってその保険の対象の再調達価額が増加または減少した場合には、保険契約者は被保険者は遅滞なく、その旨を当会社に申し出なければなりません。

② 増築、改築、一部取りこわしまたは撤去

③ 一部減失および一部滅失後の修復(この特約が付帯された保険契約において補償する普通約款第1条(保険金を支払う場合)の事由による保険の対象の一部減失および一部滅失後の修復を含みます。)

(2) (1)の場合、当会社と保険契約者は被保険者との間で、保険の対象の再調達価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。

(3) (2)の規定による手続がなされた場合には、当会社は、減額または増額すべき保険金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。ただし、当会社が普通約款第1条(保険金を支払う場合)の損害保険金または水害保険金を支払うべき損害が生じた場合には、保険の対象の一部滅失によって保険金額が減額されるときまたは保険の対象の一部滅失後の修復によって保険金額が増額(損害発生前の評価額に相当する額までの増額分を除きます。)されるときは除きます。

(4) (3)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領取前に生じた事故による損害については、当会社は、保険金額の変更がなかったものとみなし、普通約款およびこの特約の規定によって保険金を支払います。

① 保険契約者は被保険者は、第2条(保険の対象の評価)または第6条(保険の対象の価額の増加または減少)、(2)に規定する評価または再評価の際、当会社が評価または再評価のために必要と認め照合した事項について、事実を正確に告げなければなりません。

② 保険契約者は被保険者が、(1)の事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出た場合には、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(3) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領取前に生じた事故による損害については、当会社は、保険金額の変更がなかったものと

みなし、普通約款およびこの特約の規定によって保険金を支払います。

#### 第8条（保険金支払後の保険契約の終了）

- (1) 当会社が普通約款第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金を支払うべき損害が生じた場合において、第5条（保険金の支払額）（2）または（3）の規定による賃金額適用対象額が1回の事故につき保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。なお、「保険価額」とは、建物または設備・什器等が保険の対象である場合には、保険の対象の再調達価額とします。）の80%に相当する額を超えたときは、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、（1）の規定を適用します。

#### 第9条（他の特約の保険金との関係）

普通約款による他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって保険金が支払われる損害（普通約款の規定によって保険金が支払われる損害を除きます。）に対しては、第5条（保険金の支払額）の規定は適用しません。

#### 第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、保険の対象が建物または設備・什器等であるときは、普通約款第1条（保険金を支払う場合）（6）①の規定中「再調達価額から使用による消耗、経年年数等に応じた減価額を差し引いた額をいい、その減価額は、通常の維持管理（注1）が行われている場合は再調達価額の50%、それ以外の場合は90%に相当する額を限度」とあるのを「保険の対象の再調達価額」と読み替えるものとします。

## （31）その他危険補償特約（店舗総合用）

#### 第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当会社は、この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の事故による損害のほか、この特約に従い、次に掲げる事故によってこの特約の保険の対象について生じた損害についても、損害保険金を支払います。

- ① 保険の対象である建物に定着した板ガラス（以下「建物定着の板ガラス」といいます。）に生じた破損（建物定着の板ガラスの破損に伴い生じたそのガラスに付属する枠・とて等の損害、そのガラスの取付費用およびそのガラスに文字・図画を書入れまたは施すために必要な費用を含みます。）

- ② 破壊行為（被保険者に損害を与える目的をもって行われた第三者による行為をいいます。ただし、普通約款第1条（保険金を支払う場合）（3）③の暴力行為もしくは破壊行為を除きます。）

- ③ 普通約款第1条（保険金を支払う場合）または①②の事故以外の不測かつ突發的な事故

- (2) 当会社は、この保険契約に臨時費用補償特約（30%）または臨時費用補償特約（10%）（以下付帯されている特約を「臨賃費特約」といいます。）が付帯されている場合には、臨賃費特約第2条（臨時費用保険金を支払う場合および支払額）の規定中、

- 「⑥ 店舗約款第1条（保険金を支払う場合）（1）から（3）」

- とあるのを、

- 「⑥ 店舗約款第1条（保険金を支払う場合）（1）から（3）ならびにその他危険補償特約（店舗総合用）第1条（保険金を支払う場合）（1）①および②）」

- と読み替え、臨賃費特約の規定に従い、臨時費用保険金を支払います。

- (3) 当会社は、この特約に従い、①または②の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって、損害を受けたこの特約の保険の対象の残存物の取扱いに必要な費用（取りこわし費用、取扱い清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取扱い費用」といいます。）に対して、残存物取扱い費用保険金を支払います。

#### 第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、この特約においては、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害のほか、次に掲げる事由によって生じた損害に対しても、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者はまた被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触（ただし、第1条（保険金を支払う場合）（1）①の損害を除きます。）による損害

- ② 第1条（保険金を支払う場合）（1）の事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難による損害

- ③ 爆弾、微爆、投石、破壊等または公共團体の公権力の行使により生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合については、この限りではありません。

- ④ 自然的消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、かび、腐敗、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等による損害

- ⑤ 腐食、さび、浸食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害

- ⑥ 日常の使用もしくは運転に伴う摩減、消耗、劣化またはボイラースケールが進行した結果その部分に生じた損害

- ⑦ 保険の対象（建物定着の板ガラスを除きます。）の瑕耗または欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕耗または欠陥を除きます。

- ⑧ 保険契約締結の当時、亀裂その他の瑕耗があった建物定着の板ガラスの破損または取付上の瑕耗によって取付後7日以内に生じた建物定着の板ガラスの破損による損害

- ⑨ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の業務に従事中の使用者の破壊行為による損害

- ⑩ 保険契約者は、被保険者または保険金を受け取るべき者の同居の親族の破壊行為による損害

- ⑪ 詐欺、横領、窃失または置き忘れによる損害

- ⑫ 電気的事故または機械的事故による損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が発生した場合はこの限りではありません。

- ⑬ 盗難によって、この特約の保険の対象である商品・製品等（商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。）について生じた盜取、損傷または汚損の損害

- ⑭ 物理的損壊を伴わない保険の対象の価値の下落、喪失、使用不能または機能の喪失による損害

⑮ 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るする傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

- (2) 当会社は、次に掲げる物について生じた第1条（保険金を支払う場合）（1）③の事故の損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① ベルト、ワイヤーロープ（エレベータのワイヤーロープを除きます。）、チェーン、ゴムタイヤ、管球類

- ② 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類

- ③ 液潤油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または閉鎖装置内の絕縁油ならびに水銀整流器内の水銀を除きます。

- ④ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布棒

- ⑤ コンクリート製・陶磁器製（磚子・砲管を除きます。）・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具

- ⑥ 消火器、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ

#### 第3条（保険の対象の範囲）

次に掲げる物は、この特約の付帯された保険契約の保険の対象には含まれません。

- ① 建築工事中の建物・屋外設備・装置

- ② 据付工事中の機械設備・機械装置

- ③ 野積の動産

- ④ 磁気テープ、磁気ディスク等の記録媒体およびこれらに記録されている情報

#### 第4条（損害保険金の支払額）

- (1) 当会社が、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。

- (2) 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上であるときは、当会社は、保険金額を限度とし、前項の規定による損害の額から10,000円を差し引いた残額を、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金として、支払います。

- (3) 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低いときは、当会社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を、第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金として、支払います。

$$((1) \text{ の規定による損害} - 10,000\text{円}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の} 80\%} = \text{損害保険金の額}$$

#### 第5条（残存物取扱い費用保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）（1）①または②の損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取扱い費用の額を同条（3）の残存物取扱い費用保険金として、支払います。

- (2) (1)の場合において、当会社は、(1)の規定によってそれぞれ支払うべき臨時費用保険金または残存物取扱い費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額をこえるときでも、支払います。

#### 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## （32）支払限度額特約（店総契約・時価用）

#### 第1条（この特約が適用される範囲）

この特約は、保険証券記載の支払限度額設定単位（第4条（保険金の支払額）において「支払限度額設定単位」といいます。）にかかる保険の対象である次に掲げるものについて適用されます。

- ① 建物および設備・什器等（設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同様とします。）

- ② 商品・製品等（商品、原料、材料、仕掛け品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。第4条において同様とします。）

#### 第2条（保険の対象の評価）

建物または設備・什器等が保険の対象である場合には、保険契約締結時に当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を評価し、評価した額（以下「評価額」といいます。）を保険証券に記載するものとします。

#### 第3条（保険金額）

保険の対象である建物または設備・什器等の保険金額は、第2条（保険の対象の評価）の規定による評価額に保険証券記載の付保割合（第4条（保険金の支払額）において「付保割合」といいます。）を乗じて得た額により定めます。

#### 第4条（保険金の支払額）

- (1) 当会社は、(2)または(3)の規定によって算出した額を損害保険金または水害保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、支払限度額設定単位ごとに保険証券記載の支払限度額を限度とします。

- (2) 保険証券記載の支払限度額を適用すべき額（以下「支払限度額適用対象額」といいます。）は、次の規定によって算出した額または店舗総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（損害保険金の支払額）（3）の規定によって算出した水害保険金の額とします。

- ① 保険の対象である建物または設備・什器等に当会社が普通約款第1条（保険金を支払う場合）（1）から（4）までの損害保険金を支払うべき損害が生じた場合には、普通約款第4条（損害保険金の支払額）（1）および（2）の規定による損害の額に付保割合を乗じて得た額を支払限度額適用対象額とします。

- ② ①の場合において、損害が生じた保険の対象の保険金額がその保険の対象の価額に付保割合を乗じて得た額に不足するときは、その不足する割合により①の規定による支払限度額適用対象額を削減します。

- ③ 保険の対象である商品・製品等に当会社が普通約款第1条（1）から（3）までの損害保険金を支払うべき損害が生じた場合には、普通約款第4条（3）または（4）の規定によって算出した額

- を支払限度額適用対象額とします。
- (3) 特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損拵特約、免責金額特約（店総契約・時価用）その他の損害保険金の算出方法を変更する特約がこの保険契約に付帯されている場合には、(2)の規定にかかわらず、これらの特約の規定によって算出した損害保険金または水害保険金の額を支払限度額適用対象額とします。
- (4) この保険契約に臨時費用補償特約（10%用）または（30%用）（以下これらを「臨費特約」といいます。）が付帯されている場合で、かつ、2以上の敷地内に対して一つの支払限度額を設定した場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の保険の対象に損害が生じ、支払限度額が、当会社が支払うべき損害保険金の額となつたときは、それぞれの敷地内に所在する保険の対象の損害の額の割合によって損害保険金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する保険金とみなす。臨費特約の規定によって当会社が支払うべき臨時費用保険金をおのおの別に算出します。
- (5) この保険契約に臨費特約が付帯されている場合であって、2以上の敷地内に対して一つの支払限度額を設定し、かつ、水災支払方法変更特約その他の水害保険金の算出方法を変更する特約がこの保険契約に付帯されている場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の保険の対象に損害が生じ、支払限度額が、当会社が支払うべき水害保険金の額となつたときは、それぞれの敷地内に所在する保険の対象の損害の額の割合によって水害保険金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する水害保険金とみなす。これらの特約の規定によって当会社が支払うべき臨時費用保険金をおのおの別に算出します。

## 第5条（保険の対象の価額の増加または減少）

- (1) 保険契約締結の後、保険の対象である建物または設備・什器等について、次のいずれかに該当する事実が発生し、それによってその保険の対象の価額が増加または減少した場合には、保険契約者はまたは被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出なければなりません。
- ① 物件の取得
  - ② 増築、改築、一部取りこわしまたは撤去
  - ③ 一部滅失および一部滅失後の修復（この特約が付帯された保険契約において補償する普通約款第1条（保険金を支払う場合）の事故による保険の対象の一部滅失および一部滅失後の修復を含みます。）
- (2) (1)の場合、当会社と保険契約者はまたは被保険者との間で、保険の対象の価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。
- (3) (2)の規定による手続がなされた場合には、当会社は、減額または増額すべき保険金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。ただし、当会社が普通約款第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金または水害保険金を支払うべき損害が生じた場合において、保険の対象の一部滅失によって保険金額が減額されるときまたは保険の対象の一部滅失後の修復によって保険金額が増額（損害発生前の評価額に相当する額までの増額分をいいます。）されるときは除きます。
- (4) (3)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領取前に生じた事故による損害については、当会社は、保険金額の変更がなかったものとみなし、普通約款およびこの特約の規定によって保険金を支払います。

## 第6条（保険の対象の評価または再評価のための告知）

- (1) 保険契約者はまたは被保険者は、第2条（保険の対象の評価）または第5条（保険の対象の価額の増加または減少）（2）に規定する評価または再評価の際、当会社が評価または再評価のために必要と認め照会した事項について、事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約者はまたは被保険者が、(1)の事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出た場合には、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (3) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領取前に生じた事故による損害については、当会社は、保険金額の変更がなかったものとみなし、普通約款およびこの特約の規定によって保険金を支払います。

## 第7条（保険金支払後の保険契約の終了）

- (1) 当会社が普通約款第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金または水害保険金を支払うべき損害が生じた場合において、第4条（保険金の支払額）（2）の規定による支払限度額適用対象額（特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損拵特約その他の損害保険金または水害保険金の算出方法を変更する特約がこの保険契約に付帯されている場合には、これらの特約の規定によって損害保険金または水害保険金として算出した額とします。）の場合はにおいて、免責金額特約（店総契約・時価用）またはこれに類似の特約が付帯されているときは、免責金額の算出がないものとして算出した額とします。が1回の事故につき保険金額（保険金額が保険額を超過する場合は、保険額とします。）の80%に相当する額を超えたときは、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。
- (2) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

## 第8条（他の特約の保険金との関係）

- 普通約款に他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって保険金が支払われる損害（普通約款の規定によって保険金が支払われる損害を除きます。）に対しては、第4条（保険金の支払額）の規定は適用しません。

## 第9条（準用規定）

- この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

## （33）支払限度額特約（店総契約・新価用）

### 第1条（この特約が適用される範囲）

この特約は、保険証券記載の支払限度額設定単位（第5条（保険金の支払額）において「支払限度額設定単位」といいます。）にかかる保険の対象である次に掲げるものについて適用されます。

- ① 建物および設備・什器等（設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同様とします。）
- ② 商品・製品等（商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。第5条において同様とします。）

## 第2条（保険の対象の評価）

建物または設備・什器等が保険の対象である場合には、保険契約締結時に当会社と保険契約者はまたは被保険者との間で、保険の対象の再調達価額を評価し、評価した額（以下「評価額」といいます。）を保険証券に記載するものとします。

## 第3条（保険金額）

保険の対象である建物または設備・什器等の保険金額は、第2条（保険の対象の評価）の規定による評価額に保険証券記載の付保割合（第5条（保険金の支払額）において「付保割合」といいます。）を乗じて得た額により定めます。

## 第4条（損害保険金または水害保険金を支払うべき損害の額）

建物または設備・什器等が保険の対象である場合には、この特約により当会社が損害保険金または水害保険金として支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時ににおけるその保険の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時ににおけるその保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式（算式の修理費とは、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費が補修による修理費とします。）によって算出した額とします。

修理費 - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額

## 第5条（保険金の支払額）

(1) 当会社は、(2)または(3)の規定によって算出した額を損害保険金または水害保険金として、支払います。ただし、1回の事故につき、支払限度額設定単位ごとに保険証券記載の支払限度額を限度とします。

(2) 保険証券記載の支払限度額を適用すべき額（以下「支払限度額適用対象額」といいます。）は、次の規定によって算出した額または店舗総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（損害保険金の支払額一通貨または預金金證書の盗難の場合）の規定によって算出した損害保険金もしくは普通約款第6条（水害保険金の支払額）の規定によって算出した水害保険金の額とします。

① 保険の対象である建物または設備・什器等に当会社が普通約款第1条（保険金を支払う場合）（1）から（4）までの損害保険金を支払うべき損害が生じた場合には、第4条（損害保険金または水害保険金を支払うべき損害の額）の規定による損害の額に付保割合を乗じて得た額を支払限度額適用対象額とします。

② ①の場合において、損害が生じた保険の対象の保険金額がその保険の対象の再調達価額に付保割合を乗じて得た額に不足するときは、その不足する割合により①の規定による支払限度額適用対象額を削減します。

③ 保険の対象である商品・製品等に当会社が普通約款第1条（1）から（3）までの損害保険金を支払うべき損害が生じた場合には、普通約款第4条（損害保険金の支払額）（3）または（4）の規定によって算出した額を支払限度額適用対象額とします。

(3) 特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損拵特約、免責金額特約（店総契約・新価用）その他の損害保険金または水害保険金の算出方法を変更する特約がこの保険契約に付帯されている場合には、(2)の規定にかかわらず、これらの特約の規定によって算出した損害保険金または水害保険金の額を支払限度額適用対象額とします。

(4) この保険契約に臨時費用補償特約（10%用）または（30%用）（以下これらを「臨費特約」といいます。）が付帯されている場合で、かつ、2以上の敷地内に対して一つの支払限度額を設定した場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の保険の対象に損害が生じ、支払限度額が、当会社が支払うべき損害保険金の額となつたときは、それぞれの敷地内に所在する保険の対象の損害の割合によって損害保険金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する損害保険金とみなす。臨費特約の規定によって当会社が支払うべき臨時費用保険金をおのおの別に算出します。

(5) この保険契約に臨費特約が付帯されている場合であって、2以上の敷地内に対して一つの支払限度額を設定し、かつ、水災支払方法変更特約その他の水害保険金の算出方法を変更する特約がこの保険契約に付帯されている場合において、1回の事故につき、2以上の敷地内の保険の対象に損害が生じ、支払限度額が、当会社が支払うべき水害保険金の額となつたときは、それぞれの敷地内に所在する保険の対象の損害の割合によって水害保険金の額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの敷地内に対する水害保険金とみなす。これらの特約の規定によって当会社が支払うべき臨時費用保険金をおのおの別に算出します。

(6) この保険契約に臨費特約の規定によって当会社が支払うべき臨時費用保険金をおのおの別に算出します。

## 第6条（保険の対象の価額の増加または減少）

(1) 保険契約締結の後、保険の対象である建物または設備・什器等について、次のいずれかに該当する事実が発生し、それによってその保険の対象の再調達価額が増加または減少した場合には、保険契約者はまたは被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に申し出なければなりません。

① 物件の取得

② 増築、改築、一部取りこわしまたは撤去

③ 部分滅失および一部滅失後の修復（この特約が付帯された保険契約において補償する普通約款第1条（保険金を支払う場合）の事故による保険の対象の一部滅失および一部滅失後の修復を含みます。）

(2) (1)の場合、当会社と保険契約者はまたは被保険者との間で、保険の対象の再調達価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。

(3) (2)の規定による手続がなされた場合には、当会社は、減額または増額すべき保険金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。ただし、当会社が普通約款第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金または水害保険金を支払うべき損害が生じた場合には、(4)の規定によって算出した額を支払限度額適用対象額とします。

(4) (3)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領取前に生じた事故による損害については、当会社は、保険金額の変更がなかったものとみなし、普通約款およびこの特約の規定によって保険金を支払います。

(5) 保険契約または被保険者は、第2条（保険の対象の評価）または第6条（保険の対象の価額の増加または減少）

この特約は、保険証券記載の支払限度額設定単位（第5条（保険金の支払額）において「支払限度額設定単位」といいます。）にかかる保険の対象である次に掲げるものについて適用されます。

① 建物および設備・什器等（設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。以下同様とします。）

② 商品・製品等（商品、原料、材料、仕掛け品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。第5条において同様とします。）

加または減少）（2）に規定する評価または再評価の際、当会社が評価または再評価のために必要と認め照合した事項について、事実を正確に告げなければなりません。

- (2) 保険契約者はまた被保険者が、（1）の事項につき、書面によって訂正を当会社に申し出た場合には、当会社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (3) （2）の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領取前に生じた事故による損害については、当会社は、保険金額の変更がなかったものとみなし、普通約款およびこの特約の規定によって保険金を支払います。

#### 第8条（保険金支払後の保険契約の終了）

- (1) 当会社が普通約款第1条（保険金を支払う場合）の損害保険金または水害保険金を支払うべき損害が生じた場合において、第5条（保険金の支払額）（2）の規定による支払限度額適用対象額（特殊包括契約に関する特約、付保割合条件付実損拡特約その他の損害保険金または水害保険金の算出方法を変更する特約がこの保険契約に付帯されている場合には、これらの特約の規定によって損害保険金または水害保険金として算出した額とします。この場合において、免責金額特約（店舗契約・新価用）またはこれに類似の特約が付帯されているときは、免責金額の適用がないものとして算出した額とします。）が1回の事故につき保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。）とします。

なお、「保険価額」とは、建物または設備、什器等が保険の対象である場合には、保険の対象の再調達価額とします。（80%に相当する額を超えたときは、保険契約は、その保険金支払の原因となつた損害が発生した時に限ります。）

- (2) おのれの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、（1）の規定を適用します。

#### 第9条（他の特約の保険金との関係）

普通約款に他の特約が付帯された場合において、他の特約の規定によって保険金が支払われる損害（普通約款の規定によって保険金が支払われる損害を除きます。）に対しては、第5条（保険金の支払額）の規定は適用しません。

#### 第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、保険の対象が建物または設備、什器等であるときは、普通約款第1条（保険金を支払う場合）（6）①の規定中「再調達価額から使用による消耗、経年年数等に応じた減価額を差し引いた額をいい、その減価額は通常の維持管理（注1）が行われている場合は再調達価額の50%、それ以外の場合は90%に相当する額を限度」とあるのを「保険の対象の再調達価額」と読み替えるものとします。

## （34）長期保険保険料一括払特約（店総用）

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
店総約款	この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款をいいます。
未経過係数	当会社の定める長期保険未経過係数をいいます。

#### 第2条（この特約の付帯条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

- ① 保険契約者が保険料を一括して払い込むこと。  
② この保険契約の保険期間が1年を超える期間であること。

#### 第3条（保険料の返還または請求－告知義務の場合）

店総約款第17条（通知義務）（2）の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、店総約款第28条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定にかかるわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する未経過係数によって計算した保険料を返還または請求します。

- （注）危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間  
保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

#### 第4条（保険料の返還－失効の場合）

保険契約が失効となる場合には、店総約款第29条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）の規定にかかるわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過係数を乗じて計算した保険料を返還します。

#### 第5条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

店総約款第24条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、店総約款第31条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）（2）の規定にかかるわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過係数を乗じて計算した保険料を返還します。

#### 第6条（保険料の返還－解除の場合）

店総約款第16条（告知義務）（2）、第17条（通知義務）（2）もしくは（6）、第26条（重大事由による解約）（1）第28条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または店総約款第25条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、店総約款第32条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかるわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する未経過係数を乗じて計算した保険料を返還します。

#### 第7条（保険料の返還または請求－料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

#### 第8条（保険料の返還－損害保険金を支払った場合）

店総約款第40条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が終了した場合は、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、店総約款第1条（保

険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する保険年度（注）を経過した以後の期間に対応する未経過係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）保険年度  
初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日から1年間をいいます。

第9条（適用規定）  
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## （35）長期保険保険料年払特約（住・店総用）

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日から1年間をいいます。
年額保険料	この保険契約の各保険年度に対する保険料をいいます。
保険料払込期日	保険証券載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
口座振替	保険契約者の指定する口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
猶予期間	次年度以降の年額保険料の払込みを保険料払込期日の翌日から保険料払込期日の属する月の翌月末まで猶予する期間をいいます。
住総約款	この特約が付帯された住宅総合保険普通保険約款をいいます。
店総約款	この特約が付帯された店舗総合保険普通保険約款をいいます。

#### 第2条（この特約の付帯条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。  
② この保険契約の保険期間が1年を超える期間であること。

#### 第3条（保険料の払込方法）

- （1）保険契約者は年額保険料を、次に定めるとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 初年度の年額保険料	保険契約締結と同時に当会社に払い込むものとします。
② 次年度以降の年額保険料	保険料払込期日までに当会社に払い込むものとします。

（2）第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行なわれたときは、当会社は保険料払込期日までの分割保険料の払込みがあったものとみなします。

#### 第4条（次年度以降の年額保険料の払込猶予）

当会社は、第3条（保険料の払込方法）（1）の規定にかかわらず、次年度以降の年額保険料の払込みを猶予期間を限度に猶予します。

#### 第5条（保険料領取前の事態）

（1）保険期間が始まった後でも、当会社は、第3条（保険料の払込方法）（1）①の初年度の年額保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

（2）保険契約者が次年度以降の年額保険料について、その年額保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末までその払込みを怠った場合は、当会社は、その保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

（3）（2）の規定にかかるわらず、第2回目以降年額保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその年額保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当会社は、（2）の規定を適用します。

#### 第6条（保険料の返還または請求および年額保険料の変更－告知義務・通知義務等の場合）

（1）住総約款または店総約款第14条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更日の属する保険年度末までの各保険年度の年額保険料の差額については、住総約款第25条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）または店総約款第26条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）の規定により、返還または請求し、変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、年額保険料を変更します。

（2）住総約款または店総約款第15条（通知義務）（2）の危険増加が生じた場合は危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更日の属する保険年度の年額保険料の差額については、住総約款第25条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（2）または店総約款第26条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定により、返還または請求し、変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、年額保険料を変更します。

（3）当会社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払いを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解消することができます。

（4）（1）または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解消できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

（6）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更

を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更日の属する保険年度の年額保険料の差額について、住総約款第25条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（6）または店総約款第26条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（6）の規定により、返還または請求し、変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、年額保険料を変更します。

（7）（6）の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

（8）（1）、（2）または（6）の年額保険料の差額について、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者はその全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。

（注）保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合に限ります。

## 第7条（保険料の返還および年額保険料の変更－保険金額の調整の場合）

（1）住総約款第21条（保険金額の調整）（1）または店総約款第22条（保険金額の調整）（1）の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、変更日の属する保険年度末までの各保険年度の年額保険料の差額について返還し、変更日の属する保険年度の翌保険年度以降、年額保険料を変更します。

（2）住総約款第21条（保険金額の調整）（2）または店総約款第22条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、変更日の属する保険年度の年額保険料の差額については、住総約款第28条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）（2）または店総約款第29条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）（2）の規定により返還し、その保険年度の翌保険年度以降、年額保険料を変更します。

## 第8条（年額保険料の変更－料率改定の場合）

この保険契約に適用されている保険料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の年額保険料の変更は行いません。

## 第9条（当会社による保険契約の解約）

当会社は、保険契約者が猶予期間内に年額保険料を払い込まなかった場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。この場合の解除は、その保険料払込期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

# （36）保険料一般分割払特約

## 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であつて、保険証券に記載された金額をいいます。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
口座振替	保険契約者の指定する口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
請求日	当会社が追加保険料を請求した日をいいます。

## 第2条（この特約の付帯条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険期間が1年であること。

## 第3条（保険料の払込方法）

（1）保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に当会社に払い込むものとします。
② 第2回目以降分割保険料	保険料払込期日までに当会社に払い込むものとします。
（2）第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日で該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあつたものとみなします。	
（3）第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときは、第3回分割保険料の保険料払込期日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなししてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	

## 第4条（保険料領収前の事項）

（1）保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

（2）保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当会社は、その保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

（3）（2）の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて放意および重大な過失がなかったときは、当会社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて（2）の規定を適用します。この場合において、当会社は保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

（注）この規定 この保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

## 第5条（追加保険料の払込方法）

訂正の申出を承認する場合、通知事項の通知を受領した場合はまたは契約条件変更の申出を承認する場合において、当会社が第9条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を請求したときは、次のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 訂正の申出を承認する場合または通知事項の通知を受領した場合で、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、当会社の請求に対して相当の期間内にその全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合で、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。

## 第6条（追加保険料領収前の事項）

（1）第5条（追加保険料の払込方法）の訂正の申出の承認または通知事項の通知の受領によって保険契約内容を変更すべき期間が始まった後でも、同様の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当会社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当会社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その後還事を請求することができます。

（2）第5条（追加保険料の払込方法）の契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間が始まった後でも、同様の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかつたものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。

## 第7条（保険金支払の場合の保険料払込込み）

保険料の払込みを完了する前に、保険金の支払により、この保険契約の普通保険約款に定める保険金支払後の保険契約の取扱いに関する規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払保険料（注）の全額を一括して当会社に払い込まなければなりません。

### （注）未払保険料

分割保険料の総額から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、追加保険料がある場合は、追加保険料の総額および保険料総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいいます。

## 第8条（当会社による保険契約の解約）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 保険料払込期日までに、その保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日までに、次回保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

（2）（1）の解除は、次の時から、それそれ将来に向かってのみその効力を生じます。

- ① （1）①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日または満期日のいずれか早い日
- ② （1）②による解除の場合は、次回保険料払込期日または満期日のいずれか早い日

## 第9条（保険料の返還または追加保険料の請求）

普通保険約款の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

# （37）保険料大口分割払特約

## 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であつて、保険証券に記載された金額をいいます。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当会社の定める期日とします。
次回保険料払込期日	保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。
口座振替	指定口座から当会社の口座に振り替えることをいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。

提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
請求日	当会社が追加保険料を請求した日をいいます。

## 第2条 (この特約の付帯条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約が記載されているときに付帯されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険期間が1年以内であること。
- ③ この保険契約の保険料が当会社が別に定める額を超えること。

## 第3条 (保険料の払込方法)

(1) 保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次のとおり払い込むことができます。

区分	保険料の払込み
① 第1回分割保険料	保険契約締結と同時に当会社に払い込むものとします。
② 第2回以降分割保険料	保険料払込期日までに当会社に払い込むものとします。

(2) 第2回以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあつたものとみなします。

(3) 第2回以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期月の属する月の翌月末日までにありますときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までの払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときは、第3回分割保険料の保険料払込期日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

## 第4条 (保険料領収前の事故)

(1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当会社は、その保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) (2) の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠つたことについて故意および重大な過失がなかつたときは、当会社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌月末日」と読み替えて(2)の規定を適用します。この場合において、当会社は保険料払込期日の属する月の翌月末日における請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当会社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) この規定

この保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」と読み替える規定を含みます。

## 第5条 (追加保険料の払込方法)

訂正の申出を承認する場合、通知事項の通知を受領した場合は契約条件変更の申出を承認する場合において、当会社が第9条(保険料の返還または追加保険料の請求)の規定による追加保険料を請求したときは、次のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 訂正の申出を承認する場合または通知事項の通知を受領した場合で、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、当会社の請求に対して相当の期間内にその全額を一括して当会社に払い込まれなければなりません。
② 契約条件変更の申出を承認する場合で、追加保険料を請求したとき。	保険契約者は、請求日にその全額を一括して当会社に払い込まれなければなりません。

## 第6条 (追加保険料領収前のこと)

(1) 第5条(追加保険料の払込方法)の訂正の申出の承認または通知事項の通知の受領によって保険契約内容を変更すべき期間が始まった後でも、同条①の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当会社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当会社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(2) 第5条(追加保険料の払込方法)の契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間が始まった後でも、同条②の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠つたときは、当会社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかつたものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に従い、保険金を支払います。

## 第7条 (保険金支払の場合の保険料払込み)

保険料の払込みを完了する前に、保険金の支払により、この保険契約の普通保険約款に定める保険金支払後の保険契約の取扱いに関する規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に未払保険料(注)の全額を一括して当会社に払い込まれなければなりません。

(注) 未払保険料

分割保険料の総額から既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいい、追加保険料がある場合は、追加保険料の総額および保険料総額から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

## 第8条 (当会社による保険契約の解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約に対する書面による通知をもって、この

保険契約を解除することができます。

- ① 保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 保険料払込期日までに、その保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日までに、次回保険料払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1) の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込みべき保険料払込期日または満期日のいずれか早い日
- ② (1) ②による解除の場合は、次回保険料払込期日または満期日のいずれか早い日

## 第9条 (保険料の返還または追加保険料の請求)

普通保険約款の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

## (38) 保険契約の継続に関する特約

### 第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	この特約により、保険契約が継続される場合における継続後の契約をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証をいいます。
口座振替	保険契約者の指定する口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
保険料払込期日	継続契約の始期日をいいます。

### 第2条 (この特約の付帯条件)

この特約は、当会社と保険契約者の間に、保険契約の継続について、あらかじめ合意がある場合に付帯されます。

### 第3条 (保険契約の継続)

(1) この保険契約の満期日の属する月の前月の10日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合には、この特約に定めるところにより、この保険契約は継続されるものとします。以後毎回同様とします。ただし、地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約に付帯された地震保険契約の補償内容または保険金額を変更する必要が生じたときは、この特約は失効します。

(2) (1) の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。

### 第4条 (継続契約の保険期間)

(1) 継続契約の保険期間は、この保険契約同一の年数とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、当会社と保険契約者の間に合意がある場合の継続契約の保険期間は、合意に基づく年数とします。

### 第5条 (継続契約の内容)

- ① この保険契約は、(2) および別表に定める内容を除き、この保険契約の満期日の内容と同一の内容で継続(注)されるものとします。
- ② この保険契約に初回保険料口座振替特約が付帯されていない場合であっても、保険契約者が継続契約の保険料を口座振替の方法により払い込むときは、継続契約には同特約を付帯するものとします。
- ③ (1) および(2) の規定にかかわらず、継続時に、当会社がこの保険契約の継続を取り扱っていない場合には、この保険契約は継続されません。ただし、保険契約者からの別段の意思表示がない限り、当会社は、この特約の規定に準じて、他の保険契約により継続することができます。

(注) 同一の内容で継続

継続契約には、この保険契約に付帯される特約が適用されるものとします。

### 第6条 (継続契約の払込方法)

保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者は、継続契約の保険料を保険料払込期日までに払い込むものとします。

### 第7条 (継続契約の保険料領収前の事故)

- ① 保険料払込期日に継続契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続契約の保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込まれなければなりません。
- ② 当会社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに継続契約の保険料を払い込まれない場合には、継続契約の保険料領収前の事故による損害に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用します。
- ③ (2) の規定にかかわらず、保険契約者が継続契約の保険料について、その保険料を払い込みべき保険料払込期日の間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第8条 (継続契約の保険料領収前の保険金支払)

第7条(継続契約の保険料領収前の事故)の規定により、被保険者が、継続契約の保険料の払込み前に生じた事故による損害に対する保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は継続契約の保険料を当会社に払い込まれなければなりません。

### 第9条 (当会社による保険契約の解除)

(1) 当会社は、保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、継続契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。

(2) (1) の解除は、継続契約の始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

### 第10条 (継続契約の告知義務)

- ① 保険契約者はまたは被保険者になる者は、この保険契約の継続の際、告知事項(注)に変更があった場合は、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- ② (1) の告知については、普通保険約款の告知義務に関する規定を適用します。

(注) 告知事項

普通保険約款の告知義務に関する規定に定める告知事項をいい、当会社が継続前に送付する書面等によって確認する事項をいいます。

#### 第11条（特約の失効）

この保険契約に、団体扱・集団扱特約が適用されている場合であって、同特約の特約の失効または解除に関する規定により同特約が効力を失ったときはまたは同特約が解除されたときには、この特約も効力を失います。

#### 第12条（保険料の請求）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。この場合において、継続契約については普通保険約款および他の特約の「保険証券」は「継続證券」と読み替えるものとします。

#### ＜別表＞ 継続契約の内容（同一条件の例外）

項目	更新の内容
保・ 障 料 款 等 開 制 度	当会社が、制度・料率等（注）を改定した場合 継続契約に適用される制度・料率等（注）は、継続契約の始期日における制度・料率等（注）とします。

（注）制度・料率等  
普通保険約款もしくはこれに付帯される特約または保険契約引受けに関する制度・保険料率等をいいます。

### （39）代位求償権不行使特約

この特約が付帯される普通保険約款の代位に関する規定により、被保険者が借家人（注）に対して有する権利を、当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人（注）の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。

（注）借家人

賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。

### （40）抵当権者特約

#### 第1条（保険金の支払）

（1）当会社は、被保険者がこの保険契約（その継続契約を含みます。以下同様とします。）による（2）保険金請求権をこの特約が付帯される保険契約の保険の対象について抵当権を有する下記の抵当権者に、損害発生時におけるその抵当権債権の額を限度として譲渡することを承認し、この特約が付帯される保険契約により保険金として支払うべき額を損害発生時におけるその抵当権債権の額を限度としてその抵当権者に支払うものとします。

（2）（1）の抵当権に優先する他の権利がある場合は、（1）の支払限度額は、この保険契約の保険の対象について存在するすべての保険契約によって支払われるべき保険金の合計額から損害発生時における優先する他の権利によって担保される権利の額を差し引いた残額を超えないものとします。

#### 第2条（通知義務）

（1）当会社は、この保険契約の普通保険約款の通知義務に関する規定に定める保険契約者または被保険者の義務の不履行があった場合においても第1条（保険金の支払）の規定により保険金を支払うものとします。

（2）抵当権者は、この保険契約の普通保険約款の通知義務に関する規定に掲げる事実の発生を知った場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者がこの手続を完了した場合を除きます。

（3）この保険契約の普通保険約款の通知義務に関する規定に定める告知事項についての危険増加（普通保険約款の告知義務に関する規定に定める告知事項についての危険が高くなり、その保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、抵当権者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（2）の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。

（4）（3）の規定は、当会社が、（3）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合はまたは危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

（5）（3）の規定による解除が損害の発生した後に生れた場合であっても、この保険契約の普通保険約款の保険契約の解除の効力に関する規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（6）（5）の規定は、（3）の危険増加をもたらした事故に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

（7）（3）の規定にかかわらず、この保険契約の普通保険約款の通知義務に関する規定に掲げる事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。

（8）（7）の規定による解除が損害の発生した後に生れた場合であっても、この保険契約の普通保険約款の保険契約の解除の効力に関する規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

#### 第3条（保険料の返還または追加保険料の請求）

（1）抵当権者が第2条（通知義務）（2）の通知をする場合およびこの保険契約の普通保険約款の保険料の返還または請求・告知・通知義務の場合に関する規定による当会社の保険料の請求に対し、保険契約者がその支払を怠った場合には、抵当権者は、当会社の請求によりその追加保険料を支払わなければなりません。

（2）抵当権者が（1）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、抵当権者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかつた場合に限ります。）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（3）（1）の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（4）（3）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

第4条（保険契約の解除）

当会社がこの保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される特約の解除に関する規定によりまたは保険契約との合意によりこの特約が付帯される保険契約を解除する場合は、抵当権者に対して少なくとも10日間の猶予期間を設けて書面により告げるものとします。

#### 第5条（権利の譲渡）

（1）当会社が第2条（通知義務）（1）の規定により保険金を支払った場合は、当会社は、その支払った保険金の額を限度として、抵当権者から抵当権債権およびこれに付帯する権利の譲渡を受けます。この場合において、抵当権者は、当会社に対し、譲渡に必要な手続をとらなければなりません。

（2）（1）の場合において、抵当権者に存する権利があるときは、その権利は、（1）の規定により当会社が譲渡を受けた権利に優先するものとします。

#### 第6条（この特約の失効）

この特約は、抵当権の消滅によりその効力を失うものとします。

抵当権者

### （41）共同保険に関する特約

#### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

#### 第2条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

#### 第3条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の取納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または承認に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の権利の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 被保険者その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他の業務

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に係る幹事保険会社が行った第3条（幹事保険会社の行う事項）①から⑩までに掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者の行為の効果）

この保険契約に係る保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

### （42）水災補償変更特約（店総用）

#### 第1条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この特約に従い、水害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物であるときはその建物ごとに、保険の対象が動産であるときはこれを収容する建物ごとに、それぞれ行い、また、門、扉、屏風または垣が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

- ① 保険の対象である建物、家財、設備、什器等または商品、製品等にそれぞれの保険価額の30%以上の損害が生じた場合
- ② 保険の対象である建物または保険の対象である動産を収容する建物が、床上浸水（居住の用に供する部分の床を越える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）または地盤面（床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または動産に損害が生じた場合

（2）当会社は、（1）の水害保険金が支払われる場合において、その事故によって生ずる残存物取扱費用に対して、この特約に従い、残存物取扱費用に費用保険金を支払います。

#### 第2条（水害保険金の支払額）

（1）当会社が第1条（保険金を支払う場合）（1）の水害保険金として支払うべき損害の額は、店舗総

合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（損害保険金の支払額）（1）の規定による額とします。

- (2) 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上の場合は、当会社は、保険金額を限度とし、（1）の規定による損害の額を水害保険金として、支払います。  
(3) 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合は、当会社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を水害保険金として、支払います。

$$(1) \text{の規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の} 80\% \text{に相当する額}} = \text{水害保険金の額}$$

### 第3条（残存物取片づけ費用保険金の支払額）

- (1) 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）（1）の水害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条（2）の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。  
(2) （1）の場合において、当会社は、（1）の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

### 第4条（普通約款および他の特約との関係）

- (1) 普通約款第1条（保険金を支払う場合）（6）および第6条（水害保険金の支払額）の規定ならびに第11条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）および第12条（包括して契約した場合の保険金の支払額）の規定中水害保険金に関する規定（価額協定保険特約、支払限度額特約、免責金額特約または特殊包括契約に関する特約がこの保険契約に付帯されている場合には、これらの特約の規定中水害保険金に関する規定を含みます。）は、これを適用しません。  
(2) 付保割合条件付実損払特約、価額協定保険特約、支払限度額特約、免責金額特約または特殊包括契約に関する特約がこの保険契約に付帯されている場合には、第2条（水害保険金の支払額）の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）（1）の水害保険金を普通約款第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害保険金とみなして、これらの特約の規定を適用します。

### 第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、普通約款第1条（保険金を支払う場合）、第4条（損害保険金の支払額）から第10条（修理付帯費用保険金の支払額）まで、ならびに第32条（損害防止義務および損害防止費用）（2）、（4）および（5）の規定を除き、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。この場合において、第1条（保険金を支払う場合）（1）の水害保険金を普通約款第1条（1）の損害保険金とみなすものとします。

# 危険品級別表

分類	級別	A 級 危 險 品	B 級 危 險 品	特 別 危 險 品
1. ガス			<b>B-1 支燃性／酸化性／弱燃性ガス</b> 可燃物との共存下で激しい燃焼を起こす支燃性・酸化性ガス及び爆発性混合気を形成しにくい弱燃性のガス 塩素、酸素、フッ素等	<b>S-1 可燃性ガス</b> それ自身が可燃性であり、噴出すると空気と容易に爆発性混合気を形成するガス アセチレン、エタン、塩化メチル、酸化エチレン、水素、石炭ガス、硫化水素等
2. 引火性液体		<b>A-2 弱引火性液体</b> 1)引火点70°C以上200°C未満の液体 2)引火点200°C以上250°C未満の動植物油類 (1)鉱物油類：重油3種、潤滑油等 (2)化学生品：アニリン、ドデカノン等 (3)混合物：印刷用インキ、油性塗料等 (4)動植物油類：はっか油、芳油等	<b>B-2 中引火性液体</b> 引火点21°C以上70°C未満の液体 (1)鉱物油類：重油1種、2種、灯油、軽油等 (2)化学生品：デカノン、クメン、スチレン等 (3)混合物：ワニス、エナメル、シンナー等 (4)動植物油類：テレピン油、ショウノウ油、レモン油等	<b>S-2 強引火性液体</b> 引火点21°C未満の液体 (1)鉱物油類：ガソリン、ナフサ、原油等 (2)化学生品：アセト、シクロベンタノン等 (3)混合物：ラッカー、合成樹脂塗料等
3. 引火性固体		<b>A-3 弱引火性固体</b> 1)引火点100°C未満の固体 2)引火点100°C以上で発熱量34kJ/g以上の固体 (1)鉱物油類：アスファルト、鉛ろう等 (2)化学生品：ステアリン酸、エイコサン等 (3)動植物油類：ラノリン、松脂、牛脂等		
4. 酸化性液体			<b>B-4 強酸化性液体</b> 可燃物と混合すると著しく加熱・衝撃に敏感になり急速な分解・発熱を起こしやすい不安定な液体 濃硝酸、発煙硝酸、濃硫酸、発煙硫酸、クロロスルホン酸等	
5. 酸化性固体		<b>A-5 酸化性固体</b> 加熱・衝撃に対する安定性が認められるが、酸化力が強く可燃物と接触、または混合すると発火し急速な燃焼を起こす固体 硝酸ナトリウム、重クロム酸カリウム、過硫酸カリウム等	<b>B-5 強酸化性固体</b> 加熱・衝撃に敏感で分解の恐れがあり、可燃物と混合すると酸化剤の形状によらず急速に燃焼する固体 硝酸バリウム、硝酸マンガン等	<b>S-5 激酸化性固体</b> 加熱・衝撃に敏感で発火の恐れがあり、日光でも分解・発熱することがあり、可燃物と混合すると爆発し易くなる固体 塩素酸ナトリウム、塩素酸カリウム、過マンガン酸カリウム等
6. 発火性・禁水性物質			<b>B-6 発火性・禁水性物質</b> 自己の還元力による自然発火の可能性は低いが、水との共存下では激しく反応し発熱するか、もしくは可燃性気体を発生させる物質 水素化ホウ素ナトリウム、生石灰、五塩化リン等	<b>S-6 強発火性・禁水性物質</b> 自然発火の可能性があり、水との共存下では激しく反応し発火するか、もしくは可燃性気体を発生させる物質 (1)活性金属：リチウム、ナトリウム、カリウム等 (2)カーバイド：炭化アルミニウム、炭化カルシウム等 (3)その他：水素化アルミニウム、リン化ナトリウム等
7. 爆発性物質			<b>B-7 反応性物質</b> 自己の酸化力・分解性による爆発の危険性は高くはないが、熱的に不安定であり、着火すると急速な燃焼を起こす物質 緩燃導火線	<b>S-7 高反応性物質</b> 爆発の危険性が高く熱的に非常に不安定であり、着火すると急速な燃焼を伴って、条件によっては爆轟する物質 (1)火薬類：黒色火薬、ダイナマイト、カーリット等 (2)化学生品：過酸化ベンゾイル、ニトログリセリン、ピクリン酸等 (3)その他：セルロイド等
8. 易燃性固体		<b>A-8 低易燃性固体</b> 着火性の低い有機可燃固体であるが、一旦着火すると自己の燃焼熱により急速に燃焼し通常の消火活動では容易に消せない固体 (1)繊維、紙類：鉄帶(線)縫めの綿花、麻類等 (2)粉末類：炭素粉末、ポリエチレン粉末等 (3)その他：フォームスチレン等	<b>B-8 中易燃性固体</b> 水と反応し自然発火する金属類及び着火性・発熱量共に高く、着火すると消火が困難になる固体 (1)繊維、紙類：綿花、ぼろ屑物類、油紙、油布等 (2)金属粉末：亜鉛粉末、鉄粉末、マンガン粉末等	<b>S-8 高易燃性固体</b> 摩擦・衝撃・小炎により容易に発火・着火し、反応・燃焼の過程で可燃性気体を発生させる固体 (1)金属粉末：アルミニウム粉末、マグネシウム粉末、ジルコニウム粉末等 (2)その他：硫黄、赤リン等

# 地震保険普通保険約款

## 第1章 用語の定義条項

### 第1条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。
	(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条(警戒宣言等)第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めるものをいいます。(注) (注) 他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、問い合わせの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)をいいます。
小半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の20%以上40%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上50%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。
	(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上60%未満である損害をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限ります。
全損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。
	(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)をいいます。
大半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額(注)の40%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が50%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主

要構造部の損害の額には、次条(1)の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。

(注) 門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。

(生活用動産の場合)

生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の60%以上80%未満である損害をいいます。

建物  
土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、扉、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限ります。

建物の主要構造部  
建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条(用語の定義)第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。

(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合)  
この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条(保険金の支払額)(注)①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。

他の保険契約  
(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合)  
この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条(保険金の支払額)(注)③①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。

保険価額  
損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。

保険期間  
保険証券記載の保険期間をいいます。

## 第2章 補償条項

### 第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。

(2) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(注)に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。

(注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。

(3) 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水(注)または地盤面(注)より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合(注)3)には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。

(注) 1) 居住の用に供する部分の床を越える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいき、土間、天井の類を除きます。

(注) 2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

(注) 3) その建物に生じた(1)の損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合を除きます。

[保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合]

(4) (1)から(3)までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに保険金を支払います。また、門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

[保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合]

(4) 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、扉または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。

(5) 保険の対象が生活用動産である場合には、(1)から(3)までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに保険金を支払います。

[第3条 (保険金を支払わない場合)]

(1) 当会社は、地震等の際ににおいて、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、被保険者(注)1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注)2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③ 保険の対象の紛失または盗難

④ 戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注)3)

⑤ 核燃料物質(注)4)もしくは核燃料物質(注)4)によって汚染された物(注)5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注) 1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。

(注) 2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。

(注) 3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

##### 第4条 (保険の対象の範囲)

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。

(2) (1) の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、扉もしくは垣または物置、庫庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(3) (1) の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

① 昼、建具その他これらに類する物

② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの

③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの

(4) (1) および(3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

① 通貨、有価証券 預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

② 自動車 (注)

③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

④ 稼本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

⑤ 商品、営業用什器、備品その他これらに類する物

(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

##### 第4条 (保険の対象の範囲)

(1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分 (注) または生活用動産に限られます。

(注) 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。

(2) (1) の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、扉もしくは垣または物置、庫庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。

(3) (1) の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。

① 昼、建具その他これらに類する物

② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したもの

③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したもの

(4) (1) および(3) の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。

① 通貨、有価証券 預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

② 自動車 (注)

③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

④ 稼本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

⑤ 商品、営業用什器、備品その他これらに類する物

(注) 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

##### 第5条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条 (保険金を支払う場合) の保険金として次の金額を支払います。

① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険金額を限度とします。

② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険金額の60%に相当する額を限度とします。

③ 保険の対象である建物または生活用動産が半小損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険金額の30%に相当する額を限度とします。

④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損なった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険金額の5%に相当する額を限度とします。

(2) (1) の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし (1) の規定を適用します。

① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円

② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(3) (2) または(2) の建物または生活用動産について、地震保険法第2条 (定義) 第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (2) または(2) に規定する限度額または保険金額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1) の規定を適用します。

① 建物

5,000万円または  
保険金額のいずれ  
か低い額 ×  $\frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$

② 生活用動産

1,000万円または  
保険金額のいずれ  
か低い額 ×  $\frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$

(4) 当会社は、(2) ①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2) ①の建物が2以上との世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2) より(3) の規定をそれぞれ適用します。

(5) (2) から(4) までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (2) の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から (2) ①または(2) に規定する限度額を差し引いた残額

② (3) の規定により保険金を支払った場合 (注) は、この保険契約の保険金額から次の算式によつて算出した額を差し引いた残額

ア. 建物

(2) ①に規定する限度額 ×  $\frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$

イ. 生活用動産

(2) ②に規定する限度額 ×  $\frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$

(注) (2) ①または(2) の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (2) ②または(2) に規定する限度額を超える場合に限ります。

(6) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

##### 第5条 (保険金の支払額)

(1) 当会社は、第2条 (保険金を支払う場合) の保険金として次の金額を支払います。

① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険金額を限度とします。

② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険金額の60%に相当する額を限度とします。

③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が半小損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険金額の30%に相当する額を限度とします。

④ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損なった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険金額の5%に相当する額を限度とします。

(2) 専有部分および共用部分を 1 保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして (1) および (4) の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険金額の割合 (注) によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

(注) 専有部分の保険金額と共用部分の共有持分の保険金額との合計額に対する専有部分の保険金額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険金額の割合は40%とみなします。

(3) (1) の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ規定する限度額を超える場合は、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし (1) の規定を適用します。

① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円

② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

(4) (3) または(2) の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条 (定義) 第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が (3) ①もしくは(2) に規定する限度額または保険金額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によつて算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1) の規定を適用します。

① 専有部分

5,000万円または  
保険金額のいずれ  
か低い額 ×  $\frac{\text{この保険契約の専有部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分に  
ついての保険金額の合計額}}$

② 共用部分

5,000万円または  
保険金額のいずれ  
か低い額 ×  $\frac{\text{この保険契約の共用部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分に  
ついての保険金額の合計額}}$

③ 生活用動産

1,000万円または  
保険金額のいずれ  
か低い額 ×  $\frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての  
保険金額の合計額}}$

(5) 当会社は、(3) ①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の専有部分および共用部分がある場合、または(3) ①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸室ごとに(3) より(4) の規定をそれぞれ適用します。

(6) (3) から(5) までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

① (3) の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から (3) ①または(2) に規定する限度額を差し引いた残額

② (4) の規定により保険金を支払った場合 (注) は、この保険契約の保険金額から次の算式によつて算出した額を差し引いた残額

ア. 専有部分

専有部分および  
共用部分

(3) ①に規定する限度額 × この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額  
それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額

#### イ. 生活用動産

(3) ②に規定する限度額 × この保険契約の生活用動産についての保険金額  
それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額

(注) (3) ①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3) ①または②に規定する限度額を超えるときに限ります。

(7) 当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当会社に移転しません。

### 第六条 (包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

### 第七条 (保険金支払についての特則)

(1) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。

(2) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

### 第八条 (2以上の地震等の取り扱い)

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

## 第三章 基本条項

### 第九条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。  
(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まつた後でも、当会社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第十条 (告知義務)

(1) 保険契約者は被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者は被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合はまたは事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合はまたは過失によってこれを知らなかった場合(注)

③ 保険契約者は被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認める限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合は保険契約締結時から1年を経過した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行なう者が、事実を告げることを妨げた場合は事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勤めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、そのまま返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

### 第十一條 (通知義務)

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事が発生した場合には、保険契約者は被保険者は、遅延なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事がなくなつた場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。  
② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ (1)および(2)のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。  
(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある項として定めたものに関する事実に限ります。

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事が発生した場合には、保険契約者は被保険者は、遅延なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事がなくなつた場合には、当会社への通知は必要ありません。

① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。  
② 保険の対象を他の場所に移転したこと。

③ (1)および(2)のほか、告知事項の内容に変更を生じせる事実(注)が発生したこと。  
(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事

項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者はまたは被保険者が、故意または重大な過失によって遅延なく(1)の規定による通知をしなかつたときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除による危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(6) (2)の規定にかかるわざらず、(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもつて、この保険契約を解除することができます。

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(6) (2)の規定にかかるわざらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもつて、この保険契約を解除することができます。

(注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合には、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分すべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

(7) (6)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかるわざらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求することができます。

#### 第十二条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者は保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅延なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

#### 第十三条 (保険の対象の譲渡)

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者はまたは被保険者は、遅延なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

(2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険契約および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させときは、(1)の規定にかかるわざらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、第15条(保険契約の失効) (1)の規定にかかるわざらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

#### 第十四条 (保険契約の無効)

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもつて締結した保険契約は無効とします。

(2) 警戒宣言が發せられた場合は、大震法第3条(地震防災対策強化地域の指定等)第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象についてその警戒宣言が發せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地盤災害に関する警戒解除宣言が發せられた日(注)までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が發せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一にして引き続き締結された保険契約については、効力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。

(注) その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

#### 第十五条 (保険契約の失効)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事が発生した時に保険契約は効力を失います。

① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条(保険金支払後の保険契約) (1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

② 保険の対象が譲渡された場合(注)

(2) オのの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

#### 第十六条 (保険契約の取消し)

保険契約者はまたは被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第十七条 (保険金額の調整)

(1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

#### 第十八条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

#### 第十九条 (重大事由による解除)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をも

つて、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該すること。
  - ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
  - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ウ. 反社会的勢力（注）を不正に利用していると認められること。
  - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注)暴力団、暴力團員（暴力團員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力團構成員、暴力團関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) (1)の規定による解釈が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)から(4)までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対するは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (3) 保険契約者または被保険者が(1)③からオまでのいずれにも該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③からオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

## 第20条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解消できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領取前に生じた事由による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

## 第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）

- (1) 第14条（保険契約の無効）(1)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 第14条（保険契約の無効）(2)の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。
- (3) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に對し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (4) この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）(2)の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に對し日割をもって計算した保険料を返還します。

## 第23条（保険料の返還－取消しの場合）

- 第16条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

## 第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

- (1) 第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に過つて、取り消された部分に對応する保険料を返還します。

- (2) 第17条（保険金額の調整）(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に對し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

## 第25条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)もしくは(6)、第19条（重大事由による解除）(1)または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に對し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に對し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

## 第26条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。（注）既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内に調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

## 第27条（損害防止義務）

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

## 第28条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
  - ① 保険金の請求書
  - ② 損害見積書
  - ③ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行るために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
  - ④ 被保険者が保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事実を示す書類ももってその旨を当会社に申し出して、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
    - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
    - ② ①に規定する者がない場合は(1)に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
    - ③ ①および②に規定する者がない場合は(1)および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族
  - ④ 法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じて、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払いません。

## 第29条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注）1からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次項の確認を終え、保険金を支払います。
  - ① 保険金の支払事由が生じた有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注）2および事故と損害との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失效、取消しなどは終了（注）3の事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注) ①被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注) ② 保険金額を含みます。
- (注) ③ 第33条（付帯される保険契約との関係）(2)において定める終了に限ります。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかるわざ、当会社は、請求完了日（注）1からその日を含めて次に掲げる日数（注）2を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
  - ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査、調査結果の照会（注）3、180日
  - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会、90日
  - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査、60日
  - ④ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によつて被害想定が報告された首都直下地震、東南海地震、東南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査、365日

- ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査、180日
- (注) ①被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注) ② 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注) ③ 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会を含みます。
- (注) ④ (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注）には、これにより確認が遅延した期間につ

いっては、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

- (注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。  
(4)当会社は、第7条(保険金支払についての特則)の規定により保険金(注)を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。  
(注)概算払の場合を含みます。

### 第30条(時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

### 第31条(代位)

- (1)損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。  
①当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
②①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額  
(2)(1)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。  
(3)保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする託運および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

### 第32条(保険金支払後の保険契約)

- (1)当会社が第5条(保険金の支払額)(1)①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (2)(1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額するとはできません。ただし、第5条(保険金の支払額)(5)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(5)①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)の規定を適用する原因となつた損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- (2)(1)の場合を除き、当会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額するとはできません。ただし、第5条(保険金の支払額)(6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となつた損害が生じた時以後の未経過期間に対する保険金額とします。

- (3)(1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当会社は保険料を返還しません。

- (4)おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

### 第33条(付帯される保険契約との関係)

- (1)この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通にする地震保険法第2条(定義)第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。  
(2)この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の中途において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

### 第34条(保険契約の継続)

- (1)保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条(告知義務)の規定を適用します。

- (注)新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当会社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができるものとします。

- (2)第9条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

### 第35条(保険契約者の変更)

- (1)この保険契約の満了に際し、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条(保険の対象の譲渡)の規定によるものとします。

- (2)(1)の規定による移転を行ふ場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

- (3)保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

### 第36条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1)この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めるすることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

- (3)保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

### 第37条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 第38条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

### 別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1ヶ月まで	25
2ヶ月まで	35
3ヶ月まで	45
4ヶ月まで	55
5ヶ月まで	65
6ヶ月まで	70
7ヶ月まで	75
8ヶ月まで	80
9ヶ月まで	85
10ヶ月まで	90
11ヶ月まで	95
1年まで	100

# 特 約

## (1) 長期保険保険料払込特約（地震保険用）

### 第1条（保険料の返還または請求－通知義務の場合）

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

### 第2条（保険料の返還－失効等の場合）

（1）保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効・失効等の場合）（3）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（2）地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）（2）の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還－無効・失効等の場合）（4）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

### 第3条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）（2）の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

### 第4条（保険料の返還－解除の場合）

地震保険普通保険約款第10条（告知義務）（2）、第11条（通知義務）（2）もしくは（6）、第19条（重大事由による解除）（1）または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条（保険契約による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

### 第5条（保険料の返還または請求－料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の中途で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

### 第6条（保険料の返還－保険金を支払った場合）

地震保険普通保険約款第32条（保険金を支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が終了した場合には、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度（注）を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（注）保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

### 第7条（準用規定）

この特約に定めない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

### 別表 未経過料率係数表

経過年数 経過月数	2年契約		3年契約		4年契約		5年契約							
	0年	1年	0年	1年	2年	0年	1年	2年	3年	4年				
1か月まで	92%	44%	95%	62%	30%	96%	71%	47%	23%	97%	77%	57%	38%	18%
2か月まで	88%	40%	92%	59%	27%	94%	69%	45%	20%	95%	75%	56%	36%	16%
3か月まで	84%	36%	89%	57%	24%	92%	67%	43%	18%	93%	74%	54%	35%	15%
4か月まで	80%	32%	86%	54%	22%	90%	65%	41%	16%	92%	72%	53%	33%	13%
5か月まで	76%	28%	84%	51%	19%	88%	63%	39%	14%	90%	71%	51%	31%	12%
6か月まで	72%	24%	81%	49%	16%	86%	61%	37%	12%	89%	69%	49%	30%	10%
7か月まで	68%	20%	78%	46%	14%	84%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%
8か月まで	64%	16%	76%	43%	11%	82%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	26%	7%
9か月まで	60%	12%	73%	41%	8%	80%	55%	31%	6%	84%	64%	44%	25%	5%
10か月まで	56%	8%	70%	38%	5%	78%	53%	29%	4%	82%	62%	43%	23%	3%
11か月まで	52%	4%	68%	35%	3%	76%	51%	27%	2%	80%	61%	41%	21%	2%
12か月まで	48%	0%	65%	32%	0%	74%	49%	25%	0%	79%	59%	39%	20%	0%

（注）経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

## (2) 自動継続特約（地震保険用）

### 第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	この特約により、保険契約が継続される場合における継続後の契約をいいます。
口座振替	保険契約者の指定する口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
保険料払込期日	継続契約の始期日をいいます。

### 第2条（自動継続の方法）

（1）この保険契約は、保険期間が満了する日の属する月の前日までに保険契約者または当会社から別段の意思表示がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継続の申出があったものとして自動的に継続され、以後の保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険法またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合を除きます。

（注）この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約が付帯したときは、1年とします。

（2）継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

（3）この保険契約に初回保険料口座振替特約が付帯されていない場合は、保険契約者が継続契約の保険料を口座振替の方法により払い込むときは、継続契約は同特約を付帯するものとします。

（4）この保険契約にクレジットカードによる保険料支払に関する特約が付帯されていない場合であっても、保険契約者が継続契約の保険料をクレジットカードにより払い込むときは、継続契約には同特約を付帯するものとします。

### 第3条（保険料の払込方法）

（1）保険契約者は、継続契約の保険料を保険料払込期日までに払込むものとします。

（2）保険契約者が、継続契約の保険料について、保険料払込期日までの属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、継続契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

（3）（1）および（2）の規定に問わらず、保険料の払込方法を定める他の特約が継続契約に付帯されている場合は、その特約の規定に従います。

### 第4条（保険料不払の場合の失効）

（1）継続契約の保険料が保険料払込期日の属する月の翌月末までに、当会社に払込まれない場合は、保険契約は払込期日に遡ってその効力を失します。

（2）（1）の規定に問わらず、継続契約に初回保険料口座振替特約が付帯されている場合で、保険契約者が継続契約の保険料の払込を怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当会社は、「保険料払込期日の属する翌月末日」を「保険料払込期日の属する翌々月末日」と読み替えて（1）の規定を適用します。

### 第5条（継続契約の保険証券）

継続契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券とその継続契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができます。

### 第6条（保険料改定による保険料の変更）

この保険契約に適用した料率が改定された場合には、当会社は、料率が改定された日以後第2条（自動継続の方法）の規定によって継続される保険期間に対する保険料を変更します。

### 第7条（特約の失効）

この保険契約に、団体保険・集団保険特約が適用されている場合であって、同特約の失効または解除に関する規定により同特約が効力を失ったときまたは同特約が解除されたときは、この特約も効力を失します。

### 第8条（地震保険普通保険約款との関係）

（1）第2条（自動継続の方法）の規定は地震保険普通保険約款第10条（告知義務）（2）および第11条（通知義務）（2）の効力を妨げないものとします。

（2）この特約は地震保険普通保険約款第34条（保険契約の継続）の規定とはかわりありません。

第9条（準用規定）

この特約に定めない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款および付帯される特約の規定を準用します。

## (3) 抵当権者特約（地震保険用）

### 第1条（保険金の支払）

（1）当会社は、被保険者がこの地震保険契約（その継続契約を含みます。以下同様とします。）による保険金請求権をこの特約が付帯される地震保険契約の保険の対象について抵当権を有する下記の者（以下「抵当権者」といいます。）に、地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた時におけるその抵当権付債権の額を限度として譲渡したことを承認し、この特約が付帯される地震保険契約によって保険金として支払うべき額をその損害が生じた時におけるその抵当権付債権の額を限度としてその抵当権者に支払うものとします。

（2）（1）の抵当権に優先する他の権利がある場合は、（1）の支払限度額は、この地震保険契約の保険の対象について存在するすべての保険契約によって支払われるべき保険金の合計額から地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じた時における優先する他の権利によって担保される債権の額を差し引いた残額を超えないものとします。

### 第2条（通知義務）

（1）当会社は、地震保険普通保険約款第11条（通知義務）（1）に規定する保険契約者または被保険者の義務の不履行があった場合においても、第1条（保険金の支払）の規定により保険金を支払うものとします。

（2）抵当権者は、地震保険普通保険約款第11条（通知義務）（1）のいずれかに該当する事実の発生を知った場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者がこの手続を完了した場合を除きます。

（3）地震保険普通保険約款第11条（通知義務）（1）の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、抵当権者が故意または重大な過失によって遅滞なく（2）の規定による通知をしなかったとき

は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (3) の規定は、当会社が、(3) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(5) (3) の規定による解除が地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、地震保険普通保険約款第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(6) (5) の規定は、(3) の危険増加をもたらした事実に基づかずして発生した事故による損害については適用しません。

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

(7) (3) の規定にかかわらず、地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1) の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が居住の用に供されなくなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

#### 【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

(7) (3) の規定にかかわらず、地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1) の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合（注）には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

(8) (7) の規定による解除が地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、地震保険普通保険約款第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、地震保険普通保険約款第11条（通知義務）(1) の事実が生じた時から解除がなされた時までに発生した地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

#### 第3条（保険料の返還または請求）

(1) 抵当権者が第2条（2）の通知をする場合および地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）(1) または(2) の規定による当会社の保険料の請求に対し、保険契約者がその支払を怠った場合には、抵当権者は、当会社の請求によりその保険料を支払わなければなりません。

(2) 抵当権者が(1) の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、抵当権者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(3) (1) の規定による追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (3) の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した地震保険普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

#### 第4条（保険契約の解除）

当会社が地震保険普通保険約款およびこれに付帯される特約の解除に関する規定によりまたは保険契約者の合意によりこの特約が付帯される地震保険契約を解除する場合は、抵当権者に対して少なくとも10日間の猶予期間を設けて書面により予告するものとします。

#### 第5条（権利の譲渡）

(1) 当会社が第2条（通知義務）(1) の規定により保険金を支払った場合は、当会社は、その支払った保険金の額を限度として、抵当権者から抵当権付債権およびこれに付随する権利の譲渡を受けます。この場合において、抵当権者は、当会社に対し、譲渡に必要な手続をとらなければなりません。

(2) (1) の場合において、抵当権者に残存する権利があるときは、その権利は、(1) の規定により当会社が譲渡を受けた権利に優先するものとします。

#### 第6条（この特約の失效）

この特約は、抵当権の消滅によりその效力を失うものとします。